

官報

号外
平成二十八年十一月二十九日

○第百九十二回 衆議院會議録 第十五号

平成二十八年十一月二十九日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成二十八年十一月二十九日

午後一時開議

第一 官民データ活用推進基本法案(内閣委員
長提出)

第二 公的年金制度の持続可能性の向上を図る
ための国民年金法等の一部を改正する法
律案(第百九十回国会、内閣提出)

○今日の会議に付した案件

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案(山井和
則君外七名提出)

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案(山井和
則君外七名提出)

会期延長の件

日程第一 官民データ活用推進基本法案(内閣
委員長提出)

日程第二 公的年金制度の持続可能性の向上を
図るための国民年金法等の一部を改正する法
律案(第百九十回国会、内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○笹川博義君 議事日程追加の緊急動議を提出い
たします。

山井和則君外七名提出、厚生労働委員長丹羽秀
樹君解任決議案は、提出者の要求のとおり、委員
会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進
められることを望みます。

○議長(大島理森君) 笹川博義君の動議に御異議
ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、日程第一に先立ち追加されました。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案(山井
和則君外七名提出)

○議長(大島理森君) 厚生労働委員長丹羽秀樹君
解任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。大西健介君。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔大西健介君登壇〕

○大西健介君 民進党の大西健介でございます。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただ
いま議題となりました厚生労働委員長丹羽秀樹君
解任決議案について、提案の趣旨を説明いたしま
す。(拍手)

主文

本院は、厚生労働委員長丹羽秀樹君を解任す
る。

以上であります。

以下、その理由を申し述べます。

厚生労働委員長丹羽秀樹君は、去る二十五日、
職権で年金カット法案の審議を強行して採決を行
いました。国民生活を左右する極めて重要な法案
であるにもかかわらず、わずか十九時間の審議で
幕引きを図ったことは許しがたい暴挙です。年金
カットの新ルールの問題を国民に知られないうち
に議論にふたをしようとしたのです。

丹羽君は、委員長就任の挨拶で、委員長になれ
ば多くの人が述べる、円満な委員会運営に努める
といった決意を述べませんでした。丹羽君には、
はなから円満な委員会運営をしようという気がな
かった証左です。

丹羽君は、自身のホームページで、自民党国会
対策副委員長、議院運営委員会理事として円満な
国会運営にように取り組んでまいりましたとこ
れまでの実績を述べていますが、聞いてあきれ
ます。

丹羽君のこれまでの委員会運営は、余りにも異
常なものでした。今国会冒頭の大臣所信の聴取か
ら委員会職権で、その後も職権を連発し、これま
で九回の審議のうち、何と七回が職権立てです。

また、丹羽君は、委員会審議で、机上配付は認
められている資料を、パネルとして使うことを禁

止しました。その資料は、マクロ経済スライドに
より、将来の年金の所得代替率が三割減り、現状
の基礎年金の平均月額五万円が三・五万円になっ
てしまうということを示したものであります。こ
のことは年金カットの新ルールを議論する前提と
して欠かせない重要な事実であり、それをわかり
やすく国民に伝えるためのパネルを認めないとい
うのは、まさに、よろしむべし、知らしむべから
ずというお上の発想そのものであります。

さらに、丹羽君は、T P P特別委員会に認めら
れたパネルであっても、厚生労働委員会を使うこ
とを禁止しました。あれもだめ、これもだめと言
論を封殺する行為は、言論の府である国会の自殺
行為であります。

年金カット法案については、採決どころか審議
に入ることすら適当でない状態が続いてしまし
た。厚労省から、年金カット法案に盛り込まれた
年金改定の新ルールを適用した場合のまともな試
算が出されてこなかったからであります。

厚労省が出してきた試算は、今後、賃金が上が
り続けて、年金カットの新ルールが適用されない
ことが前提になっていた、新ルールとは全く関係
ない試算でありました。審議に必要なものは、こ
れから新ルールが適用されたらどれくらい年金が下
がるのかという試算であります。それもなしに、
職権で審議を進め、採決までしてしまつた丹羽君

は、地元の支援者から、年金カット法案で今後幾
ら年金が減るのですかと聞かれたら、一体何と答
えるのでしょうか。この初歩的な質問について、
今に至っても誰も答えることができないのは異常
なことでもあります。

マクロ経済スライドの強化や年金カットの新
ルールの適用で年金が減り続ければ、年金の財政
はもたせることができて、高齢者の生活はもた

なくなりします。このままでは、将来、貧困高齢者が急増し、生活保護を受ける年金受給者もふえ続けることが懸念されます。年金水準の低下に加えて、医療や介護の負担増やサービスカットによって、ぎりぎりの生活を強いられている高齢者は、わずかな額でも年金が下れば、たちまち生活が立ち行かなくなることが丹羽君にはわからないのでしょうか。そうした弱い立場にある人々の声を無視して採決を強行した丹羽君は、御祖父である丹羽兵助元労働相の、葉っぱの裏に光を当てるのが政治という言葉をお忘れしましたでしょうか。

この法案には、ほかに、GPIFのガバナンスの見直し、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進、国民年金一号被保険者の産前産後期間の保険料の免除、日本年金機構の国庫納付規定の整備など、多岐にわたる重要な論点が含まれております。しかし、年金カットの新ルール以外の論点についてはほとんど議論をされておらず、まだまだ審議は尽くされているとは言えません。

我々民進党は、年金カット法案よりも、人命にかかわる長時間労働規制法案を先に審議するように強く求めてまいりました。しかし、丹羽君を初め与党の諸君は、それを拒み続けました。

年金カットの新ルールの施行は、平成三十三年の四月であります。一方、昨年のクリスマスまでの過労自殺した電通社員の高橋まつりさんのように、今この瞬間も、長時間労働によって身も心もぼろぼろになって、追い込まれている方々もいるんです。再び悲劇を繰り返さないためにも、我々がやるべきことは、一日も早く長時間労働規制法案を成立させることではないでしょうか。

そして、民進党は、高橋さんの過労自殺の問題を重く受けとめて、年金カット法案の審議よりも、長時間労働は正に關する集中審議を衆議院で

優先して行うことを求めてまいりました。しかし、丹羽君を初め与党の諸君は、これも拒み続けました。参議院では集中審議を行ったのに、なぜ衆議院で行うことができないのか、全く理解することができません。

先日の厚生労働委員会で、安倍首相は、審議を何時間やったって同じと言いました。丁寧な審議を経て、与野党が歩み寄って採決をするという国会の基本的なルールを無視した発言であり、数のおごりであります。しかし、最近の与党の国会運営を見てみると、そのような総理の意向をそんたくし、官邸の顔色ばかりうかがっているように、国権の最高機関としての立法院の威信はどこへ行ってしまったのかと情けなくなりました。

そして、委員長席で不安そうに目を泳がせて、委員長としてみずから判断を下すことなく、田村筆頭理事の指示のままに動く丹羽厚生労働委員長は、立法院の権威失墜の象徴であります。

丹羽君のホームページには、座右の銘は信なくば立たずとあります。公正中立な委員会運営を求められる委員長として、完全に信頼を失ってしまった丹羽君に、もはやその資格はありません。以上が、厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案を提出する理由であります。議員諸氏が、その良心に従い、本議案に御賛同賜らんことを訴えて、趣旨説明を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。後藤茂之君。

〔後藤茂之君登壇〕

○後藤茂之君 自由民主党・無所属の会の後藤茂之です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、民進

党山井和則君外七名提出の厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案に断固反対する立場から討論を行います。(拍手)

まず、政府提出の年金改革法案は、新聞各紙の社説を初めとする各種マスコミも法案の重要さを取り上げているように、端的に申し上げれば、負担を分け合い、将来世代の年金を守るための法案であり、制度改革によって将来世代の給付が確保されるものであります。

しかし、残念なことに、民進党の諸君は、この年金制度改革法案を年金カット法案と称し、いたずらに国民の不安をあおり、真剣な議論から逃避してききました。理事会においても、事あるごとに、理由にならない理由を並べては審議を拒否する言動を繰り返して、職責を放棄してまいりました。

私たち国会議員は、議論し、結論を出すことが仕事であり、いたずらに審議を拒むことは決して許されざる行為であります。

しかし、丹羽委員長は、そんな理不尽な行為を繰り返す野党諸君の意見にも真摯に耳を傾け、幾度となく円満な委員会運営に努めてまいりました。言うまでもなく、丹羽委員長は、温厚かつ冷静沈着、さらに責任感や正義感は一層強く、まさしく公平中立な委員長という役職にふさわしいお人柄であります。

その丹羽委員長が、どうしても与野党の合意点を見出すことができない中で、やむを得ず、委員長の判断で委員会の運営を進めざるを得なかったことは、まさに厚生労働委員長としての職責を果たしただけの行為なのであります。

残念なことに、一部の民進党議員は、自分たちの意見が通らないからといって、委員長席に詰め寄り採決を妨害するなど、あつてはならない暴挙

に出ました。これらの行動に参加した議員諸君に猛省を促し、また、所属する民進党に強く抗議いたします。

私たちは、議論し、結論を出さなければなりません。それが既存の制度を改革するものであっても、逃げることなく真正面から取り組み、国民に説明する義務を負っているからであります。今回の一連の丹羽委員長判断は、国民から負託を受けた者として責任ある行動をとられただけであり、決して解任に値するものではありません。

以上のような理由から、丹羽厚生労働委員長の解任決議案には断固反対であると再度申し上げます。私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 阿部知子君

〔阿部知子君登壇〕

○阿部知子君 民進党の阿部知子です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

賛成する理由は、丹羽君が、厚生労働省や厚生労働委員会が最優先で取り組まねばならない国民的な喫緊の課題である長時間労働と相次ぐ過労死の現実を前にして、これを是正すべく野党が提出した長時間労働規制法案を放置したまま年金カット法案の審議を優先させたばかりか、基本となるはずの厚生労働省の試算も恣意的であり、かつ、十分な審議もせずに、強行採決によって幕引きを図ったことです。

若者の非正規、不安定雇用と対をなす正社員の長時間労働や、パワハラ、セクハラの横行などによる自死、過労死問題は、実は年金の大事な支え手である次世代が著しく疲弊し、その役割を担うことができないという危機的な状況の反映です。

このことにしつかりと対処しない政治は、そもそも未来を語るができないはずであります。

今回の内閣提出の法案が、専ら将来世代への給付増をうたいながら、現実には人間的に働くことすらかなわない生身の若者に目が注がれていないということは、実は、法案に盛り込まれた高齢者の年金削減でも全く同じ構造だと思えます。

そもそも、二〇〇四年に成立した年金のマクロ経済スライドの仕組みは、それまでの基礎的暮らしを支えるための給付を目指した年金体系から、少子高齢社会が進む中で、現役世代の保険料率に上限を定め、物価上昇にスライドをかけて給付を抑制することで世代間のバランスを保とうとしたものです。それが基礎年金部分にも及ぶことは大きな問題との指摘もある中で、二〇一四年財政検証においては、スライド調整期間が長期化し、二〇四三年にまで及ぶことが明らかになりました。

加えて、今回の改正法案に盛り込まれた年金カットの新ルールが発動されると、物価が上がっても、賃金下がれば、それに合わせて年金が下がることになってしまいます。新ルールが発動される都度、物価と年金の水準がどんどん乖離していつてしまいます。

こうして、物価上昇に見合う給付増はなく、賃金低下の分、さらに年金額が減っていくおそれがあるわけですが、そもそも、現在でも基礎年金だけで生活していくことは極めて難しいのが実情です。

二〇〇九年から二〇一四年に至る五年間を見ても、税、社会保険料負担を勘案すると実質的な生活保護基準に及ばない貧困世帯高齢者数は、六百四十万人から七百九十一万人まで約百五十万人増加したとの推計があります。既に、生活保護を受ける高齢者は増加し続け、受給者全体の半数を

超えております。にもかかわらず、マクロ経済スライドによって二〇四三年までに基礎年金の所得代替率は今よりも三割減ることになっております。加えて、年金カットの新ルールが適用されれば、高齢者の貧困化は一層加速し、さらに消費税負担増の影響も緩和される見通しがありません。生活困窮に陥るのは目に見えています。

政府・与党は年金カット法案を将来年金確保法案と呼びますが、目前の高齢者の困窮にはあえて目をつぶったとしても、実は、将来世代の年金給付増に与える効果もあるかなしかなものであります。

また、ここで使われるいわゆる所得代替率の話もあくまで絵に描いた餅にすぎず、夫が正社員として四十年間働き、妻は専業主婦という世帯をモデルにした比較でしかありません。現実にはふえる一方の御高齢者のひとり暮らし、とりわけ最も厳しい状況に置かれる女性の高齢者の問題は、全く検討の対象ですらありません。女性の多様な人生、シングルや離婚、母子家庭等の現実、あるいは男女間の賃金、雇用条件等の格差の実態を踏まえた年金と生活保障の検討も不可欠です。

本来、年金試算とは、ジェンダーも含めてさまざまな属性や経歴を持つ高齢者のおおのを視野に置くべきであり、政府とは独立した機関による推計にのっとり、労働力喪失の補填としての年金給付制度が設計されねばならないと考えます。あわせて、基礎的暮らしを保障するための政策パッケージもなくてはなりません。すなわち、年金制度の内外を問わず、現金給付と医療、介護、福祉、住宅等の現物給付をどう組み合わせしていくかという政策こそが最も必要とされております。

今、政府がやるべきことは、既にマクロ経済スライドで年金額が将来大きく毀損されることへの対応も含めて、これを一日も早く終わらせるため

に最も有効とされる非正規労働者への厚生年金適用の抜本的拡大を行うことです。適用拡大は、現在四十代、五十代の年金給付増には直ちに直結しませんが、若い世代の将来の年金を確保する、まさに将来世代年金確保のために一刻の猶予もありません。

厚生労働委員会では、これからも、国民生活に重大な影響を及ぼす法案や案件の審議がメジロ押しです。

例えば、過重な長時間労働を課し、過労死を促進する残業代ゼロ法案も粗上に乗っています。この法案によって導入される高度プロフェッショナル制度は、企業の残業代等の支払い義務を免除して、合法的に過重な長時間労働を課するものです。

さらに、残業代ゼロ法案には、事実上の残業代ゼロで長時間労働の温床となっている裁量労働制の対象者を拡大することも盛り込まれております。年収要件などがないため、中低所得の労働者、若年労働者も対象になってしまいます。残業代を払わず過重な長時間労働をさせるブラック企業を喜ばせるだけの法案です。

厚生労働委員会の本来の役割を取り違える丹羽君が委員長にとどまれば、残業代ゼロ法案もいとも簡単に成立し、働く環境がますます悪化してしまいます。

さらに、安倍政権は、働き方改革に関する法案を検討していくとしていますが、世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す安倍政権が、いかに耳当たりのよいキャッチフレーズを繰り返すとしても、真に働く者のためになる法律をつくることは到底考えられません。まして、丹羽君のもとでは、十分な審議時間が確保されず、法案の問題点が精査されないままに打ち切られてしまうことが容易に想像できます。

子供、若者から高齢者まで、その暮らし、仕

事、そして命までも左右する法案を審議する厚生労働委員会において、緊急課題を脇に置き、熟議の民主主義の原則も放り出すような丹羽君が委員長にふさわしくないことは明らかです。

○議長(大島理森君) 阿部君、阿部君、決められた時間が過ぎております。

○阿部知子君(続) 以上、申し述べてまいりましたように、丹羽君が厚生労働委員長としてその職にとどまることは到底許されません。本院の全ての皆さんが解任決議案に賛成されることをお願い申し上げます。討論をいたします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(大島理森君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

○議長(大島理森君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数 四百六十

可とする者(白票) 百二十二

否とする者(青票) 三百三十八

○議長(大島理森君) 右の結果、厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案は否決されました。(拍手)

山井和則君外七名提出厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	阿部 知子君	青柳陽一郎君	赤松 広隆君	荒井 聰君	井坂 信彦君	井出 庸生君	石関 貴史君	泉 健太君	今井 雅人君	江田 憲司君	枝野 幸男君	小川 淳也君	小熊 慎司君	緒方林太郎君	大串 博志君	大島 敦君	大西 健介君	大島 章宏君	太田 和美君	逢坂 誠二君	岡田 克也君	岡本 充功君	奥野総一郎君	落合 貴之君	柿沢 未途君	金子 恵美君	神山 洋介君	菅 直人君	木内 孝胤君	吉良 州司君	黄川田 徹君	岸本 周平君	北神 圭朗君	黒岩 宇洋君	玄葉光一郎君	小宮山泰子君	小山 展弘君	後藤 祐一君	郡 和子君	近藤 昭一君	近藤 洋介君	佐々木隆博君	坂本祐之輔君	重徳 和彦君	階 猛君	篠原 豪君	篠原 孝君	篠原 克昌君	鈴木 義弘君	田嶋 要君	田嶋 一成君	高井 崇志君	高木 義明君	武正 公一君	玉木雄一郎君	津村 啓介君	辻元 清美君	寺田 学君	中川 正春君	中島 克仁君	中根 康浩君	長島 昭久君	長妻 昭君
-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------

否とする議員の氏名

野田 佳彦君	伴野 豊君	福島 伸享君	古川 元久君	細野 豪志君	前原 誠司君	升田世喜男君	松田 直久君	松原 仁君	宮崎 岳志君	本村賢太郎君	山井 和則君	横路 孝弘君	笠 浩史君	渡辺 周君	池内さおり君	大平 喜信君	穀田 恵二君	志位 和夫君	塩川 鉄也君	田村 貴昭君	畑野 君枝君	藤野 保史君	真島 省三君	宮本 徹君	小沢 一郎君	照屋 寛徳君	上西小百合君	仲里 利信君	あかま二郎君	安倍 晋三君	青山 周平君	赤澤 亮正君	初鹿 明博君	平野 博文君	福田 昭夫君	古本伸一郎君	馬淵 澄夫君	牧 義夫君	松木けんこう君	松野 頼久君	水戸 将史君	村岡 敏英君	山尾志桜里君	柚木 道義君	横山 博幸君	鷲尾英一郎君	赤嶺 政賢君	梅村さえこ君	笠井 亮君	斉藤 和子君	清水 忠史君	島津 幸広君	高橋千鶴子君	島山 和也君	堀内 照文君	宮本 岳志君	本村 伸子君	玉城デニー君	吉川 元君	川端 達夫君	野間 健君	あべ 俊子君	逢沢 一郎君	赤枝 恒雄君	秋葉 賢也君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

秋元 司君	浅尾慶一郎君	穴見 陽一君	安藤 裕君	井上 信治君	井林 辰憲君	伊藤信太郎君	伊藤 達也君	池田 道孝君	石川 昭政君	石田 真敏君	石原 伸晃君	稲田 朋美君	今津 寛君	岩田 和親君	うえの賢一郎君	江渡 聡徳君	衛藤征士郎君	小倉 将信君	小里 泰弘君	小野寺五典君	尾身 朝子君	大岡 敏孝君	大隈 和英君	大塚 拓君	大西 宏幸君	大見 正君	奥野 信亮君	加藤 鮎子君	加藤 寛治君	勝沼 栄明君	門 博文君	金子 一義君	金子めぐみ君	秋本 真利君	麻生 太郎君	甘利 明君	井野 俊郎君	井上 貴博君	伊東 良孝君	伊藤 忠彦君	伊吹 文明君	池田 佳隆君	石崎 徹君	石破 茂君	石原 宏高君	今枝宗一郎君	今村 雅弘君	岩屋 毅君	江崎 鐵磨君	江藤 拓君	遠藤 利明君	小此木八郎君	小田原 潔君	小淵 優子君	越智 隆雄君	大串 正樹君	大塚 高司君	大西 英男君	大野敬太郎君	岡下 昌平君	鬼木 誠君	加藤 勝信君	梶山 弘志君	勝俣 孝明君	門山 宏哲君	金子万寿夫君	金子 恭之君
-------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	---------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

金田 勝年君	神谷 昇君	亀岡 偉民君	川崎 二郎君	河村 建夫君	菅家 一郎君	木原 誠二君	木村 太郎君	城内 実君	岸田 文雄君	北村 茂男君	工藤 彰三君	小泉進次郎君	小林 鷹之君	小松 裕君	後藤 茂之君	河野 太郎君	國場幸之助君	左藤 章君	佐田玄一郎君	佐藤ゆかり君	斎藤 洋明君	坂本 哲志君	笹川 博義君	塩谷 立君	島田 佳和君	白須賀貴樹君	新藤 義孝君	菅原 一秀君	鈴木 馨祐君	鈴木 淳司君	鈴木 憲和君	園田 博之君	上川 陽子君	神山 佐市君	鴨下 一郎君	河井 克行君	神田 憲次君	木内 均君	木原 稔君	木村 弥生君	黄川田仁志君	北川 知克君	北村 誠吾君	熊田 裕通君	小島 敏文君	小林 史明君	古賀 篤君	後藤田正純君	高村 正彦君	今野 智博君	佐々木 紀君	佐藤 勉君	齋藤 健君	坂井 学君	櫻田 義孝君	塩崎 恭久君	柴山 昌彦君	下村 博文君	新谷 正義君	菅 義偉君	助田 重義君	鈴木 俊一君	鈴木 貴子君	鈴木 隼人君	関 芳弘君	蘭浦健太郎君
--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

田所 嘉徳君	田中 和徳君	浜田 靖一君	林 幹雄君	山本 有二君	吉川 貴盛君
田中 英之君	田中 良生君	原田 憲治君	原田 義昭君	吉野 正芳君	義家 弘介君
田野瀬太道君	田畑 毅君	比嘉奈津美君	平井たくや君	和田 義明君	若狭 勝君
田畑 裕明君	田村 憲久君	平口 洋君	平沢 勝榮君	若宮 健嗣君	渡辺 孝一君
平 将明君	高市 早苗君	ふくだ峰之君	福井 照君	渡辺 博道君	赤羽 一嘉君
高木 毅君	高木 宏壽君	福田 達夫君	福山 守君	井上 義久君	伊佐 進一君
高島 修一君	高橋ひなこ君	藤井比早之君	藤丸 敏君	伊藤 涉君	石井 啓一君
竹下 亘君	竹本 直一君	藤原 崇君	船田 元君	石田 祝稔君	稲津 久君
武井 俊輔君	武部 新君	古川 康君	古川 禎久君	上田 勇君	浮島 智子君
武村 展英君	橋 慶一郎君	古田 圭一君	星野 剛士君	漆原 良夫君	江田 康幸君
棚橋 泰文君	谷 公一君	細田 博之君	堀井 学君	大口 善徳君	太田 昭宏君
谷川 とむ君	谷川 弥一君	堀内 詔子君	前川 恵君	岡本 三成君	北側 一雄君
津島 淳君	辻 清人君	前田 一男君	牧島かれん君	國重 徹君	奥水 恵一君
土屋 品子君	土屋 正忠君	牧原 秀樹君	松島みどり君	佐藤 茂樹君	佐藤 英道君
寺田 稔君	とかしきなおみ君	松野 博一君	松本 純君	斉藤 鉄夫君	高木美智代君
土井 亨君	富樫 博之君	松本 剛明君	松本 文明君	高木 陽介君	竹内 譲君
渡海紀三朗君	富岡 勉君	松本 洋平君	三ッ林裕巳君	角田 秀穂君	遠山 清彦君
豊田真由子君	中川 俊直君	三ッ矢憲生君	三原 朝彦君	富田 茂之君	中川 康洋君
中川 郁子君	中谷 元君	御法川信英君	宮内 秀樹君	中野 洋昌君	濱地 雅一君
中谷 真一君	中根 一幸君	宮川 典子君	宮腰 光寛君	濱村 進君	樋口 尚也君
中村 裕之君	中山 展宏君	宮崎 政久君	宮路 拓馬君	古屋 範子君	真山 祐一君
中山 泰秀君	永岡 桂子君	宮下 一郎君	武藤 容治君	榎屋 敬悟君	吉田 宣弘君
長尾 敬君	長坂 康正君	務台 俊介君	宗清 皇一君	足立 康史君	井上 英孝君
長島 忠美君	二階 俊博君	村井 英樹君	村上誠一郎君	伊東 信久君	浦野 靖人君
丹羽 秀樹君	丹羽 雄哉君	望月 義夫君	茂木 敏充君	遠藤 敬君	小沢 鋭仁君
西川 公也君	西村 明宏君	盛山 正仁君	森 英介君	河野 正美君	木下 智彦君
西村 康稔君	西銘恒三郎君	森山 裕君	八木 哲也君	椎木 保君	下地 幹郎君
額賀福志郎君	根本 匠君	築 (和生君)	山際大志郎君	谷畑 孝君	馬場 伸幸君
根本 幸典君	野田 聖子君	山口 俊一君	山口 泰明君	松浪 健太君	丸山 穂高君
野田 毅君	野中 厚君	山口 壯君	山下 貴司君	吉田 豊史君	小泉 龍司君
葉梨 康弘君	萩生田光一君	山田 賢司君	山田 美樹君	長崎幸太郎君	武藤 貴也君
橋本 岳君	橋本 英教君	山本 公一君	山本 幸三君		
馳 浩君	鳩山 二郎君	山本 拓君	山本ともひろ君		

○笹川博義君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

山井和則君外七名提出、厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案は、提出者の要求のとおり、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(大島理森君) 笹川博義君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、日程第一に先立ち追加されました。

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案(山井和則君外七名提出)

○議長(大島理森君) 厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。 郡和子君。

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案

〔本号末尾に掲載〕

〔郡和子君登壇〕

○郡和子君 民進党の郡和子です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、厚生労働大臣塩崎恭久君を信任せず。

右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

塩崎厚生労働大臣には、年金や労働、医療、介護、子育てなど、国民生活に直結する行政を所管する厚生労働省の長として、さまざまな改革に真摯に取り組むことが期待されておりました。しかし、塩崎君は、国民の期待を裏切り続けてきました。これ以上、塩崎君に厚生労働大臣の重責を任せるわけにはいきません。

以下、不信任の具体的な理由を申し述べます。不信任の理由の第一は、国民生活に大打撃を与える可能性が高い年金カット法案を提出し、衆議院厚生労働委員会でも可決させたことです。

年金カット法案には、物価が上がっても、賃金下がれば、下がった賃金に合わせて年金を下げる年金カットの新ルールが盛り込まれています。新ルールが発動されるたびに、年金水準は物価からどんどん乖離し、高齢者の暮らしを直撃いたします。

影響を受けるのは高齢者だけではありません。新ルールは障害年金にも適用されるため、障害を持つ人々の生活にも多大な影響を与えます。

安倍総理が掲げる「億総活躍」とは、年金はカット、だから高齢者も障害者も死ぬまで働けと言わんばかりに、冷たく突き放す意味があったのですね。

マクロ経済スライドで、将来世代の基礎年金の所得代替率は三割削減されます。今でも基礎年金だけで生活していくのは困難であり、三割削減されれば生活が立ち行かなくなることは、火を見るよりも明らかなことです。

最低保障機能を強化し、将来世代が生活できる年金を受け取れるようにするには、年金制度の抜本改革が必要不可欠です。しかし、塩崎大臣は年金制度の改革を避け続け、年金カット法案にも盛り込まれませんでした。年金カット法案が成立し

てしまえば、制度改革は放置され続けてしまいま

す。塩崎大臣は、前代未聞の、強行開会の委員会で趣旨説明を行うという、入り口から真摯に議論を求め姿勢はありませんでした。

審議の前提となるような試算を最後まで出さなかったことも大問題であります。

同僚議員が、新ルールを過去十年間の物価と賃金の変動に当てはめると年金の水準が五・二％下がるとの試算を示しました。民進党が厚生労働省に対して試算を出すよう再三にわたって要求し、ようやく出てきた試算は極めてうさん臭いものであります。

また、厚生労働省の試算では、新ルールで将来の年金水準は七％も上がるとしていますが、今後、賃金上がり続け、年金カットの新ルールが永遠に発動しないという非現実的な財政検証のケースを前提としています。国民に対して誤ったイメージを植えつけた塩崎大臣のやったことは、決して許されることはありません。

どういう前提を置くかによって数字は変わる、数字を具体的に申し上げるようなことはできないと塩崎厚生労働大臣は逃げの答弁を繰り返しましたが、厚生労働省が示した数字がいかげんなものであるとの証左であります。

厚生労働省に対して、新ルールが発動される幾つかの経済シナリオに当てはめた場合の試算を出すよう繰り返し求めましたが、厚生労働省はかたくなにこれを拒み続けたのも、塩崎大臣が試算を出すことを認めなかったためでありま

す。公的年金制度の最低保障機能の空洞化を顧みず、単に制度を残すために年金給付の抑制ばかりに固執すれば、かえって生活保護をふやして、若

年層の年金制度への信頼を弱めることにつながりかねません。

年金収入が減るだけでなく、介護費や医療費の負担増加で支出がふえ続け、最低限の生活ができない下流老人の実態も見ず、国会でまともな審議を封じた塩崎君の国会軽視の姿勢は極めて問題であります。

不信任の理由の第二は、年金積立金の巨額の運用損を隠蔽したことであります。

二〇一四年十月、塩崎君は、年金積立金を運用する基本ポートフォリオを見直し、株式の比率を倍増させて五〇％に引き上げることを認可しました。

年金積立金は、専ら被保険者の利益のために、安全かつ効率的に運用すべきものです。アベノミクスへの評価を維持するために、年金積立金を株価対策に利用してリスクを高めることは、被保険者や年金生活者に対する背信行為であります。

その結果、塩崎大臣は多額の運用損を出しました。ことし七月二十九日に発表された二〇一五年度の運用損は五兆三千九十八億円。民進党が速やかに公表するよう求めたにもかかわらず、塩崎大臣は参議院選挙への悪影響を懸念して参議院選挙後に公表を先送りし、選挙のために隠蔽しました。

塩崎君に大臣の資格はありません。不信任の理由の第三は、過重な長時間労働を促進しようとしていることです。

過労死が社会問題となり、長時間労働の是非が喫緊の課題になっています。二〇一四年には、旧民主党政が主導して、全会一致で過労死等防止対策推進法を成立させることができました。

塩崎大臣は、この立法意思を踏みにじり、残業代支払いなどを適用除外にできる制度の創設や長時間労働の温床となつて裁量労働制の拡大を

盛り込んだ残業代ゼロ法案で、過重な長時間労働を促進しようとしています。この法案は、残業代なしに長時間労働を強いるブラック企業をふやし、合法化する危険性すらあり、過労死推進法と言つても過言ではありません。

以上、申し述べたことが、本院が厚生労働大臣塩崎恭久君を信任せずとの理由であり、ここに塩崎恭久君不信任決議案を提出するものであります。

議員諸氏がその良心に従い、本決議案に御賛同いただくことを訴えて、趣旨説明といたします。ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。三ツ林裕巳君。

(三ツ林裕巳君登壇)

○三ツ林裕巳君 自由民主党の三ツ林裕巳です。

私は、自由民主党・無所属の会、公明党を代表して、ただいま議題となりました塩崎厚生労働大臣に対する不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

そもそも、厚生労働大臣が今回の年金制度改革法案の成立を求めたことを批判していますが、今回の法案は、当時の民主党が社会保障・税一体改革で先送りした課題に結論を出しただけであり、厳しい政策でも勇気を持って進めるのが責任ある政治です。年金制度の抜本改革を主張しながら、実際のところは対案すら決められない政党に批判される筋合いはありません。

また、塩崎大臣が改正法の施行後の試算を示さなかったと批判されますが、民進党の要求に応じた試算は既に十月十七日に公表しています。民進党は、自分たちにとつて都合が悪い試算結果が出たため、別の前提を置いて試算しろと求めているにすぎません。

安倍政権は、デフレからの脱却、賃金上昇、強い経済を目指して全力で取り組んでおります。民進党が求めるような、賃金が物価よりも低下する状況を前提とした試算は行えないと何度も説明しているではありませんか。場当たり的で、思い込みや党利党略によるレッテル張りはやめていただきたい。

また、塩崎大臣が法案採決を強行したかのような批判をされますが、全くの言いがかりであります。国会の運営を決めるのは国会であつて、厚生労働大臣ではありません。そんなことも知らないとは驚きです。仮に、大臣は採決を決める立場にないというのなら批判されているのであれば、採決を求める厚生労働大臣という虚像をアピールしたいがための演出だと思われても仕方がありません。

年金積立金の運用損を出したとの批判をされますが、平成十三年度の自主運用開始以降、年金積立金の累積収益は約四十三兆円、政権交代後は約三十兆円の収益を上げており、批判は的外れであります。

労働基準法改正法案についても批判されましたが、この法案は昨年の通常国会に提出したものであります。この法案は、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保しつつ、その意欲や能力を発揮できる新しい労働制度の選択を可能とするものであり、残業代ゼロ法案とのレッテル張りは当たりません。対案も提出されているようですので、早期に審議しようではありませんか。

塩崎大臣は、長時間労働の抑制などの働き方改革を推進するため、これまで、過重労働撲滅特別対策班「かどく」の新設や三六協定見直しの検討など、積極的な取り組みを進めています。安倍内閣の最重要課題の一つである働き方改革を強力に

推進するためにも、引き続き塩崎大臣のリーダーシップが必要であります。

塩崎大臣は、二十年先を見据えた政策ビジョン「保健医療二〇三五」や、診療報酬本体のプラス改定、医療保険制度改革、地域包括ケアなどを進めてこられました。医療、介護、雇用、福祉などの課題解決に加え、感染症などの健康危機管理に昼夜を問わず全力で取り組んでいる塩崎大臣に引き続き厚生労働行政をリードしていただくことが、我が国にとって最善の道であります。

このような決議案が万が一可決されるようなことがあれば、我が国の憲政史上の大きな汚点となります。良識ある衆議院の皆様に対し、国会の権威を守るため、このような決議案を断固として否決していただくことを求めまして、私の討論を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(大島理森君) 水戸将史君

(水戸将史君登壇)

○水戸将史君 横浜から参りました、民進党の水戸将史であります。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

御案内のとおり、厚生労働省設置法には、厚生労働省の任務として、国民生活の保障及び向上を図ることが規定をされています。しかし、厚生労働大臣ともあろう御本人が、今般、事もあろうに、年金カット法案を国会に提出し、十分な審議をしないまま衆議院厚生労働常任委員会でも可決させ、国民の生活を保障するどころか、脅かしているではありませんか。これでは、厚生労働大臣としての責任を放棄しているのみならず、その資格

を有していないと言つても過言ではありません。塩崎大臣が野党の反対を押し切り強引に可決に導いた年金カット法案には、問題が山積をしております。

大臣、あなたは年金カット法案を将来年金確保法案と呼んでおられますが、その言葉とは裏腹に、その実態は、将来世代の年金確保にとつて全く役に立たない代物であります。そもそも、マクロ経済スライドで将来世代の年金の所得代替率は三割もカットされるではありませんか。それを将来年金確保法案とは、聞いてあきれます。

かつて、民主、自民、公明の三党で成立させた社会保障制度改革推進法では、社会保障制度改革を行うための法制上の措置を講じることが規定されておりました。そして、民主党政権下では、推進法に基づいて公的年金制度を抜本的に改革する具体的な法案を提示することが想定されておりました。

当時の三党合意の一翼を担った塩崎大臣御自身が、将来世代の年金に真つ正面から向き合つて抜本改革に取り組むべきときであります。現在、その最もふさわしい立場にいながら、あなたはどうして抜本改革から逃げ続け、こんな法案でお茶を濁そうとするのか、私には全く理解ができません。

塩崎大臣は、年金カット法案の審議において、みずからの答弁により委員会をその都度混乱させました。

例えば、基礎年金が基礎的消費支出をおおむねカバーできない状態になるというのはどういうことかという質問に對しましては、あなたは、ぎちぎちした話ではないと、いいかげんな答弁であしらおうとしました。また、あなたはまるで評論家のようにとうとうと答弁をして、質疑時間を浪費

させることもしばしばありました。

年金の制度は、全ての国民の老後生活にかかわる問題なのです。誰よりも年金行政のトップとして当事者意識を持ち、年金受給者の生活を真剣に考へて審議に臨むべきあなた御自身からそのような意識が全く感じられなかったことは、まことに残念であります。

塩崎大臣が国民の財産とも言える年金積立金を株式に大量につき込むことを許可したことも、極めて問題であります。株式の比率を増増させて、生活の糧である年金積立金をリスクにさらすことは、国民生活をリスクにさらすことも同然ではありませんか。

その結果、十五カ月で約十兆円もの運用損を出してしまいました。多くの国民が株式運用倍増に強い不安感を覚えているにもかかわらず、あなたの、株価の上がることだけを重視し、運用損が出たことを全く意に介さないその感覚は、一体どこから来るものでありましようか。

あえて申し上げるならば、塩崎大臣が、昨年、均等待遇を確保しないまま、企業が派遣社員を受け入れる期間を実質的に無制限にする労働者派遣制度改革法案を成立させたことは忘れてはなりません。

期間制限を事実上撤廃して、正社員の求人を選ばし、派遣社員の求人を選ぶ制度の改悪は、若者の将来を狂わせます。就職活動をますます厳しいものにし、一生派遣で働かざるを得ない若者を多く生み出すことが懸念されております。

改悪によつて、二十六業務で働く派遣社員のうち、有期雇用の人には三年の期間制限がかかることになりました。今後、雇いどめになる可能性が有ります。また、四十代、五十代の派遣社員の方は、次の派遣先が見つからず、路頭に迷つてしま

多くの人の人生を狂わせることを、まるで他人事のように事を済ませてしまふあなたに、国民の命や生活を守る厚生労働大臣を担う資格はございません。

さらに、塩崎大臣は、社会保障の充実、安定化のためとうそぶいて、社会保障カットの道をまっしぐらに突き進んでいるではありませんか。

さらに大臣は、介護報酬を二・二七%も引き下げました。その結果、東京商工リサーチの調査結果によれば、二〇一六年一月から九月の老人福祉・介護事業の倒産件数が既に七十七件に達し、過去最多を記録した前年を上回るハイペースで推移をしているではありませんか。

このような状態が続けば、一方的に介護施設の入所待ちがふえ、介護が必要な人に必要なサービスを提供できなくなってしまう状況をあなたはとうごらんになっていらっしゃるか、甚だ心もとない思いであります。

そして、これにとどまることを知らず、他方では、後期高齢者医療の保険料軽減特例の見直し、七十歳以上の高額療養費の見直し、さらに、軽度者に対する福祉用具貸与の原則自己負担化など、あなたが検討している社会保障の負担増を挙げれば切りがございません。

以上、塩崎大臣に対して、その資質に欠ける点を知る申し述べました。

良識ある議員諸君におかれましては、厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案に御賛同いただけるものと確信し、私の賛成討論を終了いたします。御清聴まことにありがとうございます。

(拍手)

議長(大島理森君) 高橋千鶴子君。

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となりました塩崎厚生労働大臣の不信任決

議案に賛成の討論を行います。(拍手)

まず、与党の数の力による採決強行に、満身の怒りを込めて抗議をするものです。

忘れてならないのは、この間、閣僚などによる国会軽視の不用意な発言が相次いだことです。

山本農水大臣は、十月十八日の佐藤議運委員長のパティーでの発言など、二度も謝罪をしました。また、萩生田官房副長官は、あるうことか、強行採決を田舎のプロレスに例えました。そして、安倍総理自身が、厚労委員会の質疑において、年金カットという野党の指摘にいら立ちを隠さず、私の述べたことを全く御理解いただいていないようでは、これでは何時間やっただけで同じじゃないですかと言いました。

このような発言が出るということ自体が、安倍政権の国会軽視とおこりをあらわしているのではないのでしょうか。

二十五日の参考人質疑を、当日、開始直前に議決したことは、異例中の異例と丹羽委員長も認めました。年金法案審議は五回中四回、今国会を通しての委員会では九回中七回も、理事会合意もなく委員長職権で開会したあげく、わずか十九時間の審議で強行採決を行ったのです。

実は、塩崎大臣は、山本農水大臣の問題発言があった佐藤議運委員長のパティーに出席していません。十一月十八日、民進党の柚木議員の質問に対し、みずからの発言を悪びれることもなく明かしています。よく強行採決だなんて演出をしようとする野党ですが、我々は全くそういうつもりもないし、そんなことをやっているつもりはないが、いろいろな演出をしていくというような発言をしたと思いますというものです。

正直、驚きました。数の力の前に野党が必死の抗議をすることを演出だなど言っているのける大臣は、絶対に許せるものではなく、不信任は当然で

あります。

塩崎大臣は、昨年の七月十四日、安保関連法案の衆議院採決の前日、記者団に問われてこう答えました。いろいろな世論調査などを見ると、説明が十分だという理解はまだ進んでいないというふうにいると思いますので、これは与党として提案をしている限りは、そして、私たち内閣の一員としても、国民に対する説明責任は引き続き果たしていくべきだというふうに思っていますとおっしゃったのであります。

翻って、年金法案について、共同通信社の調査では、賛成は三三・八%、反対は五八%で、日経新聞では、賛成は二九%にすぎず、反対が五七%です。これで国民の理解が得られたと言えるのでしょうか。

年金法案採決については、採決当日、大臣は、特に新しい論点が出てきている感じはいたしません。が、国民の皆様方によく理解していただくように努力していきたいと記者団に答えました。参考人の皆様に対しても極めて失礼であり、大臣自身の昨年の発言と比べても矛盾するではありませんか。

塩崎大臣、実はあなたはこれまでもさまざまな問題がありました。

昨年四月、経営者団体が主催する社長朝食会に出席し、いわゆる残業代ゼロ法案の対象となる高度プロフェッショナル労働者について、最初は年収一千七十五万円と上限を高くし、小さく産んで大きく育てると発言しました。いずれは引き下げていく考えであることを示唆し、ぐつと我慢していたのだいて、とりあえず通すこととお願いをしていたのです。

さらに、労働者派遣法改正について、十月一日施行予定だったみなし雇用制度の適用を免れるた

め、改正案を一月前の九月一日施行としました。この法案を通さなければ訴訟が乱発、大量の派遣労働者が失業といったおどろましい文書を厚生労働省が流布していたことが発覚しました。

また、百二十五万件に上る年金情報流出問題では、厚生労働省のセキュリティ対策のずさんさが露呈し、大臣給与返上にも至りました。振り返れば、どうして塩崎大臣はこれまで辞任を免れていたのか、不思議でなりません。

公的年金は老後の支えです。四十年間会社勤めをしてやつと老後は楽になると思っていたのに、十数万円という少なさに絶望する人、年金受給年齢が先送りされ、やむなく少ない年金を受け取っている人、八十歳過ぎて働かざるを得ない人など、年金の動向は最大の関心事であります。

今回、マクロ経済スライドを確実に発動させ、物価が上がっても賃金が下がれば賃金に合わせるという賃金スライド制度との合わせわざによって、百年安心どころか、ずっと年金は下がり続けるのです。

そもそも、政府の試算どおり、物価、賃金がずっと右肩上がりということが現実的ではありませんが、仮にそうだったとしても、現行制度より、この法案で将来の年金水準をどのくらい改善するのかという質問に対して、マクロ経済スライドの調整を一年前倒しで終了し、〇・三%の改善ができるというものでした。一年前倒しというのは、三十年間が二十九年間になるというだけです。それを将来年金確保などと称して、高齢者が少し我慢すれば将来世代の年金がふえるかのような説明は、断じて許せません。

国民年金の平均は月約五万円、厚生年金でも、最も多い層は月九万から十万円程度です。そこから数百円、数千円と減っていくことは、命に直結

する大問題ではありませんか。それを痛みに思わないばかりか、国民の年金保険料積立金を、株運用で五兆円、十兆円と損が出ようが、長期運用だから問題ないと開き直る姿勢こそが、厚労大臣に最もふさわしくないと言うべきです。

○議長(大島理森君) 高橋君、決められた時間が過ぎておりますよ。

○高橋千鶴子君(統) あすで会期切れ、法案はきっぱり廃案にすることを申し述べて、私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行います。

本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

(参事氏名を点呼)

(各員投票)

○議長(大島理森君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

(参事投票を計算)

○議長(大島理森君) 投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

投票総数 四百六十

可とする者(白票) 百二十二

否とする者(青票) 三百三十八

○議長(大島理森君) 右の結果、厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案は否決されました。(拍手)

山井和則君外七名提出厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案を可とする議員の氏名

安住 淳君	阿部 知子君
青柳陽一郎君	赤松 広隆君
荒井 聰君	井坂 信彦君
井出 庸生君	石関 貴史君
泉 健太君	今井 雅人君
江田 憲司君	枝野 幸男君
小川 淳也君	小熊 慎司君
緒方林太郎君	大串 博志君
大島 敦君	大西 健介君
大畠 章宏君	太田 和美君
逢坂 誠二君	岡田 克也君
岡本 充功君	奥野総一郎君
落合 貴之君	柿沢 未途君
金子 恵美君	神山 洋介君
菅 直人君	木内 孝胤君
吉良 州司君	黄川田 徹君
岸本 周平君	北神 圭朗君
黒岩 宇洋君	玄葉光一郎君
小宮山泰子君	小山 展弘君
後藤 祐一君	郡 和子君
近藤 昭一君	近藤 洋介君
佐々木隆博君	坂本祐之輔君
重徳 和彦君	階 猛君
篠原 豪君	篠原 孝君
鈴木 克昌君	鈴木 義弘君
田島 一成君	田嶋 要君
高井 崇志君	高木 義明君
武正 公一君	玉木雄一郎君
津村 啓介君	辻元 清美君
寺田 学君	中川 正春君
中島 克仁君	中根 康浩君
長島 昭久君	長妻 昭君

野田 佳彦君	初鹿 明博君
伴野 豊君	平野 博文君
福島 伸享君	福田 昭夫君
古川 元久君	古本伸一郎君
細野 豪志君	馬淵 澄夫君
前原 誠司君	牧 義夫君
升田世喜男君	松木けんこう君
松田 直久君	松野 頼久君
松原 仁君	水戸 将史君
宮崎 岳志君	村岡 敏英君
本村賢太郎君	山尾志桜里君
山井 和則君	柚木 道義君
横路 孝弘君	横山 博幸君
笠 浩史君	鷲尾英一郎君
渡辺 周君	赤嶺 政賢君
池内さおり君	梅村さえこ君
大平 喜信君	笠井 亮君
穀田 恵二君	斉藤 和子君
志位 和夫君	清水 忠史君
塩川 鉄也君	島津 幸広君
田村 貴昭君	高橋千鶴子君
畑野 君枝君	畠山 和也君
藤野 保史君	堀内 昭文君
真島 省三君	宮本 岳志君
宮本 徹君	本村 伸子君
小沢 一郎君	玉城デニー君
照屋 寛徳君	吉川 元君
上西小百合君	川端 達夫君
仲里 利信君	野間 健君

秋元 司君	秋本 真利君
浅尾慶一郎君	麻生 太郎君
穴見 陽一君	甘利 明君
安藤 裕君	井野 俊郎君
井上 信治君	井上 貴博君
井林 辰憲君	伊東 良孝君
伊藤信太郎君	伊藤 忠彦君
伊藤 達也君	伊吹 文明君
池田 道孝君	池田 佳隆君
石川 昭政君	石崎 徹君
石田 真敏君	石破 茂君
石原 伸晃君	石原 宏高君
稲田 朋美君	今枝宗一郎君
今津 寛君	今村 雅弘君
岩田 和親君	岩屋 毅君
うへの賢二郎君	江崎 鐵磨君
江渡 聡徳君	江藤 拓君
衛藤征士郎君	遠藤 利明君
小倉 将信君	小此木八郎君
小里 泰弘君	小田原 潔君
小野寺五典君	小淵 優子君
尾身 朝子君	越智 隆雄君
大岡 敏孝君	大串 正樹君
大隈 和英君	大塚 高司君
大塚 拓君	大西 英男君
大西 宏幸君	大野敬太郎君
大見 正君	岡下 昌平君
奥野 信亮君	鬼木 誠君
加藤 鮎子君	加藤 勝信君
加藤 寛治君	梶山 弘志君
勝沼 栄明君	勝俣 孝明君
門 博文君	門山 宏哲君
金子 一義君	金子万寿夫君
金子めぐみ君	金子 恭之君

金田 勝年君	上川 陽子君	田所 嘉徳君	田中 和徳君	浜田 靖一君	林 幹雄君	山本 有二君	吉川 貴盛君
神谷 昇君	神山 佐市君	田中 英之君	田中 良生君	原田 憲治君	原田 義昭君	吉野 正芳君	義家 弘介君
亀岡 偉民君	鴨下 一郎君	田野瀬太道君	田畑 毅君	比嘉奈津美君	平井たくや君	和田 義明君	若狭 勝君
川崎 二郎君	河井 克行君	田畑 裕明君	田村 憲久君	平口 洋君	平沢 勝榮君	若宮 健嗣君	渡辺 孝一君
河村 建夫君	神田 憲次君	平 将明君	高市 早苗君	ふくだ峰之君	福井 照君	渡辺 博道君	赤羽 一嘉君
菅家 一郎君	木内 均君	高木 毅君	高木 宏壽君	福田 達夫君	福山 守君	井上 義久君	伊佐 進一君
木原 誠二君	木原 稔君	高鳥 修一君	高橋ひなこ君	藤井比早之君	藤丸 敏君	伊藤 涉君	石井 啓一君
木村 太郎君	木村 弥生君	竹下 亘君	竹本 直一君	藤原 崇君	船田 元君	石田 祝稔君	稲津 久君
城内 実君	黄川田仁志君	武井 俊輔君	武部 新君	古川 康君	古川 禎久君	上田 勇君	浮島 智子君
岸田 文雄君	北川 知克君	武村 展英君	橋 慶一郎君	古田 圭一君	星野 剛士君	漆原 良夫君	江田 康幸君
北村 茂男君	北村 誠吾君	棚橋 泰文君	谷 公一君	細田 博之君	堀井 学君	大口 善徳君	太田 昭宏君
工藤 彰三君	熊田 裕通君	谷川 とむ君	谷 弥一君	堀内 詔子君	堀川 恵君	岡本 三成君	北側 一雄君
小泉進次郎君	小島 敏文君	津島 淳君	辻 清人君	前田 一男君	牧島かれん君	國重 徹君	興水 恵一君
小林 鷹之君	小林 史明君	土屋 品子君	土屋 正忠君	牧原 秀樹君	松島みどり君	佐藤 茂樹君	佐藤 英道君
小松 裕君	古賀 篤君	寺田 稔君	とかしきおみ君	松野 博一君	松本 純君	齊藤 鉄夫君	高木美智代君
後藤 茂之君	後藤田正純君	土井 亨君	富樫 博之君	松本 剛明君	松本 文明君	高木 陽介君	竹内 譲君
河野 太郎君	高村 正彦君	渡海紀三朗君	富岡 勉君	松本 洋平君	三ッ林裕巳君	角田 秀穂君	遠山 清彦君
國場幸之助君	今野 智博君	豊田真由子君	中川 俊直君	三ッ矢憲生君	三原 朝彦君	富田 茂之君	中川 康洋君
左藤 章君	佐々木 紀君	中川 郁子君	中谷 元君	宮内 信英君	宮内 秀樹君	中野 洋昌君	濱地 雅一君
佐田玄一郎君	佐藤 勉君	中谷 真一君	中根 一幸君	宮川 典子君	宮腰 光寛君	濱村 進君	樋口 尚也君
佐藤ゆかり君	齋藤 健君	中村 裕之君	中山 展宏君	宮崎 政久君	宮路 拓馬君	古屋 範子君	真山 祐一君
斎藤 洋明君	坂井 学君	中山 泰秀君	永岡 桂子君	宮下 一郎君	武藤 容治君	榊屋 敬悟君	吉田 宣弘君
坂本 哲志君	櫻田 義孝君	長尾 敬君	長坂 康正君	務台 俊介君	宗清 皇一君	足立 康史君	井上 英孝君
笹川 博義君	塩崎 恭久君	長島 忠美君	二階 俊博君	村井 英樹君	村上誠一郎君	伊東 信久君	浦野 靖人君
塩谷 立君	柴山 昌彦君	丹羽 秀樹君	丹羽 雄哉君	望月 義夫君	茂木 敏充君	遠藤 敬君	小沢 鋭仁君
島田 佳和君	下村 博文君	西川 公也君	西村 明宏君	森山 正仁君	森 英介君	河野 正美君	木下 智彦君
白須賀貴樹君	新谷 正義君	西村 康稔君	西銘恒三郎君	森山 裕君	八木 哲也君	椎木 保君	下地 幹郎君
新藤 義孝君	菅 義偉君	額賀福志郎君	根本 匠君	築 和生君	山際大志郎君	谷畑 孝君	馬場 伸幸君
菅原 一秀君	助田 重義君	根本 幸典君	野田 聖子君	山口 俊一君	山口 泰明君	松浪 健太君	丸山 穂高君
鈴木 馨祐君	鈴木 俊一君	野田 毅君	野中 厚君	山口 壯君	山下 貴司君	吉田 豊史君	小泉 龍司君
鈴木 淳司君	鈴木 貴子君	葉梨 康弘君	萩生田光一君	山田 賢司君	山田 美樹君	長崎幸太郎君	武藤 貴也君
鈴木 憲和君	鈴木 隼人君	橋本 康弘君	橋本 英教君	山本 公一君	山本 幸三君		
瀬戸 隆一君	関 芳弘君	橋本 岳君	鳩山 二郎君	山本 拓君	山本ともひろ君		
園田 博之君	蘭浦健太郎君	馳 浩君					

会期延長の件

○議長(大島理森君) 会期延長の件につきお諮りいたします。

本国会の会期を十二月一日から十四日まで十四日間延長したいと存じ、これを発議いたします。

本件につき討論の通告があります。順次これを許します。太田和美君。

(太田和美君登壇)

○太田和美君 民進党の太田和美です。

私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました十四日間の会期延長につき、反対の立場から討論をいたします。(拍手)

十月十七日のT P P特別委員会において安倍総理は、我が党においては、結党以来、強行採決をしようと考えたことはないと答弁されました。

しかし、現実には、今国会だけでも二度、T P P特別委員会と厚生労働委員会で強行採決が行われているのは明白な事実です。何よりも、自民党の竹下国対委員長がそれを明言したではありませんか。

国会審議を軽視する政府・与党幹部の数々の暴言、職権濫用の強引な国会運営は、まさに数のおりにばかりありません。

政府・与党はみずからの姿勢を猛省し、今国会の延長を諦め、T P P関連法案と年金カット法案を廃案とすべきです。

以下、具体的に反対理由を申し述べます。反対の理由の第一は、T P Pはもはや成立させる理由が消滅したからであります。

T P P協定については、米を初めとする重要五品目の全ての面で国益が守られなかったことが明らかになっています。その後、民間の調査により、売買同時入札、S B S方式で輸入されている

輸入米が国産米よりも二割程度安く販売されている事実も明らかになりました。

しかし、政府は、ずさんきわまりない調査を行うのみで、輸入米の価格は国産米と同水準で、国産米の価格への影響は認められないという答弁を繰り返すばかりでした。

その上、協定訳文に十八カ所もの誤訳が判明し、食の安全の問題やI S D Sなど都合の悪い事実も次々と明らかになりました。こうしたことを覆い隠すかのように与党は強行採決という暴挙に踏み切ったのであります。

しかし、T P P離脱を表明するトランプ氏がアメリカ大統領選挙に勝利し、協定発効が絶望的となった現在、会期延長をしてまで審議を続ける意味は全くありません。

反対の第二の理由は、年金生活者の生活をさらに苦しくするだけでなく、将来世代の年金確保策としても不十分な年金カット法案を廃案にすべきだからです。

新たな年金額改定ルールによると、物価が上がっても、賃金下がった場合は年金が下がってしまします。これでは日常生活に最低限必要な消費さえ年金で賄うことは困難となり、生活保護に頼らざるを得ない高齢者がさらに増加することは火を見るより明らかです。

さらに、マクロ経済スライドによって、二〇四三年までに基礎年金は今より三割減ることになるため、政府・与党が主張する将来の年金確保も夢物語です。

その上、法案は、ほかにG P I F改革など重要な問題を含む五本の法律案を束ねたものでありながら、わずか十九時間の質疑で打ち切りしました。過去の国民年金法改正がいずれも三十時間程度審議されているのに比べれば圧倒的に短く、審

議が長引くことで法案の問題点が広く国民に知れ渡ること恐れているのは明らかです。

政府は、医療や介護の負担増もくろんでいますが、今こそ年金財政の厳しさをはっきりと認め、医療や介護も含めた社会保障全体の抜本的な改革に取り組みすべきです。

反対の理由の第三は、数におこる政府・与党の国会軽視の姿勢が目につくものであるからであります。

今国会では、わずか二カ月の間に、政府・与党幹部による暴言が相次ぎました。

開会直後、当時T P P特別委員会の理事であった自民党の福井照衆議院議員が、T P Pを強行採決という形で実現すると発言し、理事を辞任いたしました。

T P P審議の主要関係者である山本有二農水大臣も強行採決に言及、委員会で謝罪しましたが、舌の根も乾かないうちに、冗談を言ったら首になりそうになったと述べ、与党内からも厳しく批判されました。

あげくの果てには、萩生田官房副長官までも、国会審議を田舎のプロレス、茶番だと発言し、謝罪に追い込まれました。

きわめつけは、安倍総理の、何時間やっても同じという発言です。言論の府である国会でここまで審議を軽んじる発言が続くのを許すことはできません。

また、T P P特別委員会や厚生労働委員会では、委員長職権濫用による強権的な委員会運営が何度も繰り返されるなど、与党の横暴な国会運営も目に余るものがあります。

政府・与党幹部の数々の暴言、強行採決や強権的な委員会運営がこのように何度も行われるのは、数の力におこる政府・与党の慢心があるから

にほかなりません。

政府・与党に猛省を促し、T P P関連法案と年金カット法案も廃案にすべきことを申し上げ、会期延長に対する私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 牧原秀樹君。

(牧原秀樹君登壇)

○牧原秀樹君 自由民主党・無所属の会の牧原秀樹です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました、今国会の会期を十二月十四日まで十四日間延長する件につきまして、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

去る九月二十六日に召集された今国会におきましては、我が国が直面する内外の諸課題に迅速かつ的確に対応するための重要な法案が提出されており、きょうに至るまで真摯に議論を続けてこられた、与野党を超えた議員各位に対し、深く敬意を表するものであります。

また、私個人は、初めて議院運営委員会に理事として所属しましたが、さまざまな状況乗り越え、国会を国民のために動かしていこうという関係者の皆様の真摯な熱意と御努力に深い感動を覚えました。与野党の関係者の皆様に心からの敬意を申し上げます。

言うまでもなく、国会に与えられた使命は、国家国民のために必要な予算や法案を審査し、その成立を期することです。その議論の場をつくり、全力を挙げて諸問題の解決に取り組むべきは、全ての議員にとって当然の責務であります。

したがって、決められた会期はもちろん重要ですが、その会期内に成立していない必要な法案があれば、その成立を期すことは、国会としてさらに重要なことではないでしょうか。

今国会においては、世代間の公平を図り、将来の年金水準を確保するための年金改革法案を初め、T P P協定、さらには幾つかの議員立法も含めて、まだ審査すべき重要な法案が残っておりま
す。安倍総理は所信表明演説において、私たちに求められていることは、悲観することでも、評論することでも、ましてや批判に明け暮れることでもありません、建設的な議論を行い、先送りすることなく、結果を出す、私たちは、国民の代表として、その負託にしっかりと応えていこうではありませんかと訴えかけました。

まさにそのとおりです。これから日本は、ますます少子化、高齢化が進み、人口は大幅に減少することが予想され、財政状況も予断を許しません。そんな中、今の世代の今の幸せを守ることだけでなく、私たちの子供や孫たちなど、次の世代の幸せを守ることがより一層求められているのではないのでしょうか。制度の手直しを怠り、あるいは必要な措置を講じることなく、無責任に未来の世代にツケを回すわけにはいかないのであります。

今国会でも、政府側の不適切な発言等により、しばしば審議がとまりました。無論、そのような御指摘については真摯な反省が求められます。しかしながら、何かあれば国会審議がとまり、最後になって審議時間が足りないという日程闘争的なやり方は、社会が日々猛烈な勢いで変化し、その中で大変な思いをされている国民に対し、もはや説明できないやり方なのではないでしょうか。

私は、そのことで野党の皆様を批判するものではありません。それは、野党時代の自民党にも同様の悩みがなかったとは言えないからであります。私たちと野党の国会議員は、日々国民の声を聞

き、地元の皆様を代表し、一人一人が、憲法上、全国民の代表と位置づけられております。その私たち国会議員が、審議がなされず、ただ待つていたりするのは、本当にもつたいないことです。もしそれが国会の仕組みや慣習のせいであるとすれば、その改革こそ、今こそ必要なのではないのでしょうか。

少なくとも、現在及び将来に至るまでの国益や国民生活に資する重要な法案が残っている現状にあつては、会期を延長し、議論を通して国民生活の不安や将来に対する懸念を解消していくことが、与野党の枠を超えた我々国会議員の責務であるはずです。

以上、申し上げたように、もって国民の負託に応えるべく、十四日間の会期延長が必要であると強く主張し、賛成の討論を終わります。(拍手)

○議長(大島理森君) 塩川鉄也君。

(塩川鉄也君登壇)

○塩川鉄也君 私は、日本共産党を代表して、十四日間の会期延長に断固反対の討論を行います。(拍手)

政府・与党は、会期延長でT P P協定と関連法案及び年金制度改革法案を今国会で成立させると述べました。悪法を通すための会期延長は断じて認められません。

T P Pは関税撤廃を原則としており、日本の農林水産業に壊滅的打撃を与え、地域経済、地域社会を壊すものであつて、農産物重要五項目を守るという国会決議に真っ向から反するものです。また、非関税障壁と称して、食の安全や医療、医薬品分野、保険、共済事業、雇用を脅かすものであります。さらに、I S D S条項により、多国籍企業や投資家が損害を受けたとして投資先の政府を訴えることができる条項が盛り込まれ、加えて、T P P委員会や各種委員会、規制の整合などに

よつて、関税と非関税障壁の撤廃の議論が歯どめなく行われる仕組みであります。

まさに、T P Pは、国民の暮らしや命よりも、多国籍企業の利益のために日本の経済主権、食料主権を脅かすものであることは、国会審議で明らかであり、廃案にするべきであります。

ところが、安倍政権は、トランプ次期アメリカ大統領がT P Pからの離脱を明言し、協定の発効が不可能になった今もなお、日本主導でT P Pの発効にこぎつけると公言し、会期延長で承認手続を進めようとしています。これは、意味がないどころか、極めて危険で有害な行為と言わなければなりません。

重大なことは、安倍総理が、T P P承認によつて、日本がT P P並みのレベルの高いルールをいつでも提供する用意があるという国家意思を示すと答弁していることです。これは、T P Pで譲歩した線を最低基準とし、そこまではアメリカなどの要求を受け入れると宣言したに等しいものであります。これをてこにアメリカから一層の譲歩を迫られることは必至ではありませんか。

トランプ次期大統領が、今後はアメリカ第一主義で二国間協議を進めると明言しているもとで、T P P協定の国会承認を思いとどまることは、今後、アメリカの理不尽な市場開放と規制撤廃要求を拒む足場となるのであります。

T P P協定承認のために会期を延長することは、断じて認められません。

年金制度改革法案は、年金カット法案そのものです。物価・賃金スライドとマクロ経済スライドの見直しによつて、際限なく年金が削減されることとなります。

政府は将来世代の給付確保のためと言いますが、現役世代も将来の年金水準は低下し、若い世代ほど削減されます。高齢者の生活を圧迫し、若

者の将来不安を拡大する年金カット法案を成立させるための会期延長は認められません。

そもそも、今国会は、政府・与党による強行採決発言が相次ぎ、そして、その言葉どおりに強行採決が行われる国会となつたことは、極めて重大であります。

福井照T P P特理事が強行採決を口にしたことで理事をやめざるを得なかつたことは当然です。

しかし、強行採決発言を行った山本有二農水大臣は、行政が国会に介入するような不適切な発言で御迷惑をおかけし申しわけないと陳謝したにもかかわらず、それが冗談だとするような暴言を行い、国会の審議をないがしろにしたことに全く無反省であることを露呈しました。だからこそ、四

野党は農水大臣の辞任を要求したにもかかわらず、政府・与党は農水大臣をかばい立てし、辞任要求にゼロ回答だつたばかりか、その直後にT P P特で強行採決を行ったことは、国会の権威を損ねる深刻な事態だと言わざるを得ません。

萩生田光一官房副長官の強行採決発言も許されません。強行採決というのは世の中になどどこか、その直後に年金カット法案を、わずか十九時間の審議で強行採決を行ったではありませんか。参考人質疑を行ったその日に強行採決したことは、国民の声に耳をかさない態度を示すものであり、言語道断であります。

このような異常な国会だからこそ、大島議長と佐藤議運委員長は、繰り返して、与野党の協議を促し、円満な運営を行うことを求めています。

T P P特における与党の一方的な地方公聴会設定について、これを是正させました。

また、山本農水大臣の二度目の暴言後、本会議開会に向けた努力が議運で行われていた最中に、与党がT P P特別委員会を開会し、野党の反対を押し切つて採決を強行し、厚労委員会でも審議を

強行しました。これは衆議院規則を踏み破るものであり、佐藤議運委員長は、ルール上はできない、こんなことがまかり通れば議運は要らないと厳しく指摘しました。

結局、与党は、その日のT P Pの本会議採決を強行することができず、その後、厚労委員長は、委員会開会の非を認め、陳謝せざるを得なくなつたではありませんか。

暴挙を認めざるを得ないのに、その後も審議、採決の強行を重ねたことは、政府・与党に全く反省がないと言わざるを得ません。

その上、この会期延長に乗じて、カジノ法案や部落差別永久化法案を党利党略で強行することなど、断じて容認できません。

数の暴力によって議会議民主主義を壊すやり方を繰り返せば、必ずや国民の厳しい審判を受けることになります。

今なすべきことは、このような暴挙を重ねた国会は閉じて、T P P協定と関連法案、そして年金カット法案などの悪法を廃案にすることであります。

以上、会期延長反対の討論を終わります。

(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

会期を十一月一日から十四日まで十四日間延長するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、会期は十四日間延長することに決まりました。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、官民データ活用推進基本法案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長秋元司君。

官民データ活用推進基本法案

(本号末尾に掲載)

(秋元司君登壇)

○秋元司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データ活用の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置するものであります。

本案は、去る二十五日、内閣委員会において、賛成多数をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。

日程第二 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案(第百九十回国会、内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長丹羽秀樹君。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(丹羽秀樹君登壇)

○丹羽秀樹君 ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、従業員五百人以下の企業の短時間労働者について、労使の合意に基づき、被用者保険の適用対象とすることを可能とすること、

第二に、国民年金の第一号被保険者について、

産前産後期間の保険料を免除し、その期間に係る基礎年金給付を保障すること、

第三に、いわゆるマクロ経済スライドについて、賃金、物価の上昇の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するとともに、賃金が低下し、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせた年金額を改定すること、

第四に、年金積立金管理運用独立行政法人に合議制の経営委員会を設けるとともに、リスク管理を目的とする年金積立金の運用方法を追加すること、

第五に、日本年金機構の不要財産の国庫納付に関する規定を設けること

等であります。

本案は、第百九十回国会に提出され、継続審査となつていたものであり、去る十一月一日の本会議において趣旨説明が行われました。

本委員会におきましては、翌二日塩崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、四日から質疑に入りました。

十六日には、自由民主党・無所属の会、公明党及び日本維新の会より、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」から「平成二十九年四月一日」に改める修正案が提出され、趣旨説明を聴取しました。

十八日から原案及び修正案を一括して質疑に入り、二十五日には、参考人から意見を聴取したほか、安倍内閣総理大臣の出席を求め質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、原案及び修正案について討論、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。井坂信彦君。

〔井坂信彦君登壇〕

○井坂信彦君 神戸から参りました井坂信彦です。

私は、民進党・無所属クラブを代表し、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案、いわゆる年金カット法案に対して、反対の立場から討論します。

(拍手)

冒頭、民進党など野党が採決に合意していないにもかかわらず、与党が年金カット法案を、極めて短い時間で強行採決したことに対して、強く抗議します。

老後の生活の糧である年金を減らす本法案は、現在の年金受給者だけでなく将来世代にも多大な影響を与えます。ここ二十年間、国民年金法の重要広範議案は、衆議院で常に三十時間前後の審議が行われてきました。しかし、年金カット法案の委員会での質疑時間はわずか十九時間。このようにいかに短時間の審議で、問題の多い年金カット法案を通すことに、断固反対であると改めて申し述べます。

本法案で問題となった年金カットの新ルールは、物価と賃金の常に低い方に年金を合わせ、物価が上がっても、賃金が下がれば、年金をカットして年金の最低保障機能を損なうものです。本法案が成立して、年金カットの新ルールが発動されると、一度下がった年金は二度と物価に追いつくことがなく、支給開始後の年金の実質価値は一方的に下がりが続けます。

影響を受けるのは、現在の高齢者だけではなく、年金カットの新ルールには適用期限がないため、現役世代や将来世代が老後に受け取る年

金も、支給開始後に物価から離れてどんどん下がってしまいます。年金カットは将来世代の老後にもひとしく適用されるのです。

年金カットの新ルールは障害年金にも適用されます。障害者の生活にも多大な影響を与えるのが年金カット法案です。

新ルールを過去十年の物価と賃金の改定率に当てはめると、年金は五・二％カット、厚生年金では年間十四万円、基礎年金では四万円の削減となります。五・二％カットで厚生年金が十四万円減り、国民年金が四万円も減れば、現在の高齢者や将来世代の老後生活に与える影響は甚大です。

政府がおくられて出してきた三％カットという試算は、可処分所得割合という別のルールを片一方だけ外し、二％の給付を履かせてカット幅を少なく見せているだけで、途中までの計算は我々の試算と全く同じことが委員会でも確認をされました。

そもそも政府の試算では、年金カット法案は今後百年間発動されない前提になっています。過去十年間で六回、今年度も発動条件が満たされているような新ルールが、今後百年間発動しない根拠がどこにもありません。万が一の転ばぬ先のつえどころか、今後頻りに転ぶことになるわけで、政府は現実的な将来試算を行うべきです。

将来の年金が七％アップするという政府試算も、今後百年間賃金が上昇し続け、年金カット法案が発動しない場合の試算です。年金カット法案が発動して高齢者が三％カットされた場合の将来への影響はせいぜい二％です。

本法案で強化されるマクロ経済スライドで、将来世代の基礎年金が三割カットされるのに対し、二％では焼け石に水、総理が委員会で答弁されたとおり、年金カット法案で将来世代の年金がふえ

ることはないというのが結論です。

仮に、六十五歳の時点の年金額が維持されたとしても、その後の年金がカット法案で減らされて、将来世代の老後の年金は、年金カット法案の成立により、今より減る可能性さえあります。

我々は、年金カットルールが発動される場合の試算を出すように再三にわたって要求をしてまいりましたが、厚生労働省は最後まで拒み続けました。新ルールで幾ら年金が減るのか、将来世代の年金はふえるのか減るのか、こういう初歩的な質問にも答えられないのであれば、十分な法案審議はできず、採決などできるはずがありません。

マスコミ各社の世論調査でも、年金カット法案の反対が賛成の二倍から五倍も多い状況であります。

もともと、二〇〇四年にマクロ経済スライドが決められたときには、将来世代の年金カットは一五％で済む見込みでした。しかし、甘い制度設計でその後十年間実行できなかった結果、将来世代の基礎年金は今から三割カットされることが政府の財政検証でも確認されています。

基礎年金が三割カットされると、将来世代の老後の最低限の衣食住は全くカバーできなくなりま

す。マクロ経済スライドさえ実行すれば年金は百年安心と言える状況では、もはやありません。

将来世代がまともな年金額を受け取るためには、年金制度の抜本改革が必要です。その場しのぎの年金カット法案で今の制度を温存することは、改革の先送りであり、将来世代にツケを回すだけになります。政府・与党は年金カット法案を将来年金確保法案と呼んでいますが、将来世代の年金三割カットを放置していて、何が将来年金の確保でしょうか。

GPIFの組織改革についても問題がありま

す。

新たににつくられる経営委員会は、年金積立金の運用割合など重要方針を決定する役割を担いますが、本法案では、経営委員会の十人の構成員のうち、労使の代表はそれぞれ一人のみとされていて、被保険者の意見が十分反映されません。

また、監査委員は、経営委員会の構成員から任命されることになっており、監査委員会の独立性が担保されておりません。お手盛りの監査が行われることが懸念されます。

以上、さまざまな問題点を申し上げましたが、年金カット法案は、マクロ経済スライドが終了するまで今後三十年間の年金受給者にとっては、明らかに年金を減らす法案です。一方で、安倍総理も答弁されたとおり、今後三割カットされる将来世代の年金が、年金カット法案でふえるわけでは

ありません。

年金カット法案で年金財政が仮に百年もつたとしても、今の高齢者だけでなく、今後年金が三割カットされる将来世代の老後生活が成り立ちません。結果的には、生活保護に頼らざるを得ない高齢者が激増して、年金財政は帳尻が合っても、生活保護で国の財政が大赤字になるだけです。

根本問題である将来世代の年金三割カットを何ら解決できない年金カット法案を、このように短い審議時間で強硬に押し通すのではなく、政府は、三党合意に基づき、社会保障制度改革国民会議で決められたとおり、今の高齢者から将来世代まで、まともな金額の年金がもらえるように、年金制度の抜本改革に今すぐ取り組むべきであります。

そのことを強く申し上げて、私の反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(大島理森君) 田村憲久君。

(田村憲久君登壇)

○田村憲久君 自由民主党の田村憲久でございます。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となっております公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について、賛成の討論を行うものであります。(拍手)

まず、本法律案の審議を振り返って、与党の筆頭理事として、国会の厚生労働委員会の運営に関する民進党の対応については、非常に残念であると言わざるを得ません。

厚生労働委員会では、他の委員会が次々と委員会を開く中で、最初から、理事の補欠選任を行う委員会を開くための理事懇すらともに協議を行えず、やむを得ず委員長の御判断により開催せざるを得ない状況に陥りました。

その後も、このような状況は続き、当初は質疑に合意したにもかかわらず、本法律案の採決の提案に対する謝罪がないから委員会の開会に際じられないという、まことに理解に苦しむこともしばしばあり、本来与野党が協議を行うための理事懇は八回中四回、理事会や委員会が九回中七回が委員長の職権による開会となっていました。

私の二十年の議員生活を通して前代未聞の異常な事態であり、話し合いに入る前から話し合いを拒み、非協力の姿勢を貫き、委員会運営を停滞させた行為は、非常に残念と言わざるを得ません。

また、今回の法案の審議時間についても、平成十六年の改正時の審議時間が引き合いに出されますが、野党の質疑時間に着目すれば、十六年改正時が十七時間に對して、今回は十六時間となつて

おり、遜色のない審議時間と言えます。

本法律案の審議に当たっては、このように、野党の質疑時間を十分に確保した上で、安倍内閣総理大臣に対する質疑も行い、参考人からの意見聴取も含めると、二十時間を超える審議を行ったところであります。

さらに、十六年改正がマクロ経済スライドという年金制度始まって以来の枠組みを大きく変える改正であったのに対して、今回は、賃金スライドという既存の制度の一部を手直しするものであり、内容的にも大きな違いがあることを指摘しておきたいと思ひます。

我が国の公的年金制度は、将来年金を受給する現在の若い人たちが、現在年金を受給しておられる世代に仕送りを行っており、限られた財源を世代間で適切に配分する分ち合いの仕組みであります。この中で、今回の年金額の改定ルールに見直しは、デフレ下でも現役世代の賃金の動きに合わせた年金額の改定を行うことによつて、世代間の公平を確保し、現役世代が将来受給する基礎年金の水準がこれ以上低下しないようにするためのものであります。

そもそも、経済の状況がデフレではなく、賃金が上がっている状況では、今回のルールが発動することはなく、また、安倍政権は、デフレ脱却や賃金上昇を含む経済の再生に全力で取り組んでおります。その上で、年金制度は非常に長期にわたつて運営されることから、私は転ばぬ先のつえと言つていますが、通常では起こらない不測の経済事態になつても、それに備えられる制度を整備するものであります。

しかしながら、民進党は、将来年金三割カット法案という、国民に全く誤解を与える悪意に満ちた批判をいたしております。

三割カットと批判している点は、そもそも、マクロ経済スライドを導入した平成十六年の改正によるものであつて、今回の改正によるものではありません。このことは、平成二十一年の財政検証でも明らかになつており、民主党政権時代においてもわかつていたことであります。むしろ、当時の民主党政権下では、岡田副総理は、マクロ経済スライドの重要性を認める答弁をいたしております。つまり、民進党の皆さんも容認していたというではありませんか。

今回の法案の中身を十分知つていてそのような批判を行つていたとすれば、悪質と言わざるを得ませんし、逆に、法案の中身もよく知らずにそのような批判を展開しているとすれば、勉強不足といひ言ひようがありません。

また、当時の民主党の年金制度改革案、最低保障年金制度においても、賃金スライドを基本とした仕組みが考えられており、その内容は、今も同党のホームページに掲載されております。

先日テレビの討論番組で私が大串政調会長にこの点をたじたところ、党として決めていないというお答えでしたが、しかし、二十五日の厚生労働委員会において、民進党の長妻議員は、三党協議で民主党の年金制度改革案を示してきた旨を述べています。党として決めていないものをどうして示せるのでありましょうか。理解に苦しみます。

いずれにせよ、三割カットという、今回の法案と直接関係のないレッテル張りには、国民に誤解を与える行為であり、全く悪意に満ち、無責任きわまりない行為であると断ぜざるを得ません。こうした指摘に対して、民進党からきちんとした回答をいただきたいものであります。

さらに、年金額の減額という事実だけに着目す

れば、過去の物価下落時に据え置かれていたため、本来の水準より高くなつていた特例水準を解消し、年金額を二・五％引き下げることを決定したのは、まさに野田民主党政権であります。今回の法案を年金カット法案というなら、民主党は年金カット政党と呼ばれることにならないでしょうか。

ただ、私は、当時の民主党の対応を批判したいのではなく、むしろ、当時は、国民に一時的に痛みを伴う政策であつても、将来を展望し、政権与党として責任を持つて行うべき改革は勇気を持つて実行したという点は称賛に値すると言いたいのであります。あのときの民主党の気概は一体どこに行つてしまつたのでありましょうか。提案政党と言ひながら、過去に政権与党を経験したとは思えない、批判オンリーの野党に先祖返りしたのではありませんか。

今回のデフレ下での年金額の改定ルールの見直しについても、批判や反対ばかりで、問題を解決するための具体的な対案はこれまで提示されていません。

私は、民主党政権時に厚生労働委員会の野党の筆頭理事を務めました。当時、与野党で真摯に協議を行い、内容については反対があつても、十分に議論をした上で、平成二十四年の通常国会では、結果として、閣法と議員立法を合わせて十三本が成立を見ました。これは、当時の岡本筆頭理事も御理解であると思ひます。

当時に比べても、現在の民進党の対応は悲しいと言わざるを得ません。

本法律案には、年金額の改定ルールの見直しのほか、中小企業の短時間労働者への被用者保険の適用拡大、国民年金第一号被保険者の産前産後期間の保険料免除とその間の年金給付の保障、年金

積立金の運用を担うGPIFのガバナンス改革、日本年金機構の不要財産の国庫納付といった、国民の年金制度に対する信頼性の向上を図る内容が盛り込まれております。

このように、公的年金制度のメリットをより多くの方が享受できるようにするとともに、制度の持続可能性を高め、将来世代の年金水準を確保することによって、将来的にも安心な年金制度を構築していくこととするのが本法律案であり、速やかな成立を図る必要があります。

我々自由民主党は、本法律案を早期に成立させ、年金制度における世代間の公平性を図るとともに、社会保障全般にわたる低所得、低年金者対策にも総合的に取り組んでいく、その決意を申し上げて、私の賛成討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 堀内照文君。

(堀内照文君登壇)

○堀内照文君 日本共産党の堀内照文でございます。

私は、日本共産党を代表して、国民年金法等の一部改正案に対し、反対の討論を行います。(拍手)

本法案は、年金で暮らす方々の生活を揺るがす重大法案であり、質疑を通じて問題が噴出しいるにもかかわらず、野党の反対を押し切つて審議を打ち切り、採決を強行したことに、満身の怒りを込めて抗議をします。

厚生労働委員会は、終始、与党、委員長の強引な運営がなされました。委員長職権による委員会開催が相次ぎ、参考人質疑も当日の朝に議決をするという異例の運営で、しかもその日に採決するなど、余りに乱暴です。年金制度の原則を根底から変える法案であり、審議時間も十九時間では、到底議論が尽くされたとは言えません。当然、委

員会に差し戻すべきであつたと強く指摘するものです。

本法案に反対する最大の理由は、際限ない年金カットのための新たなルールを持ち込むことです。

これまで政府は、購買力の維持のために物価に合わせ年金も改定すると説明してきました。この国民への約束を一方的に投げ捨て、賃金の下げ幅に合わせて年金額も削減するという今回の改定は、国民への明白な背信行為です。

たとえ消費税増税などで物価が大幅に上がつても、賃金が下がれば年金は引き下げられるのです。政府は、万一、不測の事態に備えるための措置だと言いますが、労働者の実質賃金は低迷を続けているのが実態であり、詭弁と言わざるを得ません。

将来にわたる、現役世代の賃金下がれば年金も下げる、最悪の悪循環を生み出すものであり、断じて認められません。

さらに、年金を賃金、物価以下に抑制するマクロ経済スライドの未実施分を繰り越すキャリーオーバーの仕組みの導入です。

繰り越しには制限がありません。削減できなかった調整分はたまり続けることになり、物価、賃金が上がった際にまとめて差し引くため、実質的な年金削減が繰り返されます。ただでさえ乏しい年金の最低保障機能をますます弱め、生存権を脅かすものにほかなりません。

マクロ経済スライドの調整は、基礎年金部分に長くかかる仕組みであることから、国民年金のみの受給者や低賃金に苦しんでいた女性労働者、働くことが困難であつたり、就労による収入が限られ、年金で生活を支える障害を持つ方々など、今

り、この点からも許されるものではありません。

参考人質疑等でも明らかにしたように、年金で暮らす方たちは、ただでさえ少ない年金が目減りし続けることに大きな不安を抱えています。

親戚、近所づき合いなど社会的なつながりを削り、食費を削り、必要な医療費や介護の費用を削り、これ以上どこを切り詰めるというのかという悲痛な叫びが安倍内閣には聞こえないのですか。低所得者には社会保障全体で総合的に講ずるなど繰り返していますが、介護も医療も負担増、給付減の連続であり、それが高齢者の生活を脅かしているのです。

政府は、将来世代のために必要な改革と強調しますが、年金削減により高齢者が苦境に立てば、介護や医療の負担が子供や孫にのしかかり、現役世代の暮らしをも直撃しかねません。現役世代と高齢者の対立をあいり、年金削減を強行することは絶対に許せません。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大は、早急に進めなければならない課題です。しかし、今回の措置では、厚労省の答弁でも、対象者五十万人のうち、実際に加入できるのは五％程度になりかねません。

将来世代のことを本気で考えるならば、中小企業への保険料負担軽減等支援を強めることとあわせて適用拡大を進め、短時間労働者の年金加入権を守る必要があります。最低賃金の引き上げ、正規雇用の拡大や均等待遇の確立など、人間らしい雇用と賃金を確立することに正面から取り組み、年金財政の支え手をふやして、安定した年金制度の確立に向かうべきです。

国民年金第一号被保険者の産前産後の保険料免除は当然の措置です。しかし、その財源を捻出す

るために、ただでさえ負担の重い国民年金保険料を値上げすることには反対です。

GPIFの組織、運用方法の見直しを言うなら、今求められていることは、国民生活の安心を支える年金財源の安定に貢献する責任と役割を果たし、国民の年金を守ることです。

ところが、安倍政権は、GPIFの株式運用比率を増加させ、年金積立金の運用を株価つり上げの道具にしたのです。国民の財産である年金積立金を危険にさらすことは許されません。運用で損失が出れば、そのツケは年金削減などで国民に押しつけられます。

数百円、数千円の切り下げが生活を直撃する国民にとつて、変動の激しい株式市場に大量の年金資金を投入することは許しがたいことです。年金への信頼回復のためには、まず、危うい投機的運用から手を引くことを必要です。

国民年金は、四十年掛け続けても六万五千円であり、加入期間が欠ければ年金額はどんどん下がります。参考人も指摘をしたように、底なしの低水準の構造こそが最大の問題なのです。年金の減額、抑制をこれ以上進めれば、高齢者の暮らしは行き詰まり、今でも深刻な貧困をさらに広げかねません。これでどうして社会保障と言えるのですか。

高齢になろうと、障害を持つても、人間らしく尊厳を持って生きることが当然の権利です。公的年金制度こそ、憲法二十五条を体現し、生存権を支え得る制度であるべきです。最低保障もなく、際限なく減らされる年金制度を、将来世代に残すわけにはいきません。こうした年金カット法案は廃案にすべきだと強く申し述べて、私の反対討論といたします。(拍手)

○議長(大島理森君) 中野洋昌君。

(中野洋昌君登壇)

○中野洋昌君 公明党の中野洋昌です。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案に対し、賛成の立場から討論をいたします。(拍手)

少子高齢化が急速に進展していく中で、国民の安心の基盤である年金制度の持続可能性を高めることや、世代間の支え合いである年金制度において、世代間の公平を確保することは極めて重要であります。

今の年金制度の基本的な考え方は、マクロ経済スライドの導入を初めとした平成十六年の制度改正をベースとしており、これは、その後の二度の政権交代を経て、与野党を超えた共通理解であると認識しております。

国民年金の制度の議論において重要なことは、こうした共通理解のもと、国民にとって何が必要なのかを真摯に議論することであり、将来年金三割カット法案などという誤解に満ちたレッテルで国民の不安をいたずらにあおることでは決してありません。

以下、本法案に対する主な賛成理由を申し述べます。

第一に、本法案は、公的年金制度の持続可能性を高め、世代間の公平性を確保し、世代間の支え合いを盤石なものとする点であります。

長引くデフレ不況の中で、今まで平成二十七年の一回しかマクロ経済スライドは発動されておらず、将来世代の基礎年金の給付水準が相対的に大きく低下をしています。これに対応し、将来世代の年金を確保することは喫緊の課題であります。

このため、安倍政権は、デフレからの脱却を目

指し、賃金の上昇、経済の再生に向けた取り組みを行い、デフレではないという状態まで持っていくことができました。しかし、今後、経済に不測の事態が起こっても対応ができるように備えておく必要があります。

また、デフレ経済下におけるマクロ経済スライドのあり方について見直しが必要であるということは、当時民主党政権下で閣議決定をされた社会保障・税一体改革大綱でも指摘をされていたところでもあります。

本法案では、年金額改定ルールを見直し、賃金変動に合わせた年金額の改定の考え方を徹底させ、前年度までの未調整分のマクロ経済スライドを賃金、物価上昇時に反映させることとしております。

これは、一部野党の言う年金カットでは断じてなく、経済が厳しいときには全世代が痛みを公平に分かち合うということであり、将来世代の年金を確保するための必要な措置であります。

仮に、今回の改正を先送りするのであれば、将来世代、私たちの子や孫たちの給付水準はより悪化し、世代間格差が拡大する可能性が高まります。これでは、世代間が安心をして支え合うことはできません。これを未然に防ぐことは、まさに未来に対して責任ある政治の姿であります。

そして、そもそも賃金の下落が継続するという経済状態に再び陥らないために、デフレ脱却の道筋が着実なものとなるよう全力を尽くすことが、私たち政治には求められていると考えます。

国会においては、もともと消費税率一〇％引き上げ時に実施予定だった無年金者対策について、公明党の強い主張により、来年八月から前倒しで実施することを定めた改正年金機能強化法が成立し、年金の受給資格期間が二十五年から十年に短縮をされます。新たに約六十四万人が年金を

受け取れるようになり、無年金者対策が大きく進展することとなりました。

低年金、低所得の方に対する年最大六万円の福祉的な給付についても、遅くとも平成三十一年十月からスタートし、今まで以上に高齢者の生活を支えることとなります。

賃金スライドの新ルールは、これらの措置が講じられた後の平成三十三年四月から適用されるものであることも、重要なこととして指摘をさせていただきます。

第二に、女性の活躍や多様な働き方を推進する点であります。

本年十月、従業員五百人以上の企業で働く短時間労働者への被用者保険の適用が拡大され、新たに約二十五万人が厚生年金に加入することとなりました。本法案では、従業員五百人以下の企業で働く約五十万人の短時間労働者についても、労使合意に基づき、被用者保険の適用への道が開かれることとなりました。これにより、短時間労働者の方々の将来の年金を増加させ、十分なセーフティーネットを構築することができそうです。

また、本法案では、国民年金の産前産後期間の保険料を免除し、新たに約二十万人の子育て世帯を支援することとしています。

こうした取り組みを進める中で、一億総活躍社会の実現に寄与し、ひいては将来世代の年金確保にとつても重要な、希望出生率一・八の実現にも寄与することとなります。

第三に、年金積立金の管理運用の信頼性を高める点であります。

今年二十五日に、GPIFの平成二十八年度第二・四半期の運用結果が発表されました。収益額はプラス二・四兆円であり、平成二十六年の資産構成見直し後の累積収益額もプラス一・二兆円となりました。

平成十三年の自主運用開始後の累積収益額は四十二・五兆円と、現在のところ、財政計算上の前提を大きく上回っております。

この約百三十兆円という年金積立金について、さらに安全に、また効率的な管理運用を行うためには、GPIFのガバナンスの強化を行っていく必要があります。

本法律案により、合議制の経営委員会が設けられ、運営方針を決定するとともに、業務執行の監督に当たることとなります。これにより、GPIFのガバナンスが強化をされ、管理運用の信頼性の向上が図られます。

以上、賛成する主な理由を述べました。私ども公明党は、責任ある与党の一員として、デフレ脱却と安定した経済成長を目指しながら、高齢者も現役世代も将来世代も、皆が安心をできる社会保障制度の構築に向け全力を尽くすことをお誓いし、私の賛成討論といたします。

○議長(大島理森君) 河野正美君。

(河野正美君登壇)

○河野正美君 日本維新の会の河野正美です。

私は、日本維新の会を代表して、ただいま議題となりました公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。

(拍手)

平成十六年度改正法は、世代別のバランスシートで見れば、世代間の格差を広げた可能性がありますが、それでも、そうした世代間格差の拡大を少しでも食い止めるためにマクロ経済スライドを導入したことは、遅きに失したとはいえ、一定の評価ができます。

我々日本維新の会は、結党以来、現在の年金制度の賦課方式の問題点を指摘し、積立方式移行と

いう抜本的な年金制度改革を提案してまいりました。少子高齢化が進行する中で、賦課方式による年金方式を採用すると、世代間格差が生じて社会的公正に反する上、将来世代の活力が奪われて我が国の長期的な成長と繁栄が妨げられるからです。また、世代内格差の是正も必要で、高所得の高齢者と低所得の高齢者の公平のためにも積立方式とすべきであります。

そのような立場からいえば、そもそも、この法案のよって立つ賦課方式に賛成できないということになります。

また、質疑においても、今回の法改正で年金の純受取額が各世代でどう変わるのかという質問に、最後まで数字をもってお答えいただけなかったことは大変に遺憾であります。

以上のように、我が党としては、現行の年金制度自体に問題があると考え、政府の対応にも改善を求めたいと思います。

ただ、大変残念ながら、当面は、我が党の主張する年金制度の抜本改革が実現するのは少し先のこととなると思います。仮に、賦課方式による現行制度を前提とするのであれば、世代間の公正を実現するために今回の法改正は必要となります。

問題は、マクロ経済スライドが当初計画どおりに機能せず、世代間格差の拡大が放置されてきたことです。今回の法案は、わずかでありますが、こうした現状を改善し、若い世代と将来世代の年金給付をふやそうというものであります。

現行制度を前提とすれば、世代間の公正というよい面もあるこの法案につき、なぜ国民の理解が得られないのでしょうか。それは、国会議員が身を切る改革を進めようとせず、国民にばかり負担を押しつけているからではないでしょうか。東日本大震災時から続く復興増税も、消費増税も、そ

して今回の年金給付削減も、国会議員の姿勢一つで国民の理解は全く違うものとなったでしょう。

与党も野党も、我が党が提出した数多くの身を切る改革法案について、賛同に向けた具体的な対応をされておられません。あまつさえ、あしき議員特権の象徴として廃止された地方議員年金の復活を主張し、しかも厚生年金として、自分たちの保険料負担を自治体住民に押しつけようなどというのは言語道断であります。

我が党は、現状を一步でも前進させる本法案に賛成をいたしますが、国会議員の身を切る改革を進めるべきこと、また、地方議員年金の復活への動きは断固として許さないこと、これを条件いたします。

以上をもつて、我が党の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。(退場する者あり)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

出席国務大臣

厚生労働大臣 塩崎 恭久君
国 務 大 臣 鶴保 庸介君

○議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十五日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る二十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

一、昨二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

(理事補欠選任)

一、去る二十五日、環境委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 石川 昭政君(理事白石徹君去る二十五日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

務台 俊介君

補欠

大西 英男君

和田 義明君

宗清 皇一君

大串 博志君

原口 一博君

宗清 皇一君

和田 義明君

大西 英男君

務台 俊介君

原口 一博君

大串 博志君

法務委員

辞任

宮路 拓馬君

補欠

大西 宏幸君

大西 宏幸君

和田 義明君

和田 義明君

加藤 鮎子君

加藤 鮎子君

宮路 拓馬君

文部科学委員

辞任

福井 照君

補欠

岡下 昌平君

菊田真紀子君

村岡 敏英君

笠 浩史君

宮崎 岳志君

岡下 昌平君

福井 照君

宮崎 岳志君

笠 浩史君

村岡 敏英君

菊田真紀子君

厚生労働委員

辞任

田畑 裕明君

補欠

武部 新君

高橋ひなこ君

鬼木 誠君

村井 英樹君

青山 周平君

大西 健介君 武部 新君 鬼木 誠君 星野 剛士君 玉木雄一郎君 青山 周平君 環境委員 井上 貴博君 白石 徹君 細野 豪志君 木下 智彦君 池田 道孝君 岩田 和親君 工藤 彰三君 木内 孝胤君 足立 康史君 安全保障委員 金子万寿夫君 大西 英男君 辞任 赤枝 恒雄君 遠藤 利明君 白須賀貴樹君 西川 公也君 牧原 秀樹君 篠原 豪君 西村智奈美君 馬淵 澄夫君 松木けんこう君 穀田 恵二君 松浪 健太君 菅原 一秀君	玉木雄一郎君 星野 剛士君 高橋ひなこ君 田畑 裕明君 大西 健介君 村井 英樹君 補欠 岩田 和親君 池田 道孝君 木内 孝胤君 足立 康史君 工藤 彰三君 井上 貴博君 白石 徹君 細野 豪志君 木下 智彦君 補欠 大西 英男君 金子万寿夫君 補欠 助田 重義君 菅原 一秀君 佐々木 紀君 田畑 毅君 青山 周平君 大串 博志君 後藤 祐一君 小山 展弘君 玉木雄一郎君 畠山 和也君 椎木 保君 黄川田仁志君	青山 周平君 黄川田仁志君 佐々木 紀君 助田 重義君 田畑 毅君 大串 博志君 小山 展弘君 後藤 祐一君 玉木雄一郎君 畠山 和也君 椎木 保君 辞任 本村賢太郎君 篠原 豪君 補欠 篠原 豪君 本村賢太郎君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 地方創生に関する特別委員 辞任 小川 淳也君 佐々木隆博君 小川 淳也君 補欠 佐々木隆博君 小川 淳也君 (議案提出) 一、去る二十五日、委員長から提出した議案は次のとおりである。 官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出)(議案受領) 一、去る二十五日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案 (議案送付) 一、昨二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 官民データ活用推進基本法案(内閣委員長提出)	(議案通知) 一、去る二十五日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案 (議案通知書受領) 一、去る二十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判官の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案 金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨二十八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公職選挙法の一部を改正する法律案 一、昨二十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案	(議案撤回) 一、去る二十五日、次の議案は委員会において撤回を許可した。 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外三名提出、第百九十回国会衆法第五三三号) 特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名提出、第百九十回国会衆法第五六四号) (議案撤回通知) 一、去る二十五日、次の議案は同日委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案(木村弥生君外三名提出、第百九十回国会衆法第五三三号) 特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案(田嶋要君外四名提出、第百九十回国会衆法第五六四号) (質問書提出) 一、去る二十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 ドナルド・トランプ氏と安倍総理の会談内容に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の見直し等に関する再質問主意書(仲里利信君提出) 一、昨二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 ロシア太平洋艦隊の国後島および択捉島へのミサイル配備に関する質問主意書(逢坂誠二君提出) 南スーダンにおけるPKO参加五原則の適合性に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
---	---	---	--	--

日本が南スーダンのPKO活動に協力する理由に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

年金制度抜本改革に対する安倍総理の国会答弁に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

年金制度の所得代替率に関する質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る二十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に関する「見解及び了解に関する公文」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出TPP再交渉に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出経済連携における中国の位置付けに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出フランスの原発停止の日本への影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出米軍のヘリコプターに使用されている放射性物質やジャングル戦を想定した訓練で使用している枯葉剤等の環境汚染物質から沖縄県民の命の水がめと希少生物・絶滅危惧種の住処である「やんばるの森」を守ることに係る質問に対する答弁書

平成二十八年十一月十五日提出
質問 第一 四二号

日印原子力協定に関連する「見解及び了解に関する公文」に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

日印原子力協定に関連する「見解及び了解に関する公文」に関する質問主意書

平成二十八年十一月十一日、安倍総理と訪日中のインドのモディ首相は日印首脳会談を行い、「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定」(本協定という。)に署名した。

この本協定に関連し、「見解及び了解に関する公文」(「公文」という。)が確認、記録されているが、この公文で用いられている表現は日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、国民が読んでも理解困難であり、不親切極まりない。

このような観点から、以下質問する。
一 公文の一(一)において、具体的な事柄を記載せずに、「当時のインド共和国外務大臣プラナブ・ムカジー氏が二千八年九月五日に行った声明」(以下「九月五日の声明」という。)として、当該声明を指し示した理由は何か。このような表現では国民はこれが何を意味しているのか全く分からない。政府の見解を示されたい。
二 公文でいう「九月五日の声明」の内容はどのようなものか。具体的に示されたい。
三 公文の一(一)において、「日本側代表団の代表は、九月五日の声明が「協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べた」とあり、公文の二において、公文の一の内容に関し

て、「両国の見解の正確な反映であることが了解される」とある。これは、「九月五日の声明」が協定の下での両国の協力の不可欠の基礎をなすことと日本側から述べたことをインド側が了解したという意味なのか。あるいはインド側が了解したか、了解しないかの問題ではなく、単に日本側がそう述べた旨だけを認知したという意味なのか。あるいは、これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

四 公文の一(二)において、公文の一(一)とは別内容のことを日本側が述べたことが記載されているが、この点に關しても、右の三の間と同様に、この部分の意味するところは、日本側から述べたことをインド側が了解したという意味なのか。あるいはインド側が了解したか、了解しないかの問題ではなく、単に日本側がそう述べた旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

五 公文の一(三)において、さらに別内容の日本側が述べたことが記載されているが、この点に關しても、この公文の意味するところは、日本側から述べたことをインド側が了解したという意味なのか。あるいはインド側が了解したか、了解しないかの問題ではなく、単に日本側がそう述べた旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

六 公文の一(四)において、「そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従って停止される」とあるが、これは日本側の見解なのか、インド側の見解なのか、あるいは両国の共通の見解なのか。さらにこの公文では、この見解がどちらの見解であるにせよ、インド側はこの記述に關し、そうした見解があることを認知し、その見解を受け入れるということを意味するのか、それともそれを了解したか了解しないかの問題ではなく、単にそのような見解がある旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

七 公文の一(五)において、「異議を申し立てる権利を留保する」とあるが、これは「異議を申し立てる権利」を行使しないという意味なのか、それとも別の意味なのか。政府の見解を示されたい。

八 公文の一(六)において、二つの「補償」に関する記述があるが、「発電の中断」と「契約上の義務の中断」によって、インド側から日本側に対し、これらの補償に関する請求が発生する場合

か、了解しないかの問題ではなく、単に日本側がそう述べた旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

九 公文の一(七)において、「そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従って停止される」とあるが、これは日本側の見解なのか、インド側の見解なのか、あるいは両国の共通の見解なのか。さらにこの公文では、この見解がどちらの見解であるにせよ、インド側はこの記述に關し、そうした見解があることを認知し、その見解を受け入れるということを意味するのか、それともそれを了解したか了解しないかの問題ではなく、単にそのような見解がある旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

十 公文の一(八)において、「異議を申し立てる権利を留保する」とあるが、これは「異議を申し立てる権利」を行使しないという意味なのか、それとも別の意味なのか。政府の見解を示されたい。

十一 公文の一(九)において、二つの「補償」に関する記述があるが、「発電の中断」と「契約上の義務の中断」によって、インド側から日本側に対し、これらの補償に関する請求が発生する場合

か、了解しないかの問題ではなく、単に日本側がそう述べた旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

十二 公文の一(十)において、「そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従って停止される」とあるが、これは日本側の見解なのか、インド側の見解なのか、あるいは両国の共通の見解なのか。さらにこの公文では、この見解がどちらの見解であるにせよ、インド側はこの記述に關し、そうした見解があることを認知し、その見解を受け入れるということを意味するのか、それともそれを了解したか了解しないかの問題ではなく、単にそのような見解がある旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

十三 公文の一(十一)において、「そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第十四条9の規定に従って停止される」とあるが、これは日本側の見解なのか、インド側の見解なのか、あるいは両国の共通の見解なのか。さらにこの公文では、この見解がどちらの見解であるにせよ、インド側はこの記述に關し、そうした見解があることを認知し、その見解を受け入れるということを意味するのか、それともそれを了解したか了解しないかの問題ではなく、単にそのような見解がある旨だけを認知したという意味なのか。これらのような解釈ではなく、さらに別のことを意味するのか。繰り返すが、このような表現は、日本語として不十分だけではなく、国民の権利義務に影響を及ぼしかねない国家間の取極めにもかかわらず、不親切極まりない。国民に分かりやすい言葉を用いて、この部分の解釈についての政府の見解を示されたい。

もあると政府は認識しているのか。見解を示されたい。

九 公文の両国の署名者である、大菅岳史氏、アマンディープ・シン・ギル氏の官職を明らかにされたい。

十 公文の了解事項は、本協定の下での両国間の協力に及ぼす影響はどの程度のもので考えているのか。例えば、公文の(一)(三)の記述にある核物質の再処理の停止はインド側の義務となつてゐるのか。政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九二第一四二号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に關連する「見解及び了解に關する公文」に關する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出日印原子力協定に關連する「見解及び了解に關する公文」に關する質問に対する答弁書

一及び二について

「見解及び了解に關する公文」(以下「公文」という。)(i)に規定する「当時のインド共和国外務大臣プラナブ・ムカジー氏が二千八年九月五日に行つた声明」(以下「九月五日の声明」という。)(は、平成二十年九月五日にムカジー・インド外務大臣(当時)がインドの軍縮・不拡散に關する立場を再確認するために発表した声明であり、インドによる核実験モラトリアムの継続等の政策を示したものである。公文(i)において「九月五日の声明」と規定したのは、日印間での

協議の結果、かかる表記により、その意味するところが十分明らかであると確認されたためである。

三から六までについて

御指摘の公文(i)から(iii)までの規定は、それぞれ日本側代表団の代表が述べた我が国の見解である。公文(ii)においては、公文(i)から(iii)までの規定を含む公文一の規定が、両国の見解の正確な反映であることが了解されている。

七について

公文(i)に規定する「異議を申し立てる権利を留保する」とは、異議を申し立てる権利を保持するという意味である。

八について

お尋ねの「補償に關する請求が発生する場合」の意味するところが明らかではないが、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定(以下「協定」という。)(第十四条)は、再処理の「停止が六箇月の期間を超える場合には、両締約国政府は、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響に關する補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失に關する補償につき協議する」と規定している。

九について

公文の日本側の署名者である大菅岳史の官職は、外務省大臣官房審議官兼アジア大洋州局兼アジア大洋州局南部アジア部兼中東アフリカ局兼中東アフリカ局アフリカ部であり、インド側の署名者であるアマンディープ・シン・ギルの官職は、外務省軍縮・国際安全保障局長である。

十について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、

協定の規定から協力の停止等に關する我が国の権利は明らかであるが、インドが核実験を行つた場合に我が国がこれらの権利を行使することができるといふ点をより明確にするため、公文を日印間で作成したものである。

平成二十八年十一月十五日提出
質問 第一四三号

駆けつけ警護の英訳に關する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

駆けつけ警護の英訳に關する再質問主意書
先般提出した「駆けつけ警護の英訳に關する質問主意書」(質問第一一七号)に対する答弁書(内閣衆質一九二第一一七号。以下「答弁書」という。)(の内容に疑義があるため、改めて以下のとおり質問する。

一 答弁書では、駆けつけ警護に關する「法の規定に關する政府として公式のものとして定められた英訳は、存在しない」と示されているが、国連や諸外国の關係機關に駆けつけ警護を説明する場合、具体的にどのような用語で説明するのか。政府の見解を示されたい。

二 平成二十八年十一月十日、日刊ゲンダイは、

「自衛隊は外国の部隊とともに駆けつけ警護の任務を行うことになるのだが、驚いたことに英文の閣議決定資料などを見ると「take side」などと訳されているではないか」と報じているが、かかる報道は事実であるのか。政府の見解を示されたい。

三 政府内の英文の文書では、適切な訳語が見当たらないため、駆けつけ警護は、「take side」になる表記がなされていることは事実か。政府の見解を示されたい。

四 過去において、自衛隊がPKO活動などで、他国の軍隊の武力行使と一体化しない後方支援活動に限定する旨の政府内の文書でも、適切な英訳が見当たらないため、「Itaiiai」なる表記がなされたとの報道もあるが事実であるのか。政府の見解を示されたい。

五 駆けつけ警護について、適切な、政府として公式なものとして定めた英訳を作成する意思はないのか。政府の見解を示されたい。

六 適切な英訳も用いず、日本語をローマ字に直しただけの表記を政府内の文書に使用するということは、そもそも概念としてそれが明確なものではなく、国連や諸外国の關係機關で勤務する外国人にはなおさら理解されないものである。日本国内だけで通用する曖昧な概念を用いて、自衛隊に駆けつけ警護する任務を与えることは、国連や諸外国の關係機關から誤解を招きかねず、現地で活動する自衛官の生命に危険を与えかねない。政府は概念を明確にし、対外的に分かりやすいように用語の英訳をはじめ、法的準備をなすべきであり、現時点では不十分であると言わざるを得ない。かかる問題意識に対する政府の見解と今後の政府の方針を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一四三号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳に關する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出駆けつけ警護の英訳に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「駆けつけ警護」は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号。以下「法」という。）第三条第五号に規定する国際平和協力業務であつて同号ラに掲げるもの（以下「駆けつけ警護」という。）を指すものと思われるが、政府として国際連合や諸外国に対しては、様々な機会を捉えて、駆けつけ警護の内容についてそれぞれの機会に応じて適切な語を用いて説明してきており、これらの説明の際の用語につき一概にお答えすることは困難である。

二から四までについて

政府として、個々の報道について答弁することとは差し控えたい。なお、首相官邸等のホームページで公表している「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成二十六年七月一日閣議決定）の仮訳においては、「いわゆる「駆けつけ警護」を「so-called "kakesuke-keigo"」と訳した上で、括弧書きでその内容についての説明を付しているところである。

五について

現時点で、駆け付け警護の内容について、政府として公式のものとして定めた英訳を作成する必要があるとは考えていない。

六について

駆け付け警護とは、先の答弁書（平成二十八年十一月十五日内閣衆質一九二第一一七号）一及び二についてでお答えしたとおり、法第三条第五号からネまでに掲げる業務又はこれらの

業務に類するものとして同号ナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者（以下「活動関係者」という。）の生命又は身体に対する不測の侵害又は危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護を内容とするものであり、「曖昧な概念である」との御指摘は当たらない。

一についてでお答えしたとおり、政府として国際連合や諸外国に対しては、様々な機会を捉えて、駆け付け警護の内容についてそれぞれの機会に応じて適切な語を用いて説明してきているところであり、引き続き、こうした取組を継続していく考えである。

平成二十八年十一月十六日提出
質問 第一 四 四 号

賭博及び富くじに関する再質問主意書

提出者 緒方林太郎

賭博及び富くじに関する再質問主意書

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する質問に対する答弁書を踏まえ、次の通り質問する。

一 以下の行為はそれぞれ如何なる行為を指すのか。

（ア） 賭博行為

（イ） 賭博場開帳行為

（ウ） 富くじの授受行為

二 以下の罪が成立するためには、すべての当事者が当該罪で罰せられる事が要件となるか。

（ア） 賭博罪

（イ） 賭博開帳図利罪
（ウ） 富くじ罪
右質問する。

内閣衆質一九二第一四四号
平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出賭博及び富くじに関する再質問に対する答弁書

一の（ア）について

刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の「賭博」とは、偶然的勝負に關し財物の得喪を争ふことをいうと解されている。

一の（イ）について

刑法第百八十六条第二項の「賭博場を開張」とは、犯人が自ら主宰者となり、その支配下に賭博をさせる一定の場所を提供することをいうと解されている。

一の（ウ）について

刑法第百八十七条第三項の富くじの「授受」とは、同条第一項の「発売及び同条第二項の「発売の取次ぎ」を除く一切の授受行為をいうと解されている。

二について

お尋ねの「すべての当事者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般に、犯罪構成要件に該当する違法かつ有責な行為があれば、犯罪が成立すると解されているところ、御指摘の各罪について、当該行為者以外の者が処罰されることは犯罪の成立要件とされていない。

平成二十八年十一月十六日提出
質問 第一 四 五 号

武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問主意書

十月二十五日付の内閣官房、内閣府、外務省、防衛省による「派遣継続に関する基本的な考え方」の6に以下のような記述がある。

「他方、PKO参加五原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における、法的な意味における「武力紛争」が発生しているか、であり、具体的には「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるものである戦闘行為」が発生しているかである。（これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。）」

ここでは武力紛争の具体的な定義が「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるものである戦闘行為」とされている。

ここで「戦闘行為」の定義である「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」を代入してみると、武力紛争の定義は「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるものである、国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為」となり全く意味をなさない。

問 武力紛争を「戦闘行為」という概念を使わずに定義ありたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一四五号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出武力紛争と戦闘行為との関係に関する質問に対する答弁書

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)上、「武力紛争」を定義した規定はなく、平成二十八年十月二十五日付けで内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省が公表した「派遣継続に関する基本的考え方」の六の記述も、同法上の「武力紛争」の定義を述べたものではないが、政府としては、国家又は国家に準ずる組織の間において生ずる武力を用いた争いが同法上の「武力紛争」に当たると解してきたところであり、当該「武力紛争」の一環として行われる「戦闘行為」は、「国家又は国家に準ずる組織の間で行われるもの」である。

なお、政府としては、一般に、実力を用いた争いが同法上の「武力紛争」に該当するか否かについては、事案の態様、当事者及びその意思等を総合的に勘案して個別具体的に判断すべきものと考えている。

平成二十八年十一月十六日提出
質問 第一 四 六 号

T P P再交渉に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

T P P再交渉に関する質問主意書

これまで安倍政権は累次に亘り、「T P P協定の再交渉はしない」旨の発言をしている。

「国益に反しない再交渉」、「国益に叶う再交渉」もしないという理解でいいか。
右質問する。

内閣衆質一九二第一四六号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出T P P再交渉に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出T P P再交渉に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「国益に反しない再交渉」及び「国益に叶う再交渉」の意味するところが明らかではないが、環太平洋パートナーシップ協定の再交渉については、仮に求められてもこれに応じる考えはない。

平成二十八年十一月十七日提出
質問 第一 四 七 号

経済連携における中国の位置付けに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

経済連携における中国の位置付けに関する質問主意書

平成二十八年十一月十五日、安倍総理は、参議院の環太平洋パートナーシップ協定に関する特別委員会(本委員会という)で、「T P Pがなかなか進まないということになれば、これ、重心

は、軸足はR C E Pに移っていくのは間違いないわけでありまして、R C E Pには米国が入っていないわけでありまして、そのG D P世界最大の国は米国ではなくて中国になっていくわけでありまして、「その意味におきましては、T P Pが一つのモデルにならないといけないというのは確かなことではないか」と述べているが、この発言に関して疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理は、「T P Pがなかなか進まず」発効しなければ、アジアの経済連携の枠組みは中国を中心としたものに移行していくとの認識を持つていいのか。見解を示されたい。

二 安倍総理が「T P Pがなかなか進まず」発効しなければ、アジアの経済連携の枠組みは中国を中心としたものに移行していくとの認識を持つていることは、政府で共有されているのか。見解を示されたい。

三 アメリカが主導したT P Pでは、国有企業に対する厳しい制限や知的財産の保護が規定されているのに対し、G D Pが最大の参加国が中国となるR C E P(東アジア地域包括的経済連携)では、交渉次第でどうなるか分からないとの見通しも安倍総理は示している。政府は、中国が参加するR C E Pはどのようなものとの認識を持つているのか。政府の把握しているところを具体的に示されたい。

四 本委員会で、安倍総理は、「T P Pの意義については、「自由、民主主義、人権そして法の支配、基本的価値を共有する国々とともに、自由で公正な経済圏をつくっていくということ」であり、「中国が入ってくるということであれば我々は歓迎であります、当然、このハードルを越えてもらわなければならない」とも述べているが、わが国と中国がこれらの諸価値を共有

有することは容易ではない。それにもかかわらず、「T P Pがなかなか進まないということになれば、これ、重心は、軸足はR C E Pに移っていくのは間違いない」と安倍総理が断言する根拠は何か。見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一四七号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出経済連携における中国の位置付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出経済連携における中国の位置付けに関する質問に対する答弁書

一から四までについて

東アジア地域包括的経済連携(以下「R C E P」という。)については、我が国と中華人民共和国を含む十六箇国の間で、物品貿易、サービス貿易、投資、知的財産、電子商取引等幅広い分野に係る包括的でバランスの取れた質の高い協定の早期妥結に向け、現在精力的に交渉が進められているところである。

R C E Pは、環太平洋パートナーシップ協定(以下「T P P協定」という。)と並び、アジア太平洋自由貿易圏(以下「F T A A P」という。)の実現に向けた道筋の一つとされており、また、T P P協定に結実した新たなルールは、R C E P、F T A A P等におけるモデルとなり、二十一世紀の世界のスタンダードになっていくことが期待されている。

平成二十八年十一月十五日の参議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会における安倍内閣総理大臣による御指摘の答弁は、以上のような政府の認識を踏まえ、行われたものである。

平成二十八年十一月十七日提出
質 問 第一 四 八 号

フランスの原発停止の日本への影響に関する
質問主意書

提出者 逢坂 誠二

フランスの原発停止の日本への影響に関する
質問主意書

日本の大型製造品メーカーである日本鑄鍛鋼株式会社が生産した部品の強度に課題があることなどを理由として、現在、フランスでは、十二基の原発が順次停止を迫られる異例の事態となっている。

この事案に関連して、以下質問する。
一 政府は、フランスでのこの事案を承知しているのか。見解を示されたい。

二 日本の原子力発電所に、日本鑄鍛鋼株式会社および現在フランスで問題になっているクルゾ・フォルジュ社の鋼材、部品が使われているか否か。政府の把握状況を明らかにされたい。
三 日本の原子力発電所に、日本鑄鍛鋼株式会社およびクルゾ・フォルジュ社の鋼材、部品が使われているか否かを、政府は調査し、その強度、脆弱性をはじめ当該部品の適切さを調査すべきであると思われるが、政府の見解を示されたい。

四 日本の原子力発電所に、日本鑄鍛鋼株式会社およびクルゾ・フォルジュ社の鋼材、部品が使

われていた場合、既に完成されている装置の当該部位を切り出して検査することは現実的ではなく、非破壊検査等で調べるほかないと思われるが、鋼材等の強度不足の検査という点では不十分であり、不安はぬぐいきれない。実際にはどのような調査方法を探るべきと考えているのか。政府の見解を示されたい。
五 検査結果が不適切な場合、是正措置を講ずべきと考えるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一四八号
平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出フランスの原発停止の日本への影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出フランスの原発停止の日本への影響に関する質問に対する
答弁書

一 について

平成二十八年十月十八日に、フランス共和国原子力安全機関が、日本鑄鍛鋼株式会社により製造された蒸気発生器水室鏡板を用いた原子炉について、炭素濃度が高い部分を特定するため検査を三月以内に実施することをフランス電力に対し義務付ける旨を公表したと承知している。

二 について

原子力規制委員会においては、北海道電力株式会社泊発電所一号炉及び二号炉の蒸気発生器鏡板、東京電力ホールディングス株式会社福島

第二原子力発電所二号炉及び四号炉並びに北陸電力株式会社志賀原子力発電所一号炉の原子炉压力容器上部蓋及び原子炉压力容器鏡板、関西電力株式会社高浜発電所二号炉の原子炉压力容器上部蓋、同発電所三号炉及び四号炉の蒸気発生器鏡板、同社大飯発電所一号炉及び二号炉の原子炉压力容器上部蓋、四国電力株式会社伊方発電所二号炉の原子炉压力容器上部蓋、九州電力株式会社玄海原子力発電所二号炉、三号炉及び四号炉の原子炉压力容器上部蓋、同発電所三号炉及び四号炉の原子炉压力容器、同社川内原子力発電所一号炉及び二号炉の原子炉压力容器、同発電所二号炉の蒸気発生器鏡板並びに日本原子力発電株式会社敦賀発電所二号炉の原子炉压力容器上部蓋及び蒸気発生器鏡板に日本鑄鍛鋼株式会社が生産したものを使用されていると把握している。

他方、クルゾ・フォルジュ社の製品は、我が国のいずれの実用発電用原子炉施設においても、これらにおける主要な鍛造製品である原子炉容器又は原子炉压力容器の上部蓋、鏡板及び胴、蒸気発生器鏡板並びに加圧器鏡板のいずれにも使用されていないと把握している。

三 から五 までについて

原子力規制委員会において、平成二十八年八月二十四日及び九月二十九日に、国内の実用発電用原子炉設置者に対し、加圧水型原子炉については原子炉容器、蒸気発生器及び加圧器について、沸騰水型原子炉については原子炉压力容器について、製造方法及び製造事業者を調査すること並びに調査の結果、鍛造製品の使用が確認された場合は、当該鍛造製品が日本工業規格に定める濃度を上回る炭素濃度の部分を含む可能性があるか否かについて評価し、その結果を同委員会に報告することを指示しており、これ

を受けてこれらの設置者から提出された報告書及び製造事業者に対して行った面談の結果から、鍛造製品の製造時に炭素濃度が高くなりやすい部分を取り除いていること、製造時に採取した試料又は同様の製造方法により製造された試作品に対する化学分析においても異常な値が見られなかったことが確認されたため、これらの鍛造製品に日本工業規格に定められた炭素濃度を超えるような部分が残っているおそれはないと評価できると判断しているところである。

平成二十八年十一月十七日提出
質 問 第一 四 九 号

政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

政府所有の備品が所在不明となっている件に関する質問主意書

内閣府及び内閣官房で取得価格五十万円以上の物品が少なくとも二百二十七個、約六十五億円分が確認できない状態であったことが明らかにされた。その詳細をお示し願いたい。

以上を踏まえて、お尋ねする。

内閣府及び内閣官房を含む、すべての府省庁及び会計検査院において、取得価格五十万円以上の物品について、所在が確認できなくなっている物品名と金額を府省庁別にお示しただき、それについての内閣の見解をお教え願いたい。

その上で、所在不明になった原因のうち、主な五つの原因をお示し願いたい。

政府の物品については、毎会計年度末に物品報告書に基づいた物品の現在額等が内閣から国会に報告されるが、所在不明になっている物品につい

ては、過去において誤った報告が国会になされたということか、仮に誤った報告が国会になされたといふとすれば、安倍内閣が把握している誤報告の原因をお示し願いたい。

所在不明になった物品のうち、転売や譲渡がなされた物品はあるか。ある場合は、当該物品名と金額をお示し願いたい。その上で、仮に転売されていた事実があるとすれば、転売して得た金額はどのように処理したのか、お示し願いたい。また、所在不明となった物品を職員が自宅等に持ち帰っている事例はあるのか、お示し願いたい。

国民の税金で購入した物品が所在不明になることはあってはならないことだと考える。安倍内閣として再発防止にどのような対策をお考えか、お示し願いたい。

内閣衆質一九二第一四九号

平成二十八年十一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長

大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出政府所有の備品が所在不明となつてゐる件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出政府所有の備品が所在不明となつてゐる件に関する質問に対する答弁書

物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)第三十七條に規定する国が所有する物品のうち重要なものとして政令で定めるもの(以下「重要物品」という。)については、物品管理法施行令(昭和三十一年政令第三百三十九号)第四十二條に規定する物品管理簿及び物品供用簿(以下「物品管理簿等」という。)に記録することとされている。

お尋ねの「所在が確認できなくなつてゐる」の趣旨が必ずしも明らかではないが、会計検査院から「重要物品として物品管理簿に記録され、保管中又は供用中とされている」が、「廃棄された物品が物品管理簿等に記録されたままとなつてゐた」又は「現物の確認ができなかつた」事態(以下「現物未確認等の事態」という。)が生じていると指摘された物品の品目及び価格は、内閣官房については、その品目は、ファクシミリをはじめとする事務用機器が十九個、会議用マイク設備一式をはじめとする会議用設備が二個等の合計二十六個であり、その価格は、合計約三千四百六十九万円である。

また、内閣府本府については、その品目は、多重無線通信装置をはじめとする防災無線通信設備その他の防災の用に供する通信設備又は機器が百七十九個、食品安全総合情報システムをはじめとする情報システムに係る機器が二個、シュレッダーをはじめとする事務用機器が十個等の合計二百一十個であり、その価格は、合計約六十四億三千七百八十九万円である。内閣官房及び内閣府本府(以下「内閣府本府等」という。)においては、当該指摘に基づき、状況の調査を行つてゐるところである。

内閣府本府等以外の各府省については、同法第三十九條及び同令第四十四條第一項の規定に基づき、毎会計年度一回及び物品管理官等が交替する場合等にその都度行われている検査のうち、直近のもの(以下「直近の物品検査」という。)において、現物未確認等の事態は確認されておらず、会計検査院においても、直近の物品検査において、現物未確認等の事態は確認されていないと承知している。

お尋ねの「主な五つの原因」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府本府等において現物未確認等の事態が発生した原因としては、

同法及び同法に基づく命令等に基づき物品を適正に管理することの重要性に対する認識が欠けてゐること、同法第三十九條等の規定に基づく検査が適切に行われていないこと、内閣官房において物品を適切に管理する体制が整備されていないこと、並びに内閣府本府において、頻繁な組織の新設や統廃合に伴い執務室が移転等している状況及び内閣府本府が直接管理する建物以外で内閣府本府の物品が設置されている状況に即して物品を適切に管理する体制が整備されていないことが考えられる。

同法第三十八條第三項の規定に基づく国会に対する報告(以下「国会報告」という。)については、同法第三十七條の規定により各省各庁の長が作成する重要物品に係る毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の報告書(以下「物品報告書」という。)に基づき財務大臣が作成する、物品増減及び現在額総計算書に基づいて行われるところである。平成二十七年年度の国会報告に当たつて、内閣府本府等においては、現物未確認等の事態が生じていると疑われていた重要物品についてその有無等を調査中であつたため、物品管理簿の記載に基づき、物品報告書を作成したものである。現時点で把握している限りにおいて、内閣府本府等以外の各府省の長が平成二十七年年度の国会報告の根拠となる物品報告書を作成する時点においては、現物未確認等の事態があつたと認識しておらず、会計検査院においても、平成二十七年年度の国会報告の根拠となる物品報告書を作成する時点において、現物未確認等の事態があつたと認識していないものと承知している。内閣府本府等においては、会計検査院から現物未確認等の事態の指摘を受けた重要物品について、その状況を調査しているところであり、当該調査の結果を踏まえ、物品管理簿等の修正を直ちに行つた上

で、今後作成する物品報告書に当該修正を行つた物品管理簿の修正の内容を反映させてまいりたい。

お尋ねの「転売や譲渡がなされた物品及び「自宅等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府本府等が現在行つてゐる重要物品の状況に係る調査において、現時点で把握している限りにおいては、職員が所要の手続を経ることなく売却したり、無償で譲渡したりした重要物品や自宅に持ち帰つた重要物品は確認されていない。いずれにせよ、内閣府本府等において、職員に対し、物品の管理に関する研修を定期的に実施し、物品を適正に管理することの重要性について周知徹底を図るなど、現物未確認等の事態の再発防止に努めてまいりたい。

平成二十八年十一月十七日提出
質問 第一五〇号

米軍のヘリコプターに使用されている放射性物質やジャングル戦を想定した訓練で使われている枯葉剤等の環境汚染物質から沖縄県民の命の水がめと希少生物・絶滅危惧種の住処である「やんばるの森」を守ることに関する質問主意書

提出者 仲里 利信

米軍のヘリコプターに使用されている放射性物質やジャングル戦を想定した訓練で使われている枯葉剤等の環境汚染物質から沖縄県民の命の水がめと希少生物・絶滅危惧種の住処である「やんばるの森」を守ることに関する質問主意書

国土面積の僅か〇・六％しかない狭隘な沖縄県内には、全国の米軍専用面積の約七十四％にのぼる広大な米軍基地が存在し、沖縄県民にとって過

重な基地負担となつてゐる。その中でも、沖縄本島の北部地域は県民が「やんばるの森」と呼び親しむ自然豊かな地域であり、沖縄県民の命の水がめであるダムが数多く存在する地域として、さらにここだけでしか生息が確認されていないノグチゲラや、ヤンバルクイナ等多くの固有種、固有亜種、その他様々な野生動植物が生息する地域として極めて重要な地域となつてゐる。

しかし、米軍はこの地域においても国内法規を無視して、ジャングル戦を想定した、空と陸と海が一体となつた訓練を自由に行つており、豊かな自然環境を損なつてゐる。

ところで、二〇〇四年八月十三日に沖縄県宜野湾市の沖縄国際大学構内での米軍ヘリコプターの墜落・炎上事故は、県民の生命と財産が脅かされる重大な事故であつたことから未だに記憶に新しい事故であるが、事故直後から米軍が現場を封鎖し、事故を起こした機体や周辺の土壌を搬出するまで理由を全く示さずに沖縄県の警察や消防、行政、大学関係者の立ち入りを一切認めなかつたことに對して、地元では主権の侵害であるとして強く反発するとともに、有無を言わさない排除や物々しい警備状況から汚染物質の気化や流出を懸念した対応ではなかつたのかとの疑惑を抱き、真実の公表を強く求め続けてゐるところである。

また、二〇一三年八月五日に沖縄県宜野座村の米軍基地キャンプ・ハンセン内での米軍ヘリ墜落事故では、現場近くにある村民の水がめである大川ダムの汚染が懸念されたが、米軍が放射性物質汚染及び墜落現場の調査を拒否したため、宜野座村は取水を一年余にわたつて停止し、村民の生活に大きな支障を来すとともに、不安を与えたところである。さらに、国管理の福地ダムではペイント弾が発見され、県民の水道水への汚染が懸念されたこともあつた。

そこでお尋ねする。

一 沖縄国際大学構内でのヘリ墜落・炎上事故の際に米軍が警察や消防等の立ち入りを拒んだことの法的な根拠や理由について政府の承知するところを明らかにした上で、私有地である大学構内で米軍が所有者の大学関係者や警察等の立ち入りを拒むことが我が国の法令に照らしてなぜ可能であつたかについて政府の見解を答えられたい。

二 質問一に関連して、米軍がヘリの墜落・炎上した箇所やその周辺まで含めて掘り起こした上で、その土壌を搬出した理由について政府の承知するところを明らかにされたい。

三 米国大使館は、ヘリの墜落事故後に報道機関に對して、墜落したヘリに装着・使用していた「ストロンチウム九十が機体の燃焼、溶解で気化した可能性が高い」と回答した。この回答及び内容について政府の承知するところを明らかにした上で、米軍が行つた土壌の回収と搬出がストロンチウム九十の気化や拡散、流出等の汚染対策として適正であつたかについて政府の見解を答えられたい。

四 宜野座村の米軍基地キャンプ・ハンセン内での米軍ヘリ墜落事故の際に、宜野座村が放射性物質汚染及び墜落現場の調査を求めたにもかかわらず、米軍が理由を示さずに拒否したが、その理由と法的な根拠について政府の承知するところを明らかにした上で、村民の水がめの安全確認を求める宜野座村の要求を米軍が理由も示さずに拒否したことについて政府の見解を答えられたい。

五 米海兵隊太平洋基地環境課は二〇一四年二月十八日、宜野座村内のヘリ墜落事故地点で土壌調査を実施したところ「日本の土壌汚染対策法で定める環境基準値の七十四倍の鉛や二十一倍

のヒ素を検出した」と発表した。このように我が国の環境基準を大幅に超える汚染が確認されたことについて政府の承知するところを明らかにした上で、鉛やヒ素が人体に与える影響について政府の見解を答えられたい。

六 米軍ヘリコプターや新型輸送機のアスブレイ（以下「米軍ヘリ等」という）には天然物ではなく、人工的に作られた放射性同位元素であるストロンチウム九十が装着・使用されてゐることであるが、ストロンチウム九十が米軍ヘリ等に装着・使用されている目的と理由は何か、また鉛やヒ素が使用されている目的と理由は何か、その他米軍ヘリ等に装着使用されてゐる物質で機体が破損・墜落・炎上した際に環境中に流出して人体に悪影響を与える汚染物質があるかについて政府の承知するところを明らかにされたい。

七 質問六に関連して、ストロンチウム九十を保管している容器の材質は何か、機体が燃焼、溶解した場合の耐久性や気化の可能性はどうか、燃焼・溶解の防止策としてどのような対策を講じてゐるかにについて政府の承知するところを明らかにされたい。

八 質問六及び七に関連して、気化したストロンチウム九十の放射線量の測定方法、監視体制、被曝の可能性と対処策について政府の承知するところを明らかにされたい。

九 米軍ヘリ等に積載・使用されてゐるストロンチウム九十が環境中に放出されたり、飲料水や農畜産物等を通して人間が摂取したりという場合の影響について政府の承知するところを明らかにされたい。

十 識者によれば、ストロンチウム九十が人体に入つてしまうと長期間体内に留まるので、少量

でも体に悪影響を及ぼすとのことであるが、なぜこのような危険なものが米軍ヘリ等の部品として使用され続けているのかについて政府の承知するところを明らかにした上で、ストロンチウム九十や鉛、ヒ素を積載・使用してゐる米軍ヘリ等の運行を直ちに禁止することについて政府の見解を答えられたい。

十一 識者によれば、ストロンチウム九十の汚染対策としては外部に放出しない努力や、人体に入らないようにする努力しかないとのことであるが、政府はこれまで米軍ヘリ等に積載・使用されたストロンチウム九十の安全対策としてどのような対策を講じてきたのか。

十二 米軍がベトナム戦争で使用した猛毒のダイオキシンを含む枯葉剤が一九六一年から六二年にかけて北部訓練場で散布され、作業に携わつた元兵が前立腺がんの後遺症を認定され、証言も行つてゐるが、政府はこのことを承知してゐるか。

十三 質問十二に関連して、政府は、米軍及び米国政府に對してダイオキシンを含む枯葉剤の散布に関する履歴や土壌の汚染状況、水質の汚濁状況、枯葉剤を使用した訓練・土地の使用の履歴等必要な事項について照会や請求、調査を行うべきではないか。

十四 政府は、米軍及び米国政府に對して北部訓練場における訓練の履歴や土地の使用履歴、不発弾と廃棄物の状況等について調査を行うよう求めるべきではないか。

十五 水質や土壌汚染の蓋然性が高いと考えられる過去の米軍ヘリ等や固定翼機の墜落地点について政府の承知するところを明らかにした上で、それらの地点における汚染の実態と今後の対策について政府の見解を答えられたい。

十六 米軍ヘリ等や固定翼機が墜落・炎上した場合、放射性物質の気化や拡散による動植物への汚染が生じる他、鉛やヒ素等の有害物質による土壌汚染、水質汚濁等も生じることが明らかになっているが、このことについて政府の承知するところを明らかにした上で、今後調査を行う必要性、その予定、実施時期、除去の具体的な方法等について政府の見解を答えられた。

十七 政府は、米軍の新型輸送機オスプレイの配備計画として、配備済みと併せて今後何機沖縄に配備されるのか、そのうち北部訓練場でどのような訓練を一日当たりどの程度の頻度で何機が行うのかについて政府の承知するところを明らかにした上で、オスプレイの大規模な配備と過密で危険な訓練が沖縄県民への基地の負担をさらに過酷なものとするのではないかとという県民の不安について政府の見解を答えられた。

十八 政府は、米軍ヘリ等や最新鋭機のF三十五ステルス戦闘機等の固定翼機が北部訓練場内で墜落・炎上し、汚染物質を気化・流出させた場合に自然環境にどのような影響や汚染、汚濁が生じるのかについて政府の承知するところを明らかにした上で、そのような環境汚染を防止するためにはどのような対策を講じるべきかについて政府の見解を答えられた。

十九 沖縄本島に居住する県民の水源として、その約五十五％が「やんばるの森」にある国管理の五ダムが賄っている。しかもそれらの五ダムは調整水路で繋がっているため、いずれかのダム及びその周辺で米軍ヘリ等や固定翼機が墜落・炎上すると、そのダムは当然汚染されることになるが、残りの全てのダムも汚染されることになる。そうすると二〇一三年の宜野座村の大川ダムでの一年余の取水停止どころではなく、沖

縄本島全域での断水となり住民及び県内産業の死活問題となる。政府は北部訓練場での米軍ヘリ等や固定翼機の国内法規を無視した訓練が何時かは墜落・炎上を招き、ひいては沖縄県民の命の水がめの汚染に繋がり、県民の生活や安心、安全、産業に大きな支障を来すことになることを承知しているかについて政府の見解を答えられた。

二十 質問十九に関連して、米軍は北部訓練場でジャングル戦を想定した訓練を日常的に行っているが、その訓練で使用したと思われるベイント弾や不発弾、廃棄物等が相次いで発見されている。また、埋設廃棄物についてはこれまでに返還された米軍跡地で地中からドラム缶入りの有害物質が掘り起こされるといふ事例が数多く生じている。政府は米軍が行ったこのような土壌汚染や水質汚濁、環境汚染に対してどのような取り組みを考えなのか、米軍に対して責任を追及する考えはあるのか、原因者負担の原則に基づき米軍に除去の責任と経費の負担を求める考えはあるのか、米軍の訓練及び土地の使用の履歴に関して調査を求める考えはあるのかについて政府の見解を答えられた。

二十一 質問十九及び二十に関連して、米軍ヘリ等や固定翼機の訓練や墜落・炎上、さらにはジャングル戦を想定した訓練等が「やんばるの森」を住処とする希少生物や絶滅危惧種、固有種、固有亜種、その他野生の動植物に与える影響について政府の承知するところを明らかにした上で、「やんばるの森」の自然環境を保全するため米軍の訓練を直ちにやめさせるとともに、北部訓練場を全面返還することについて政府の見解を答えられた。

二十二 去る十一月十五日、沖縄県は政府に「駐

留軍用地の返還に関する実施計画の案について（回答）」を提出した。これは米軍北部訓練場の過半返還に関する沖縄防衛局の返還実施計画に對して、土壌汚染除去や不発弾撤去の徹底等三十三項目の要望事項を盛り込んだ意見書であるが、地元である東村や国頭村も賛同した内容であり、沖縄県民の総意として提出したものである。加えて意見書に盛り込んだ内容は、これまで政府と米軍、米政府が沖縄県民の民意を無視して自由に沖縄県内の自然環境や県土をないがしろにしてきたことに對する回復の要求であるが、政府は沖縄県からのこのような最低限の要求に對してどのように對処する考えか政府の見解を答えられた。

二十三 政府は、主権国家として、駐留軍である米軍と外国政府である米國に對して自國の土地でどのような訓練や活動を行ったかということ調査・把握することは当然のことであるとの考えや気概を持ち合わせているか政府の見解を答えられた。

二十四 政府は、これまで北部訓練場での米軍の訓練の状況や、「やんばるの森」の自然環境の保全についてお座なりの対応に終始している。今回沖縄県から發出した意見書についても相も変わらずに「相手がある」とか「検討したい」とかの回答になるものと思われる。しかし、安倍総理の「真に建設的な議論をするべきである」とか「沖縄に寄り添う」、「できることは全て行う」とかの言葉が真実であるならば、今回の沖縄県からの意見書を契機として政府の対応を改めるべきであると本職は考えるが、政府の見解を答えられた。

右質問する。

内閣衆質一九二第一五〇号
平成二十八年十一月二十五日

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員仲里利信君提出米軍のヘリコプターに使用されている放射性物質やジャングル戦を想定した訓練で使用している枯葉剤等の環境汚染物質から沖縄県民の命の水がめと希少生物・絶滅危惧種の住処である「やんばるの森」を守ることに關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）
衆議院議員仲里利信君提出米軍のヘリコプターに使用されている放射性物質やジャングル戦を想定した訓練で使用している枯葉剤等の環境汚染物質から沖縄県民の命の水がめと希少生物・絶滅危惧種の住処である「やんばるの森」を守ることに關する質問に對する答弁書

一について
お尋ねの「ヘリ墜落・炎上事故の際に米軍が警察や消防等の立ち入りを拒んだこと」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、平成十六年八月十三日に発生した我が國に駐留するアメリカ合衆國軍隊（以下「米軍」という。）のCH五三ヘリコプターの墜落事故（以下「CH五三事故」という。）に際しては、沖縄県警察、宜野湾市消防本部等の関係機関は、米軍とも必要な連携を図りつつ、CH五三事故の発生直後から事故現場の警備、消防活動等を実施しており、適切な対応が行われたものと考えている。

なお、昭和二十八年十月の刑事裁判管轄權に關する事項についての日米合同委員会合意第20に

において、米軍機が米軍の使用する施設及び区域の外部にある公有又は私有の財産に墜落又は不時着した場合には、日米両国の当局は、許可のない者を事故現場の至近に近寄らせないようにするため共同して必要な統制を行うとされている。

二について

政府としては、米軍がCH五三事故の現場周辺の土壌を搬出した理由は、汚染物質の特定を目的とした土壌調査を実施するためであったと承知している。

三について

平成十六年九月、在京米国大使館は、CH五三事故の現場におけるガイガーカウンターの使用に係る報道機関からの質問に対し、ガイガーカウンターが使用されたこと、墜落したCH五三にはストロンチウム九十を含む回転翼安全装置及び氷結探知機が装備され、回転翼安全装置の六つの容器のうち五つの容器及び氷結探知機が回収されたが、回転翼安全装置の残りの一つに含まれるストロンチウム九十(約五百マイクロキュリー)は機体の燃焼及び溶解で気化した可能性が高く識別不能であること、その焼失による人体への危険性はないこと等について回答したと承知しているが、米軍が行った調査の詳細については承知しておらず、お尋ねについて確たることをお答えすることは困難である。

なお、沖縄県が行ったCH五三事故の現場周辺の放射性物質による汚染の調査においては、特に異常は認められなかったと承知している。

四について
お尋ねの「宜野座村の要求を米軍が理由も示さずに拒否したこと」が具体的に何を指すのか

必ずしも明らかではないが、平成二十五年八月五日、キャンプ・ハンセン内に米軍のHH六〇ヘリコプターが墜落したこと(以下「HH六〇事故」という。)に伴い、宜野座村は、墜落場所の放射性物質による汚染の調査のため、キャンプ・ハンセン内への立入りについて、同年十一月八日、沖縄防衛局を通じて、在沖米海兵隊に立入申請を行い、平成二十六年三月六日、同海兵隊から立入許可を得ている。また、同様に、同村は、墜落場所の確認のための立入りについて、平成二十五年十一月十八日に立入申請を行い、同年十九日に立入許可を得ており、さらに、宜野座大川ダムの水の安全確認のための立入りについて、平成二十六年六月十九日に立入申請を行い、同年八月六日に立入許可を得ている。

五について

政府としては、HH六〇事故の現場において米軍が実施した環境調査の報告書により、当該現場における鉛とヒ素の検出値が土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準(以下「土壌溶出量基準」という。)を超えたものと承知しており、それぞれ最大検出値をお示しすると次のとおりである。

鉛 一リットル当たり〇・七四四ミリグラム

ヒ素 一リットル当たり〇・二一五ミリグラ

ム

また、お尋ねの鉛やヒ素について、それぞれの人体への影響(国際がん研究機関による分類)をお示しすると次のとおりである。

鉛 ヒトに対して発がん性があるかもしれない物質
ヒ素 ヒトに対して発がん性があるかもしれない物質

鉛(無機化合物) ヒトに対して恐らく発がん性がある物質

鉛(有機化合物) ヒトに対する発がん性については分類できない物質

ヒ素及びその化合物 ヒトに対して発がん性がある物質

六から八までについて

米軍機においてお尋ねの物質が使用されている目的及び理由、当該機体が燃焼した場合の対策等については、米軍の装備品に関するものであり、個別の機種におけるお尋ねの物質の使用の有無を含め、政府として確たることをお答えすることは困難である。

また、環境試料に付着したストロンチウム九十の測定方法については、平成十五年に文部科学省が改訂した「放射能測定法シリーズ二 放射性ストロンチウム分析法」に記載されている。お尋ねの「監視体制及び被曝の可能性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、環境中の放射性物質の濃度の測定を行う必要が生じた場合には、国、地方公共団体等が連携し、測定を行い、監視することとなる。測定の結果、高濃度の放射性物質を確認した場合、放射線障害を防止するための対策として、放射性物質による汚染の除去等が行われることとなる。

九について

米軍機の個別の機種におけるストロンチウム九十の使用の有無については、米軍の装備品に関するものであり、政府として確たることをお答えすることは困難である。その上で、一般論として申し上げれば、ストロンチウム九十はカルシウムと化学的な性質が類似していることから、体内に取り込まれた後、一部は血液を通じて骨に沈着し、一部は尿等と共に体外に排出されるものと承知している。また、骨に沈着したストロンチウム九十が発する放射線は、内部被ばくをもたらすものと承知している。

十及び十一について
お尋ねの「なぜ・・・米軍ヘリ等の部品として使用され続けているのか」については、米軍の使用する装備品に関するものであり、確たることを申し上げることは困難であるが、政府としては、引き続き、米政府に対し、米軍機の運用に際しての安全確保を求めていく考えである。

十二について

御指摘の「米軍がベトナム戦争で使用した猛毒のダイオキシンを含む枯葉剤が一九六一年から六二年にかけて北部訓練場で散布され、作業に携わった元米兵が前立腺がんの後遺症を認定され、証言も行っている」とする平成十九年の報道については承知している。

十三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、十二について述べた報道を受けて、米政府に対して確認した結果、沖縄における枯葉剤の保管や使用を裏付ける記録は確認できなかった旨の回答を得ている。また、その後さらに、米政府は調査を行った結果として、沖縄において枯葉剤が荷揚げ、保管、使用若しくは埋設されたこと又は沖縄向け若しくは沖縄経由で運搬されたことを裏付ける記録は確認できなかったとしている。

十四及び二十について
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及

び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十三年条約第七号 第四条1)において、「合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない」旨規定されている。このため、米軍から施設及び区域が返還された場合には、我が国の責任において原状回復措置を行つていなくてはならない。沖縄県における米軍の施設及び区域の返還に際しては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法(平成七年法律第二百二号。以下「跡地利用特措法」という。)第八条の規定に基づく返還実施計画を定め、航空写真による確認や米軍に対する使用履歴の確認等を行い、米軍の使用に起因するものに限らず土壌汚染等の状況の調査を実施した上で、返還が合意された区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措置を当該土地の所有者等に当該土地を引き渡す前に講ずることとしている。

十五について

御指摘の「水質や土壌汚染の蓋然性が高い」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、CH五三事故においては、米軍、沖縄県及び沖縄国際大学が現場周辺の土壌及び水質の調査を行った結果、米軍の調査からは土壌から多量の

油分が検出され、同大学の調査からは鉛等で土壌溶出量基準を超えた値が検出されたが、同大学により土壌の除去が行われたと承知している。

また、HH六〇事故においては、米軍、同県及び宜野座村が土壌及び水質の調査を行った結果、米軍及び同県の調査からは鉛等で土壌溶出量基準を超えた値が検出されたが、米軍により土壌の除去が行われたと承知している。

お尋ねの「調査等については、その対象が必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

十七について

垂直離着陸機MV二二オスプレイ(以下「MV二二」という。)は、普天間飛行場において常時運用される機数としては二十四機が配備されていると承知しているが、今後、当該運用機数を変更する計画を米国政府が有しているとは現時点では承知しておらず、MV二二による訓練の詳細についても、米軍の運用に関するところであり、政府として承知していない。

また、お尋ねの「オスプレイの大規模な配備と過密で危険な訓練」の意味するところが明らかではないが、政府としては、引き続き、米国政府に対し、MV二二の飛行に際し、安全を確保するとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう求めていくことに加え、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担軽減を図るべく、沖縄県外でのMV二二の訓練等の実施を着実に進めるなど、沖縄県民の皆様の気持ちに寄り添いながら、政府としてできることは全て行うとの姿勢で取り組んでいく考えである。

十八及び十九について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは困難であるが、政府としては、お尋ねのような事故が発生しないよう、引き続き、米国政府に対し、米軍機の飛行に際しての安全確保を求めていく考えである。

二十一について

政府としては、北部訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業について自主的に行つてい環境影響評価で実施することとしている事後調査において、MV二二等の飛行運用を踏まえた騒音、植物、動物等の調査を実施するなどヘリコプター着陸帯の運用に伴う野生動植物への影響の把握に努めることとしている。さらに、米軍が訓練を実施するに当たっては、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払うこととなっており、その一環として環境の保全にも考慮が払われるものである。また、同訓練場については、平成八年十二月に発表された沖縄に関する特別行動委員会最終報告において、ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から同訓練場の残余の部分に移設すること等を条件として、その過半を返還することとされており、その返還は、沖縄県内の米軍の施設及び区域の面積の約二割に当たる本土復帰後最大の返還である。しかしながら、返還に関する日米合意から既に二十年が経過しているものの、いまだ返還は実現しておらず、政府としては、もはや先送りは許されないものと考えており、沖縄の負担軽減のため、同訓練場の早期の返還を目指し、引き続き、着実に取組を進める必要があると考えている。

二十二及び二十四について

北部訓練場の過半約四千ヘクタールの返還に

係る跡地利用特措法第八条の規定に基づく返還実施計画については、同条第五項の規定に基づき平成二十八年十一月十六日に沖縄県から提出された意見書の内容を踏まえつつ、返還される地域の情勢に配慮したより実効性のあるものとなるよう定めたいと考えている。

また、これまでも、政府としては、同訓練場周辺の航空機の騒音測定や、同訓練場ヘリコプター着陸帯移設事業に係る自主的な環境影響評価を行っており、引き続き、地元の方々の生活環境や自然環境に十分に配慮しながら、同訓練場の早期の返還を実現していく考えである。

二十三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十三年条約第六号)が、我が国の安全並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍の我が国への駐留を認めていることは、別段の定めがある場合を除き、米軍がかかる目的の達成のため、訓練を含め、軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としてい々と解される。一方、米軍は全く自由に訓練等を行つてよいわけではなく、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払つて活動すべきものであることはいうまでもなく、米軍もこの点には十分留意して、安全面の配慮を払うとともに、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう努めているものと承知しているが、政府としては、我が国における米軍の活動について、必要な場合には、協議を行う等、適切に対応していく。

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議案
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者

山井 和則 柚木 道義
井坂 信彦 大西 健介
穀田 恵二 高橋千鶴子
玉城デニー 照屋 寛徳
賛成者
安住 淳 外百十名

厚生労働委員長丹羽秀樹君解任決議

本院は、厚生労働委員長丹羽秀樹君を解任する。
右決議する。

理由

厚生労働委員長丹羽秀樹君の強権的な委員会運営は、憲政史上稀に見るものと言わざるを得ない。丹羽委員長は、委員長就任後わずか二カ月の間に、実に七度にわたり委員長職権を乱用した。そして今年二十五日には、国民生活に重大な影響を及ぼす年金カット法案のさらなる審議を求める野党の声を無視し、同法案の委員会採決を強行するという暴挙にでたのである。

このような政府与党の下請け機関であるかのごとき委員会運営は、中立・公正を旨とする委員長の職責に反し、国権の最高機関である国会の権威を失墜せしめる行為であり、断じて容認できない。かかる委員会運営をおこなった委員長の責任は極めて重大であり解任に値する。
これが本決議案を提出する理由である。

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議案
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十九日

提出者

山井 和則 柚木 道義
井坂 信彦 郡 和子
穀田 恵二 堀内 昭文
玉城デニー 照屋 寛徳
賛成者
安住 淳 外百十名

厚生労働大臣塩崎恭久君不信任決議

本院は、厚生労働大臣塩崎恭久君を信任せず。
右決議する。

理由

社会保障制度とは、国民の命と生活を守る基本的権利である。しかるに塩崎厚生労働大臣は、効率化の名の下に社会保障制度を改悪する数々の法改正を押し進め、国民から将来への安心感を奪い去っている。

具体的な理由の第一は、国民の大多数が反対する「年金カット法案」の成立を強行しようとしていることである。「年金カット法案」は、最低保障機能の強化をはじめとする年金制度の抜本改革には着手しないまま、広く年金カットに道を開くものであり、将来世代も含めすべての国民が大打撃を受けるおそれ大きい。しかも、これほどの大きな懸念がありながら、野党が一貫して要求し続けた法施行後の試算を示そうとしなかった。

第二は、年金積立金の株式運用を拡大したことにより、五兆円を超える巨額の運用損を出したことである。しかも、塩崎大臣はこの事実を今夏の参議院議員選挙が終わるまでひた隠しにするとい

う、極めて姑息な態度に終始した。

第三は、過重な長時間労働や過労死が社会的な問題になっている中、これを是正する措置を講じるどころか、過労死するほどの長時間労働を助長する「残業代ゼロ法案」の成立をねらっていることである。これは断じて許されない。

以上のとおり、塩崎大臣がこれ以上厚生労働行政の責任者の座にとどまり続けければ、わが国の社会保障制度のみならず、わが国社会そのものが根幹から揺らぎかねない。
これが塩崎厚生労働大臣不信任の理由である。

官民データ活用推進基本法案
右の議案を提出する。

平成二十八年十一月二十五日

提出者

内閣委員長 秋元 司

官民データ活用推進基本法

目次

- 第一章 総則(第一条 第七条)
- 第二章 官民データ活用推進基本計画等(第八条 第九条)
- 第三章 基本的施策(第十条 第十九条)
- 第四章 官民データ活用推進戦略会議(第二十条 第二十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境を

より一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用(以下「官民データ活用」という。)の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置することに、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。)に記録された情報(国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがあるものを除く。)であつて、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人(独立行政法人通則法平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十六条第一項において同じ。若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

2 この法律において「人工知能関連技術」とは、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術をいう。

3 この法律において「インターネット・オブ・シングス活用関連技術」とは、インターネットに多様かつ多数の物が接続されて、それらの物

から送信され、又はそれらの物に送信される大量の情報に活用に関する技術であつて、当該情報の活用による付加価値の創出によつて、事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もつて国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するものをいう。

4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

（基本理念）

第三条 官民データ活用の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第百四十四号）及びサイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）、個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）その他の関係法律による施策と相まって、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図ることを旨として、行われなければならない。

2 官民データ活用の推進は、地域経済の活性化及び地域における就業の機会の創出を通じた自立的で個性豊かな地域社会の形成並びに新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図ることに、活力ある日本社会の実現に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 官民データ活用の推進は、国及び地方公共団体における施策の企画及び立案が官民データ活用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

平成二十八年十一月二十九日 衆議院会議録第十五号

官民データ活用推進基本法案

用により得られた情報を根拠として行われることにより、効果的かつ効率的な行政の推進に資することを旨として、行われなければならない。

4 官民データ活用の推進に当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性が確保されるとともに、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされなければならない。

5 官民データ活用の推進に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資するよう、国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野において、情報通信の技術の更なる活用の促進を図られなければならない。

6 官民データ活用の推進に当たっては、個人及び法人の権利利益を保護しつつ、個人に関する官民データの適正な活用を図るために必要な基盤の整備がなされなければならない。

7 官民データ活用の推進に当たっては、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保その他の官民データの円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備がなされなければならない。

8 官民データ活用の推進に当たっては、官民データの効果的かつ効率的な活用を図るため、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術の活用が促進されなければならない。

（国の責務）
第四条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、官民データ活用の推進に

関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、官民データ活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の経済的条件等に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自ら積極的に官民データ活用の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第七条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 官民データ活用推進基本計画等

（官民データ活用推進基本計画）

第八条 政府は、官民データ活用の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、官民データ活用の推進に関する基本的な計画（以下「官民データ活用推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 官民データ活用推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 国の行政機関における官民データ活用に関する事項
- 三 地方公共団体及び事業者における官民データ活用の促進に関する事項
- 四 官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策

五 前各号に掲げるもののほか、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

官民データ活用推進基本計画に定める施策について

3 官民データ活用推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 第二十三条第三項の規定により同項の重点分野が指定されたときは、当該重点分野において講ずべき施策を、第二項第四号の官民データ活用に関し政府が重点的に講ずべき施策として、第一項の規定により官民データ活用推進基本計画において定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、官民データ活用推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 政府は、官民データ活用推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、官民データ活用に関する情勢の変化を勘案し、及び官民データ活用の推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、毎年度、官民データ活用推進基本計画の見直しを行い、必要が生じたときは、変更を加えるものとする。

8 第五項及び第六項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更について準用する。

9 政府は、官民データ活用推進基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(都道府県官民データ活用推進計画等)

第九条 都道府県は、官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(以下この条において「都道府県官民データ活用推進計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県官民データ活用推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針
- 2 都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する事項
- 3 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域における官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、官民データ活用推進基本計画に即し、かつ、都道府県官民データ活用推進計画を勘案して、当該市町村の区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画(次項において「市町村官民データ活用推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県又は市町村は、都道府県官民データ活用推進計画又は市町村官民データ活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(手続における情報通信の技術の利用等)

第十条 国は、行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四

年法律第五十一号)第二条第二号の行政機関等)をいう。以下この項において同じ。)に係る申請、届出、処分等の通知その他の手続に関し、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機と当該行政機関等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを原則とするよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、民間事業者等(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四十九号)第二条第一号の民間事業者等をいう。以下この項において同じ。)が行う契約の申込みその他の手続に関し、電子情報処理組織(民間事業者等の使用に係る電子計算機と当該民間事業者等の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことを促進するよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、法人の代表者から委任を受けた者が専ら電子情報処理組織(当該委任を受けた者の使用に係る電子計算機とその者の契約の申込みその他の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いて契約の申込みその他の手続を行うことができるよう、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利

益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが保有する官民データであつて公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度(コンテンツ(コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成十六年法律第八十一号)第二条第一項に規定するコンテンツをいう。)の円滑な流通に関連する制度を含む。)の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用)

第十二条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人番号カードの普及及び活用に関する計画の策定等)

第十三条 国は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)の普及及び活用を促進するため、個人番号カードの

普及及び活用に関する計画の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、電子証明書(電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。))を行つた者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。)をいう。)の発行の番号、記号その他の符号に関連付けられた官民データについては、その利用の目的の達成に必要な範囲内で過去又は現在の事実と合致するものとなること及び漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理が図られることの促進のために必要な措置を講ずるものとする。

(利用の機会等の格差の是正)

第十四条 国は、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供並びに技術の開発及び普及の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、官民データ活用に資するため、相互に連携して、自らの情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保、業務の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、多様な分野における横断的な官民データ活用による新たなサービスの開発等に資するため、国、地方公共団体及び事業者の情報システムの相互の連携を確保するための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、我が国において官民データ活用に関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、人工知能関連技術、インターネット・オブ・シングス活用関連技術、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術その他の先端的な技術に関する研究開発及び実証の推進並びにその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第十七条 国は、官民データ活用に係る専門的な知識又は技術を有する人材を育成し、及び確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第十八条 国は、国民が広く官民データ活用に関する関心と理解を深めるよう、官民データ活用に関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等)

第十九条 国は、官民データを活用する多様な主体の連携を確保するため、官民データ活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四章 官民データ活用推進戦略会議

(設置)

第二十条 官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、官民データ活用推進戦略会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十一条 会議は、高度情報通信ネットワーク

社会形成基本法第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務並びに第二十三条第三項の規定により同条第一項に規定する議長の権限に属する事務をつかさどる。

2 第二十三条第一項に規定する議長は、前項に規定する事務(官民データ活用の推進に関する施策で重要なものの実施の推進に限る。)のうち施策の評価に係るもの及び第二十六条第一項に規定する協力の求めに係る事務を第二十五条第二項第二号に掲げる者をもって充てて同条第一項に規定する議員に行わせることができる。

3 前項に規定する議員は、同項に規定する事務を行う場合において、必要があると認めるときは、第二十三条第一項に規定する議長に対し、当該事務に関し意見を述べることができる。

4 会議は、官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部及び個人情報保護委員会の意見を聴かなければならない。

5 前項の規定は、官民データ活用推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

6 会議は、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図るものとする。

(組織)

第二十二条 会議は、官民データ活用推進戦略会議議長、官民データ活用推進戦略会議副議長及び官民データ活用推進戦略会議議員をもって組織する。

(官民データ活用推進戦略会議議長)

第二十三条 会議の議長は、官民データ活用推進戦略会議議長(以下「議長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てて。

2 議長は、会議の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 議長は、重点分野(特に重点的に官民データ活用の推進を図るべき分野をいう。)を指定することができる。

4 議長は、第二十一条第二項に規定する議員が同項に規定する事務を行う場合において、当該事務の適切な実施を図るため必要があると認めるときは、当該議員に対し、当該事務の実施状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

5 議長は、第二十一条第三項の意見及び前項の報告に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

(官民データ活用推進戦略会議副議長)

第二十四条 会議に、官民データ活用推進戦略会議副議長(以下「副議長」という。)を置き、国務大臣をもって充てて。

2 副議長は、議長の職務を助ける。

(官民データ活用推進戦略会議議員)

第二十五条 会議に、官民データ活用推進戦略会議議員(次項において「議員」という。)を置く。

2 議員は、次に掲げる者をもって充てて。

一 議長及び副議長以外の全ての国務大臣

二 内閣情報通信政策監

三 官民データ活用の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特

別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

第二十七条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、会議に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 会議は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じよう努めるものとする。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(必要な協力)

2 国は、この法律の円滑な施行に資するため、地方公共団体による官民データ活用の推進に関する施策の円滑な実施が確保されるよう、地方公共団体の区域の実情を勘案して必要があると認める場合には、必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

3 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「前号を、前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第 号）第八条第一項に規定する官民データ活用推進基本計画の案の作成及び実施の推進に關すること。

三 前号に掲げるもののほか、官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データ（以下この号において「官民データ」という。）の適正かつ効果的な活用の推進に關する施策で重要なものの企画に關する調査審議、施策の評価その他の官民データの適正かつ効果的な活用の推進に關する施策で重要なものの実施の推進及び総合調整に關すること。

第三十条の次に次の一条を加える。

（官民データ活用推進戦略会議）

第三十条の二 第二十六条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を所掌させるため、別に法律で定めるところにより、本部に、官民データ活用推進戦略会議を置く。

理 由

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に關する施策を総合的かつ効果的に推進するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に關し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官

民データ活用推進基本計画の策定その他官民データの適正かつ効果的な活用の推進に關する施策の基本となる事項を定めるとともに、官民データ活用推進戦略会議を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

平成二十八年三月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律

（国民年金法の一部改正）

第一条 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「係るもの」の下に「及び第十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第二十七条の三第一項中「四月一日の属する年度の下に」（第二十七条の五第一項第二号及び第三項第一号において「基準年度」という。）を加える。

第二十七条の四第一項中「第一号及び」を「調整率（第一号に掲げる率に）に改め、「得た率」の下に「当該率が一を上回るときは、一をいう。以下同じ。」に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率当該率が一を下回るときは、一。第三項第二号において「算出率」という。）を加え、同項ただし書を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「名目

手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「かわらず」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、」を削り、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前二項を、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

第二十七条の五第一項中「物価変動率」を「第一号に掲げる率に」、「調整率」を「第二号に掲げる率」に改め、「得た率」の下に「当該率が一を下回るときは、一。第三項第一号ロにおいて「基準年度以後算出率」という。）を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率）を乗じて得た率

第二十七条の五第二項第二号から第四号までを削り、同項第五号を同項第二号とし、同条第三項中「前二項を、前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、一に掲げる率にロに掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の前条第三項に規定する特別調整率
ロ 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）に調整率を乗じて得た率を基準年度以後算出率で除して得た率（物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

第八十七条第三項の表平成二十九年度以後の年度に属する月の月分の項中「以後の年度」を「及び平成三十年度に改め、同表に次のように加える。

平成三十一年度以後の年度に属する月の月分

一万七千円

第八十七条の二第二項中「除く。」の下に「又は第八十八条の二の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月」を加える。

第八十八条の次に次の一条を加える。

第八十八条の二 被保険者は、出産の予定日（厚生労働省令で定める場合にあつては、出産の日。第六十六条第一項及び第八十八条第二項において「出産予定日」という。）の属する月（以下この条において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、三月前から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。

第八十九条第一項中「被保険者」の下に「前条及び」を加える。

第六十六条第一項中「国民年金手帳」の下に「出産予定日に関する書類」を加える。

第八十八条第二項中「定める給付の支給状況」の下に「被保険者の出産予定日」を加える。

第九十九条の十二の見出しを「（情報の提供）」に改め、同条第二項を削る。

第九十九条の十三を第九十九条の十五とし、第九十九条の十二の次に次の二条を加える。

（厚生労働大臣と機構の密接な連携）

第九十九条の十三 厚生労働大臣及び機構は、国民年金事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携を確保しなければならない。

（研修）

第九十九条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、国民年金事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修

を行うものとする。

附則第五十一条第一項中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

附則第九條の五第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第二条 国民年金法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同条第三項とする。

第二十七条の三第一項中「物価変動率」の下に「（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十七条の四第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第二十七条の五第二項第一号中「とき」の下に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一回下るとき 名目手取り賃金変動率

（厚生年金保険法の一部改正）

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三條の三第一項中「四月一日の属する年度」の下に「（第四十三條の五において「基準年度」という。）」を加える。

第四十三條の四第一項中「第一号及び」を「調整率（第一号に掲げる率に）に改め、」得た

率の下に「（当該率が一を上回るときは、一）をいう。以下この条及び次条において同じ。）に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「算出率」という。）を加え、同項ただし書を削り、同条第二項第一号中「可処分所得割合変化率に前項各号」を「イに掲げる率に口」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

イ 可処分所得割合変化率

口 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

ハ 名目手取り賃金変動率

第四十三條の四第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び前項各号」を「前号イに掲げる率及び同号口」に、「同項ただし書の規定による改定が行われる」を「算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同号ハに掲げる率に同号口に掲げる率を乗じて得た率（算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率）に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の特別調整率を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

第四十三條の四第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、「（かわらず）」の下に「次の各号に掲げる場合の区分に応じ」を加え、同項第一号を削り、同項第二号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削り、同号を同項第二号とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 平成二十九年年度における特別調整率は、一とする。

二 特別調整率については、毎年度、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率を算出率で除して得た率（名目手取り賃金変動率が一を下回るときは、調整率）を基準として改定する。

第四十三條の五第一項を次のように改める。

調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、第一号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率（当該率が一を下回るときは、一。以下この条において「基準年度以後算出率」という。）を基準とする。

一 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率）

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が基準年度である場合にあつては、当該年度の前年度の前期第五項に規定する特別調整率。次項第一号

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

を乗じて得た率

三 名目手取り賃金変動率

口及び第三項第二号において同じ。)を乗じて得た率

後特別調整率を乗じて得た率

第四十三条の五第二項第一号中「可処分所得割合変化率に調整率」を「イに掲げる率に口に掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「ハに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た」に改め、同号に次のように加える。

三 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

イ 可処分所得割合変化率

ロ 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

ハ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

第四十三条の五第二項第二号中「可処分所得割合変化率及び調整率」を「前号イに掲げる率及び同号ロに掲げる率」に、「前項ただし書の規定による改定が行われる」を「基準年度以後算出率が一となる」に、「同項本文に規定する」を「同号ハに掲げる率に同号ロに掲げる率を乗じて得た」に改め、同条第三項中「六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度」を「基準年度」に、「可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率」を「第一号に掲げる率及び第二号に掲げる率を乗じて得た率(基準年度以後算出率が一となる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を第三号に掲げる率に第二号に掲げる率を乗じて得た率で除して得た率を乗じて得た率)」に改め、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

イ 基準年度の前年度の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

一 基準年度における基準年度以後特別調整率は、イに掲げる率に口に掲げる率を乗じて得た率とする。

イ 基準年度の前年度の基準年度以後特別調整率とは、第一号の規定により設定し、第二号の規定により改定した率をいう。

ロ 物価変動率(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)

一 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

二 基準年度以後特別調整率については、毎年度、前号ロに掲げる率を基準として改定する。

一 可処分所得割合変化率

二 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率を乗じて得た率

(研修)

第百条の十四 厚生労働大臣は、機構の協力の下に、厚生年金保険事業に関する事務に従事する厚生労働省の職員に対し、当該事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

附則第十七条の七第四項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に改め、同項各号中「名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ」を削る。

附則第三十一条第二項中「同項に規定する別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

第四条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

第四十三条の二第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第四十三条の三第一項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第四十三条の四第三項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」を「第四十三条の二第一項から第三項までの」に改め、同項各号を削る。

第四十三条の五第四項中「次の各号に掲げる」を「物価変動率又は名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める」を「第四十三条の二第三項並びに第四十三条の三第一項及び

第二項の」に改め、同項各号を削る。

附則第十七条の四第十項中「第四項」を「第三項」に改める。

附則第十七条の七第二項中「次の各号に掲げる」を「名目手取り賃金変動率が一を下回る」に、「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「物価変動率」の下に「(物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率)」を加え、同条第四項中「当該各号に定める率」を「名目手取り賃金変動率」に改め、同項各号を削る。

第五條 年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 経営委員会(第五条の二―第五条の七)

第三章 監査委員会(第五条の八―第五条の十二)

第四章 役員及び職員(第六条―第十七条の四)

第五章 業務等(第十八条―第二十三条)

第六章 財務及び会計(第二十四条―第二十五條の二)

第七章 業務の概況等の公表(第二十六条)

第八章 雑則(第二十七条―第三十二条)

第九章 罰則(第三十三条・第三十四条)

附則

附則

附則

附則

附則

第三章を削る。

第三十三条中「(第十七条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第三十四条を削る。

第三十五条中第三号を削り、第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第五条の七、第二十三条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

二 第七条の二第七項又は第十条第二項の規定により読み替えて適用する通則法第二十三条第二項若しくは第三項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第三十五条を第三十四条とする。

第八章を第九章とする。

第二十八条第二項中「(平成十六年法律第百五号)」を削る。

第三十二条を削り、第七章中第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とし、第二十八条の次に次の一条を加える。

(社会保障審議会への諮問)

第二十九条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、社会保障審議会に諮問しなければならない。

一 通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 通則法第三十条第一項の認可をしようとするとき。

三 通則法第三十二条第一項の評価を行おう

とするとき。

第七章を第八章とする。

第六章の章名中「概況を」を「概況等」に改める。

第二十六条中「決算完結後」を「通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の提出後」に改め、同条に次の一項を加える。

2 管理運用法人は、厚生労働省令で定める期間ごとに、年金積立金の運用の実績その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を作成し、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

第六章を第七章とする。

第五章中第二十五条の次に次の一条を加える。

(会計監査人の監査等の特例)
第二十五条の二 管理運用法人の会計監査人に関する通則法第三十九条第一項及び第二項並びに第三十九条の二の規定の適用については、通則法第三十九条第一項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「役員」とあるのは「監査委員会」と、同条第二項中「監事」とあるのは「役員」と、同項中「役員(監事を除く。)」とあるのは「役員」と、同条第二項中「監事」とあるのは「監査委員会」とする。

第五章を第六章とする。

第十九条第二項中「第十一条及び第十二条を」
「第十一条第一項及び第二項、第十二条並びに通則法第二十一条の四」に改める。

第二十一条第一項第一号中「売買」の下に「(デリバティブ取引(同条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第九号において同じ。))に該当するものについては、この号及び第三号に

掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。」を加え、同項第三号イ中「第八号」を「第九号」に改め、同号中口をハとし、イの次に次のように加える。

ロ コール資金の貸付け又は手形の割引
第二十一条第一項第六号中「付与」の下に「(第一号及び第三号に掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)」を加え、同項第七号中「(金融商品取引法第二十六条第十六項に規定する金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)」を削り、「口の売買」の下に「(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)」を加え、同項第八号中「(前号の政令で定める取引に該当するものを除く。)」を削り、「権利の下に」であつて政令で定めるものを「付与」の下に「(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

九 第一号及び第三号に定めるもののほか、デリバティブ取引であつて政令で定めるものの(第一号から第三号までに掲げる方法による運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限る。)

第二十二條第二号中「前条第一項第三号ロ」を「前条第一項第三号ハ」に改める。

第二十三條第二項中「委員及び職員(以下この項において「役員等」という。)」を「及び職員」に、「役員等たる」を「役員及び職員たる」に、「役員等」を「役員及び職員」に改める。

第四章を第五章とする。

第六条第一項中「及び監事二人」を「並びに委員長及び委員八人以内」に改め、同条第二項中「第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)」を「管理運用業務」に改め、「理事」の下に「(以下「管理運用業務担当理事」という。)」を加え、同条第三項中「前項に規定する理事」を「管理運用業務担当理事」に改める。

第七条を次のように改める。

(役員の職務及び権限)

第七条 理事長は、管理運用法人を代表し、通則法第十九条第一項の規定にかかわらず、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。

3 管理運用業務担当理事は、管理運用業務のうち厚生労働大臣の定めるものについて、理事長の定めるところにより、管理運用法人を代表し、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

4 理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理運用法人の業務を掌理する。

5 管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項(管理運用業務に係るものに限る。)を議事とする経営委員会の会議に出席し、その所掌する事務に関し意見を述べることができ。

第七条の次に次の一条を加える。

(役員の任命)

第七条の二 理事長は、通則法第二十条第一項の規定にかかわらず、経済、金融、資産運用、経営管理その他の管理運用法人の業務に

関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 委員長及び委員は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、前項に規定する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 管理運用法人の役員に関する通則法第二十条第三項の規定の適用については、同項中「前二項」とあるのは「年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第七条の二第一項又は第二項」と、「監事」とあるのは「委員長若しくは委員」とする。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定により委員長及び委員を任命するに当たっては、厚生年金保険及び国民年金の被保険者の利益を代表する者並びに事業主の利益を代表する者各一名を、関係団体の推薦に基づき任命するものとする。

5 第二項の規定による委員の任命は、監査委員である委員とそれ以外の委員とを区別してしなければならない。

6 委員長及び委員は、理事長若しくは理事又は職員と兼ねることができない。

7 管理運用業務担当理事は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

8 理事(管理運用業務担当理事を除く。)は、通則法第二十条第四項の規定にかかわらず、第一項に規定する者のうちから、経営委員会の同意を得て、理事長が任命する。

9 管理運用法人の役員(理事に限る。)の任命に関する通則法第二十条第五項の規定の適用

については、同項中「前項」とあるのは、「年金積立金管理運用独立行政法人法第七条の二第七項又は第八項」とする。

第八条の見出し中「理事」を「役員」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

委員長及び委員の任期は、五年とする。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日から五年が経過する日を含む事業年度の直前の事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

第九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(役員)の欠格条項の特例」を付し、同条中「第二十二条の下に(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同条第一号中「行う者」の下に「(以下「金融事業者」という。)」を加え、同条第二号中「前号に掲げる事業者」を「金融事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

管理運用法人の役員(委員長及び委員に限る。)の欠格に関する通則法第二十二条の規定の適用については、同条中「非常勤の者」とあるのは、「非常勤の者及び教育公務員で政令で定めるもの」とする。

第十条に見出しとして「(役員)の解任の特例」を付し、同条中「及び年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第百五号)第九条を(年金積立金管理運用独立行政法人法第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」及び同法第九条第二項に改め、同条に次の五項を加える。

2 管理運用法人の理事長による役員(管理運用業務担当理事に限る。)の解任に関する通則

法第二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得、かつ、厚生労働大臣の承認を受けて」とする。

3 管理運用法人の理事長による役員(理事(管理運用業務担当理事を除く。))に限る。)の解任に関する通則法第二十三条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「ときは」とあるのは、「ときは、経営委員会の同意を得て」とする。

4 経営委員会は、理事長が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

5 経営委員会は、理事が通則法第二十三条第二項又は第三項に規定する事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。

6 理事長は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めに基づいて講じた措置について、経営委員会に報告しなければならない。

第十一条の見出し中「注意義務」を「注意義務等」に改め、同条第二項中「理事長及び理事は」を「管理運用法人の役員は、通則法第二十一条の四に定めるもののほか」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 管理運用法人の役員の報告義務に関する通則法第二十一条の五の規定の適用については、同条中「役員(監事を除く。)」とあるのは「役員」と、「監事」とあるのは「監査委員会」とする。

第十二条の見出し中「理事長及び理事」を「役員」に改め、同条中「理事長及び理事」を「管理運

用法人の役員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(代表権の制限等の特例)

第十二条の二 管理運用法人の代表権の制限に関する通則法第二十四条の規定の適用については、同条中「監事」とあるのは、「監査委員会が選定する監査委員とする。

2 管理運用法人の代表権を有する役員(代理人の選任に関する通則法第二十五条の規定の適用については、同条中「有しない役員」とあるのは、「有しない役員(委員長及び委員を除く。)」とする。

第十三条中「管理運用業務に係る職務に関し

て」を「その職務上に改める。
第二章第十四条の次に次の六条を加える。
(他の管理運用法人役員について)の依頼等の規制の特例)

第十五条 管理運用法人の役員又は職員(非常勤の者を除く。以下「管理運用法人役員」という。)は、通則法第五十条の四第一項及び第六項に定めるもののほか、金融事業者に対し、他の管理運用法人役員をその離職後に、若しくは管理運用法人役員であつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人(当該金融事業者が財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。)を支配されている法人として政令で定めるものをいう。以下同じ。)の地位に就かせることを目的として、当該他の管理運用法人役員若しくは当該管理運用法人役員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該他の管理運用法人役員をその離職後に、若しくは当該管理運用法人役員で

あつた者を、当該金融事業者若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 通則法第五十条の四第二項(第一号及び第三号を除く。)の規定は、前項の規定による管理運用法人役職員についての金融事業者又はその子法人の地位に係る依頼等の規制について準用する。

(在職中の求職の規制の特例)

第十六条 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の五に定めるもののほか、利害関係金融事業者(金融事業者のうち管理運用法人役職員の職務に利害関係を有するものとして政令で定めるものをいう。以下この項及び次項第三号において同じ。)に対し、離職後に当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 退職手当通算予定役職員(通則法第五十条の四第五項に規定する退職手当通算予定役職員をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。)が退職手当通算法人等(通則法第五十条の四第四項に規定する退職手当通算法人等をいう。次条第一項及び第十七条の二において同じ。)に対して行う場合

二 管理運用法人役職員のうち、管理運用法人の組織の意思決定の権限を実質的に有しない地位として厚生労働省令で定めるものに就いている職員が行う場合

三 管理運用法人役職員が利害関係金融事業者に対し、当該利害関係金融事業者若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、任命権者の承認を得た管理運用法人役職員が当該承認に係る利害関係金融事業者に対して行う場合

(金融事業者再就職者による依頼等の規制)

第十七条 管理運用法人役職員であつた者であつて離職後に金融事業者の地位に就いている者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。以下この条において「金融事業者再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた管理運用法人の内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務(管理運用法人と当該金融事業者又はその子法人との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約に関する事務をいう。以下この条において同じ。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

2 前項に定めるもののほか、金融事業者再就職者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに、離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該地位に就いていた時に

在職していた内部組織として厚生労働省令で定めるものに属する役員又は職員に対し、契約事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該地位に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

3 前二項に定めるもののほか、金融事業者再就職者は、管理運用法人の役員又は職員に対し、管理運用法人と当該金融事業者再就職者が現にその地位に就いている金融事業者又はその子法人との間の契約であつて管理運用法人においてその締結について自らが決定したものに、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

4 前三項の規定は、金融事業者再就職者が管理運用法人の役員又は職員に対し、契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより管理運用法人の業務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として厚生労働省令で定める場合において、理事長の承認を得て、金融事業者再就職者が当該承認に係る役員又は職員に対し、当該承認に係る契約事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合には、適用しない。

5 管理運用法人役職員は、通則法第五十条の六に定めるもののほか、前項に規定する場合を除き、金融事業者再就職者から第一項から第三項までの規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、政令で定めるところにより、理事長にその旨を届け出なければなら

ない。

(理事長への届出)

第十七条の二 管理運用法人役職員であつた者のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行った場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。(理事長がとるべき措置等の特例)

第十七条の三 管理運用法人の理事長がとるべき措置等に関する通則法第五十条の八の規定の適用については、同条第一項中「前条」とあるのは「前条まで及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十五条から第十七条」と、同条第二項及び第三項中「第五十条の六」とあるのは「第五十条の六及び年金積立金管理運用独立行政法人法第十七条第五項」と、同項中「及び前二項」とあるのは「並びに前二項(同法第十七条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(政令への委任)

第十七条の四 第十五条から前条までの規定の実施に必要な手続は、政令で定める。

第二章を第四章とし、第一章の次に次の第二章を加える。

第二章 経営委員会

(経営委員会の設置)

第五条の二 管理運用法人に、経営委員会を置く。

(経営委員会の権限)
第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ 通則法第二十八条第一項に規定する業務方法書の変更

ロ 通則法第三十条第一項に規定する中期計画(第二十条において「中期計画」という。)及び通則法第三十一条第一項に規定する年度計画の作成又は変更

ハ 通則法第三十二条第二項に規定する報告書の作成

ニ 通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項

ホ 通則法第四十九条に規定する規程の変更

ヘ 通則法第五十条の二第二項に規定する報酬等の支給の基準及び通則法第五十条の十第二項に規定する給与等の支給の基準の策定又は変更

ト 第二十三条第一項に規定する制裁規程の変更

チ 第二十六条第一項に規定する業務概況書及び同条第二項に規定する書類の作成
リ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして厚生労働省令で定める事項
ヌ 管理運用法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
ル 組織及び定員に関する重要事項(リ及びヌに掲げるものを除く。)

ヲ 厚生年金保険法第七十九条の五第一項に規定する積立金の資産の構成の目標及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針の策定又は変更

ワ 厚生年金保険法第七十九条の八第一項に規定する業務概況書の作成
カ イからワまでに掲げるもののほか、経営委員会が特に必要と認める事項

二 役員の職務の執行の監督

2 経営委員会は、前項第二号に掲げる職務のうち、理事長又は理事による第十八条第一号に掲げる業務(以下「管理運用業務」という。)の実施状況の監視については、監査委員会に行わせることができる。

3 経営委員会は、必要があると認めるときは、監査委員会に対し、前項に規定する監視の結果について報告を求めることができる。

(経営委員会の組織)

第五条の四 経営委員会は、委員長並びに監査委員である委員及びそれ以外の委員八人以上並びに理事長で組織する。

2 委員長は、経営委員会の会務を総理する。

3 委員長は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

4 理事長は、経営委員会の職務を執行する場合に、第七条第一項の規定にかかわらず、独立してその職務を執行する。

(経営委員会の招集)

第五条の五 経営委員会は、委員長(委員長に事故があるときは、前条第三項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この章及び第五条の十第三項において同じ。)が招集する。
2 委員長は、厚生労働省令で定めるところに

より、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、経営委員会を招集することができる。

4 委員長は、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の一以上の委員又は理事長が必要と認めて委員長に対しその招集を請求したときは、経営委員会を招集しなければならない。

(議事の運営)

第五条の六 経営委員会は、委員長が出席し、かつ、委員長及び委員並びに理事長の総数の三分の二以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、出席した委員長及び委員並びに理事長の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 この法律に定めるもののほか、議事の手続その他経営委員会の運営に関し必要な事項は、経営委員会が定める。

(議事録等の公表)

第五条の七 委員長は、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第一項第一号に規定する事項を議事とする会議の議事録その他厚生労働省令で定める書類を作成し、厚生労働省令で定める期間の経過後速やかに、公表しなければならない。

第三章 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第五条の八 管理運用法人に、監査委員会を置く。この場合において、通則法第十八条第一項の規定(監事に係る部分に限る。)は、適用しない。
2 監査委員会は、監査委員三人以上で組織す

る。

3 監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の職務及び権限)

第五条の九 管理運用法人の監査に関する通則法第十九条第四項から第六項まで及び第九項の規定の適用については、同条第四項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、同条第五項中「監事は」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員は」と、「役員(監事を除く。）」とあるのは「役員」と、同条第六項中「監事」とあるのは「監査委員会が選定する監査委員」と、同条第九項中「監事」とあるのは「監査委員会」と、「法人の長」とあるのは「法人の長若しくは経営委員会」とする。

2 監査委員会は、前項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第四項に定めるもののほか、経営委員会の定めるところにより、第五条の三第二項に規定する監視を行う。

3 第一項の規定により読み替えて適用する通則法第十九条第五項及び第六項の監査委員は、これらの規定による報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会等への報告義務等)

第五条の十 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、通則法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長及び経営委員会に報告するとともに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

2 監査委員は、前項に規定する場合のほか、 第五条の第三項に規定する監視において、 理事長又は理事の職務の執行が適当でない と認めるときは、遅滞なく、経営委員会に報告 しなければならない。 3 監査委員は、前二項に規定する場合におい て、必要があると認めるときは、委員長に対 し、経営委員会の招集を請求することができ る。 4 前項の規定による請求があつた日から五日 以内に、その請求があつた日から二週間以内 の日を経営委員会の日とする経営委員会の招 集の通知が発せられない場合は、その請求を した監査委員は、経営委員会を招集すること ができる。 (監査委員会の招集) 第五条の十一 監査委員会は、各監査委員が招 集する。 (監査委員会の議事の運営) 第五条の十二 監査委員会は、監査委員の過半 数が出席しなければ、会議を開き、議決をす ることができない。 2 監査委員会の議事は、出席した監査委員の 過半数をもつて決する。 3 役員 監査委員である委員を除く。は、監 査委員会の要求があつたときは、監査委員会 に出席し、監査委員会が求めた事項について 説明をしなければならない。 4 この法律に定めるもののほか、議事の手続 その他監査委員会の運営に関し必要な事項 は、監査委員会が定める。 附則第三十一条を次のように改める。 第三十一条 削除	
(日本年金機構法の一部改正) 第六条 日本年金機構法(平成十九年法律第九 号)の一部を次のように改正する。 第五条の見出しを「(資本金等)」に改め、同条 に次の一項を加える。 4 機構は、業務の見直し、社会経済情勢の変 化その他の事由により、その保有する重要な 財産であつて厚生労働省令で定めるものが将 来にわたり業務を確実に実施する上で必要が なくなつたと認められる場合には、第四十四 条の二の規定により、当該財産(以下「不要財 産」という。)を処分しなければならない。 第三十四条第一項中「この条及び次条におい て」を削り、同条第二項に次の二号を加える。 五 不要財産又は不要財産となることが見込 まれる財産がある場合には、当該財産の処 分に関する計画 六 前号に規定する財産以外の重要な財産を 譲渡し、又は担保に供しようとするとき は、その計画 第四十四条の次に次の一条を加える。 (不要財産に係る国庫納付等) 第四十四条の二 機構は、不要財産について は、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受け て、これを国庫に納付するものとする。た し、中期計画において第三十四条第二項第五 号の計画を定めた場合であつて、その計画に 従つて当該不要財産を国庫に納付するとき は、厚生労働大臣の認可を受けることを要し ない。 2 機構は、前項の規定による不要財産(金銭 を除く。以下この項及び次項において同じ。)の 国庫への納付に代えて、厚生労働大臣の認 可を受けて、不要財産を譲渡し、これにより	生じた収入の額(当該不要財産の帳簿価額を 超える額、次項において「簿価超過額」とい う。)がある場合には、その額を除く。の範囲 内で厚生労働大臣が定める基準により算定し た金額を国庫に納付することができる。た し、中期計画において第三十四条第二項第五 号の計画を定めた場合であつて、その計画に 従つて当該金額を国庫に納付するときは、厚 生労働大臣の認可を受けることを要しない。 3 機構は、前項の場合において、不要財産の 譲渡により生じた簿価超過額があるときは、 遅滞なく、これを国庫に納付するものとす る。ただし、その全部又は一部の金額につ いて国庫に納付しないことについて厚生労働大 臣の認可を受けた場合における当該認可を受 けた金額については、この限りでない。 4 機構が第一項又は第二項の規定による国庫 への納付をした場合において、当該納付に係 る不要財産が政府からの出資に係るものであ るときは、機構の資本金のうち当該納付に係 る不要財産に係る部分として厚生労働大臣が 定める金額については、機構に対する政府か らの出資はなかつたものとし、機構は、その 額により資本金を減少するものとする。 5 前各項に定めるもののほか、不要財産の処 分に関し必要な事項は、政令で定める。 第四十五条中「厚生労働省令で定める重要な 財産」を「不要財産以外の重要な財産であつて厚 生労働省令で定めるもの」に改め、同条に次の ただし書を加える。 ただし、中期計画において第三十四条第二 項第六号の計画を定めた場合であつて、その 計画に従つて当該重要な財産を譲渡し、又は 担保に供するときは、この限りでない。
第五十三条第二号中「第二項」の下に「第四 十四条の二第一項、第二項若しくは第三項た し書」を加え、同条の次に次の一条を加える。 (研修) 第五十三条の二 機構は、厚生年金保険法第百 条の十三及び国民年金法第九十九条の十三の趣 旨を踏まえ、厚生労働大臣の協力の下に、機 構の職員に対し、政府管掌年金事業に関する 事務を適正かつ円滑に行うために必要な知識 及び技能を習得させ、及び向上させるために 必要な研修を行うものとする。 (公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の 強化等のための国民年金法等の一部を改正する 法律の一部改正) 第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機 能の強化等のための国民年金法等の一部を改正 する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部 を次のように改正する。 第四条のうち国民年金法等の一部を改正する 法律(昭和六十年法律第三十四号)附則第十二条 第一項の改正規定中「満たない者」の下に「(同法 附則第九条第一項の規定により保険料納付済期 間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五 年以上であるもの」とみなされた者を除く。」を 加える。 附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を 「第四十三号、第四十四条に改め、同条第五 号中「第十七条」の下に「から第十七条の四ま で、第四十三号の二」を加える。 附則第十七条第一項及び第二項を次のように 改める。 当分の間、特定適用事業所以外の適用事業 所(厚生年金保険法第六条の適用事業所をい う。以下この条及び附則第十七条の三におい	公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案及び同報告書

て同じ。)(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。以下この条において同じ。)(使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第三条の規定による改正後の同法第十二条各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により第三条の規定による改正後の同法第十二条(第五号に係る部分に限る。)(の規定が適用されない者を除く。以下この条及び附則第十七条の三において「特定四分の三未満短時間労働者」という。))については、同法第九条及び附則第四条の三第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな	業団に限る。以下同じ。)(に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者(厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。)(以下「四分の三以上同意対象者」という。)(四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意 附則第十七条第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項」に、「厚生労働大臣」を「実施機関(厚生労働大臣に限る。)(に、「とあるのは「及び」を「とあるのは「並びに」に、「附則第十七条第二項」を「附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「「及び」とあるのは「並びに」とを削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。 3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。 4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金	保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。 5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)(以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けたい旨の申出をすることができ 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。)(の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意 6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。 7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の	規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。 8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができ。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意 9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。
一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所又は事務所(以下単に「事業所」という。)(に使用される通常の労働者(短時間労働者の雇管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二条に規定する通常の労働者をいう。次号及び附則第四十六条第一項において同じ。)(の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者(同法第二条に規定する短時間労働者をいう。同号及び同項において同じ。)(二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者 2 特定適用事業所に該当しなくなつた適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関(厚生年金保険法第二条の五第一項に規定する実施機関をいい、厚生労働大臣及び日本私立学校振興・共済事	業団に限る。以下同じ。)(に当該特定四分の三未満短時間労働者について前項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者及び七十歳以上の使用される者(厚生年金保険法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者をいう。第五項第一号において同じ。)(以下「四分の三以上同意対象者」という。)(四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意 附則第十七条第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項」に、「厚生労働大臣」を「実施機関(厚生労働大臣に限る。)(に、「とあるのは「及び」を「とあるのは「並びに」に、「附則第十七条第二項」を「附則第十七条第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「「及び」とあるのは「並びに」とを削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。 3 前項ただし書の申出は、附則第四十六条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。 4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金	保険の被保険者の資格を有する者に限る。)(は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。 5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)(以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受けたい旨の申出をすることができ 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者、七十歳以上の使用される者及び特定四分の三未満短時間労働者(次号及び附則第四十六条第五項において「二分の一以上同意対象者」という。)(の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意 6 前項の申出は、附則第四十六条第五項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。 7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の	規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての厚生年金保険法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十七条第五項の申出が受理された」とする。 8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、実施機関に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができ。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。 一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意 二 前号に規定する労働組合がないとき イ 又は口に掲げる同意 イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意 ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意 9 前項の申出は、附則第四十六条第八項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為なければならぬ。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(厚生年金保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、厚生年金保険の被保険者の資格を喪失する。

附則第十七条に次の一項を加える。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者(七十歳未満の者のうち、第三条の規定による改正後の厚生年金保険法第十二条各号のいずれにも該当しないものであつて、特定四分の三未満短時間労働者以外のものをいう。附則第四十六条第十二項において同じ。)の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附則第十七条の次に次の三条を加える。

第十七条の二 当分の間、厚生年金保険法第六條第四項及び第八條第二項の規定の適用については、同法第六條第四項中「を除く」とあるのは「(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第十六條の規定により同法第三條の規定による改正後の第十二條(第五号に係る部分に限る。)の規定が適用されない者を除く。第八條第二項において同じ。)及び特定四分の三未満短時間労働者(同法附則第十七條第一項に規定する特定四分の三未満短時間労働者をいう。第八條第二項において同じ。)を除く」と、同法第八條第二項中「を除く」とあるのは「及び特定四分の三未満短時間労働者を除く」とする。

第十七條の三 当分の間、適用事業所以外の事

業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、厚生年金保険法第十條第一項及び第三條の規定による改正後の同法附則第四條の五第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者としな

(標準報酬月額に関する経過措置)

第十七條の四 第五号施行日前に厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(平成二十八年十月から標準報酬月額(同法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第三條の規定による改正後の同法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、実施機関が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

3 前二項の規定は、厚生年金保険法第四十六條第一項の標準報酬月額に相当する額を算定する場合に準用する。この場合において、第一項中「厚生年金保険の被保険者(厚生年金保険法第二條の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者を除く。以下この

項において同じ。)の資格を取得して」とあるのは「(厚生年金保険法第二十七條の厚生労働省令で定める要件に該当して」と、「厚生年金保険の被保険者の資格を有する」とあるのは「当該要件に該当する厚生年金保険の被保険者であつた七十歳以上の」と読み替へるものとする。

4 第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定による実施機関(厚生労働大臣に限る。)の標準報酬月額の改定に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとする。この場合において、日本年金機構法第二十三條第三項中「厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)」と、同法第二十六條第二項中「厚生年金保険法」とあるのは「(厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)」と、同法第二十七條第一項第一号中「に規定する権限に係る事務、同法」とあるのは「及び公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第十七條の四第一項(同法第三項において準用する場合を含む。)に規定する権限に係る事務、厚生年金保険法」と、同法第四十八條第一項中「厚生年金保険法」とあるのは「(厚生年金保険法若しくは公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」とする。

附則第四十三條の次に次の一条を加える。

(標準報酬月額に関する経過措置)

第四十三條の二 第五号施行日前に加入者(私立学校教職員共済法第十四條第一項に規定する加入者をいう。以下この項において同じ。)の資格を取得して、第五号施行日まで引き続き加入者の資格を有する者(任意継続加入者(同法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法第二百六條の五第二項に規定する任意継続加入者をいう。)、特例退職加入者(私立学校教職員共済法第二十五條において読み替へて準用する国家公務員共済組合法附則第十二條第三項に規定する特例退職加入者をいう。))及び平成二十八年十月から標準報酬月額(私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下この条において同じ。)を改定されるべき者を除く。)のうち、同年九月の標準報酬月額が九万八千円であるもの(当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額が九万三千円以上である者を除く。)の標準報酬月額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第十九條の二の規定による改正後の私立学校教職員共済法第二十二條第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして、日本私立学校振興・共済事業団が改定する。

2 前項の規定により改定された標準報酬月額は、平成二十八年十月から平成二十九年八月までの各月の標準報酬月額とする。

附則第四十六條第一項及び第二項を次のように改める。

当分の間、特定適用事業所以外の適用事業所(健康保険法第三條第三項に規定する適用事業所をいい、国又は地方公共団体の当該適用事業所を除く。以下この条において同じ。)

に使用される第一号又は第二号に掲げる者であつて第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項各号のいずれにも該当しないもの(前条の規定により第二十五条の規定による改正後の同法第三条第一項(第九号に係る部分に限る。))の規定が適用されない者を除く。以下この条において「特定四分の三未満短時間労働者」という。については、同項の規定にかかわらず、健康保険の被保険者としてない。

一 その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者

二 その一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者

2 特定適用事業所に該当しなくなった適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者については、前項の規定は、適用しない。ただし、当該適用事業所の事業主が、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等(全国健康保険協会が管掌する健康保険にあつては厚生労働大臣、健康保険組合が管掌する健康保険にあつては当該健康保険組合をいう。以下この条において同じ。)に当該特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を受ける旨の申出をした場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があると
き 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

附則第四十六条第三項中「前項」を「第二項ただし書、第五項及び第八項」に、「厚生労働大臣」を「保険者等(厚生労働大臣に限る。)」に、「及び」を「並びに」に、附則第四十六条第二項を「附則第四十六条第二項ただし書、第五項及び第八項」に改め、「規定する事務を削り、同項を同条第十一項とし、同条第二項の次に次の八項を加える。

3 前項ただし書の申出は、附則第十七条第二項ただし書の規定により同項ただし書の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

4 第二項ただし書の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

5 特定適用事業所(第二項本文の規定により第一項の規定が適用されない特定四分の三未満短時間労働者を使用する適用事業所を含む。)以外の適用事業所の事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について同項の規定の適用を

受けない旨の申出をすることができず。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数で組織する労働組合があるとき 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の過半数を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される二分の一以上同意対象者の二分の一以上の同意

6 前項の申出は、附則第十七条第五項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

7 第五項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者については、当該申出が受理された日以後においては、第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定四分の三未満短時間労働者についての健康保険法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった」とあるのは、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)附則第四十六条第五項の申出が受理された」とする。

8 第五項の申出をした事業主は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める同意を

得て、保険者等に当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される特定四分の三未満短時間労働者について第一項の規定の適用を受ける旨の申出をすることができず。ただし、当該事業主の適用事業所が特定適用事業所に該当する場合は、この限りでない。

一 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上で組織する労働組合があると
き 当該労働組合の同意

二 前号に規定する労働組合がないとき
イ 又は口に掲げる同意

イ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上を代表する者の同意

ロ 当該事業主の一又は二以上の適用事業所に使用される四分の三以上同意対象者の四分の三以上の同意

9 前項の申出は、附則第十七条第八項の規定により同項の申出をすることができず事業主にあつては、当該申出と同時に行為しなければならない。

10 第八項の申出があつたときは、当該特定四分の三未満短時間労働者(健康保険の被保険者の資格を有する者に限る。)は、当該申出が受理された日の翌日に、健康保険の被保険者の資格を喪失する。

12 この条において特定適用事業所とは、事業主が同一である一又は二以上の適用事業所であつて、当該一又は二以上の適用事業所に使用される特定労働者の総数が常時五百人を超えるものの各適用事業所をいう。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五年中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定(同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。)、及び同法第二十二号の改正規定並びに第六号の規定(日本年金機構法第五十三号の次に一条を加える改正規定を除く。)、並びに附則第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五条の規定(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。)、並びに次条第二項並びに附則第六号から第九号まで及び第十七条の規定 平成二十九年十月一日

三 第一条中国国民年金法第二十七号の三第一項、第二十七号の四及び第二十七号の五の改正規定並びに第三号中厚生年金保険法第四十三号の三第一項、第四十三号の四及び第四十三号の五の改正規定並びに同法附則第十七号の七第四項の改正規定並びに附則第三号及び第五号の規定、附則第十二号の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。)、並びに附則第十三号の規定 平成三十年四月一日

四 第一条中国国民年金法第五号第一項の改正規定、同法第八十七号第三項の表の改正規定、同法第八十七号の二第二項の改正規定、同法第八十八号の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九号第一項、第六十六号第一項及び第六十八号第二項の改正規定並びに同法附則

第五号第十一項の改正規定並びに附則第四条及び第十一号の規定 平成三十一年四月一日

五 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二号中国国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十八号)附則第二十一号第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。)、及び附則第十四号の規定 平成三十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号)第六号第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。))について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。))による年金積立金の運用の状況その他第五条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(以下「新管理運用法人法」という。))の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第二号に掲げる規定の施行後三年を

目途として、必要な措置を講ずるものとする。

(改定率の改定に関する経過措置)

第三条 第一条の規定による改正後の国民年金法(以下この条及び次条において「改正後国民年金法」という。))第二十七号の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後国民年金法第二十七号の五(改正後国民年金法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用については、改正後国民年金法第二十七号の五第一項第二号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第三項第一号中「基準年度における」とあるのは「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

(国民年金保険料の免除に関する経過措置)

第四条 改正後国民年金法第八十八号の二の規定は、平成三十一年四月以後の期間に係る国民年金法第八十七号第一項に規定する保険料について適用する。

(再評価率の改定に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の厚生年金保険法(以下この条において「改正後厚生年金保険法」という。))第四十三号の三第一項に規定する基準年度が平成三十年度前である者に対する改正後厚生年金保険法第四十三号の五(改正後厚生年金保険法又は他の法令において、同条の規定を引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において同じ。))の規定の適用については、改正後厚生年金保険法第四十三号の五第一項第二号及び第三号中「基準年度である」とあるのは「平成三十年度である」と、同条第五項第一号中「基準年度における」とあるのは

「平成三十年度における」と、同号イ中「基準年度」とあるのは「平成三十年度」とする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)

第六条 新管理運用法人法第五号の九第一項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。第十九号第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五号の十第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び附則第八条において「第二号施行日」という。))前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七条 第二号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法(次条において「旧管理運用法人法」という。))第八号の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八号第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八号第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもつて任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八号第一項の規

定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第二号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であつた者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(日本年金機構法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第六条の規定による改正前の日本年金機構法第三十四条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、第六条の規定による改正後の同法(次項において「新法」という。)第三十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に日本年金機構が行つた財産の譲渡であつて、同日において新法第五条第四項に規定する不要財産(金銭を除く。以下この項において「不要財産」という。)の譲渡に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものは、同日においてされた

新法第四十四条の二第二項の規定による不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第五項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができ」とあるのは、「納付するものとする」とする。

(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部改正)

第十一条 次に掲げる法律の規定中「第八十九条」を「第八十八条の二」に改める。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五号)附則第十一条第十一項
二 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四四号)附則第二十三条第十一項

項
(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十二条 国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「又は第三項」を削り、「又は第四項」を、「第四項又は第五項」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正)

第十三条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一一〇号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条の二第二項中「以降」を「から平成二十九年年度まで」に改め、同条に次の一項を加える。

3 平成三十年年度以後の年度における改定率は、当該年度の前年度における改定率に、当該年度において厚生年金保険法第四十三条の二第二項若しくは第三項及び第四十三条の三第一項若しくは第三項又は第四十三条の四第一項、第四項若しくは第五項及び第四十三条の五第一項、第四項若しくは第五項の規定により同法第四十三条第一項に規定する再評価率を改定する際に基準とされる率を乗じて得た率を基準として政令で定める率とする。ただし、当該率が〇・九七一を超える場合には、〇・九七一とする。

正する。

附則第五条の二第三項中「別に法律で定める日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

(年金生活者支援給付金の支給に関する法律の一部改正)

第十六条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第二二二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条の二中「附則第四十六条第三項」を「附則第四十六条第十一項」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第四号中「昭和三十四年法律第四百一十一号」の下に「、年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五五号)」を加える。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

理 由

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人の組織等の見直し等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)
第十五条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、第百九十回国会閣法第五四号)
に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のための年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」という。)の組織等の見直し等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者の総数が常時五百人以下の適用事業所の事業主は、一週間の所定労働時間が二十時間以上であり、かつ、報酬の月額が八万八千円以上である等の要件に該当する短時間労働者について、労働者の過半数で組織する労働組合等の同意を得て、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とする旨の申出をすることができるようになること。

2 国民年金の第一号被保険者は、出産予定月の前月(多胎妊娠の場合においては、三月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しないものとする。また、当該保険料の納付を要しないものとされた期間は、保険料納付済期間とするものとする。

3 いわゆるマクロ経済スライドについて、年金額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金変動や物価変動の範囲内で、前年度までの未調整分を含めて調整するものとする

こと。また、賃金が低下し、物価変動を下回る場合には、賃金変動に合わせて年金額を改定するものとする。

4 GPIFに、委員長及び委員八人以内並びに理事長で組織する経営委員会を置くものとし、経営委員会は、業務方法書の変更、中期計画及び年度計画の作成又は変更等の議決並びに役員の職務の執行の監督を行うものとする。

5 GPIFの理事長並びに経営委員会の委員長及び委員は、経済、金融、資産運用、経営管理等のGPIFの業務に関連する分野に関する学識経験又は実務経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命するものとする。

6 GPIFの年金積立金の運用方法に関し、デリバティブ取引について、先物外国為替であつて市場で行われる取引等を追加するとともに、運用に係る損失の危険の管理を目的として行うものに限定するものとする。また、運用方法を特定して行う信託として、コール資金の貸付け等を追加するものとする。

7 日本年金機構は、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる財産については、遅滞なく、厚生労働大臣の認可を受けて、国庫に納付するものとする。

8 この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

公的年金制度について、制度の持続可能性を高め、将来の世代の給付水準の確保等を図るため、持続可能な社会保障制度の確立を図るため

の改革の推進に関する法律に基づく社会経済情勢の変化に対応した保障機能の強化、より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のためのGPIFの組織等の見直し等の所要の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めるが、短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進に関する規定の施行期日を「公布の日」から「平成二十九年四月一日」に改める必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十八年十一月二十五日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「から第四十四条まで」を、「第四十三号、第四十四号」に改め、同条第五号中「第十七条」の下に「から第十七条の四まで、第四十三号の二を加える。

六 附則第十七条の二から第十七条の四まで及び第四十三号の二の規定 平成二十九年四月一日

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五号中年金積立金管理運用独立行政法人法第二十一条第一項第三号の改正規定(同号イ中「第八号」を「第九号」に改める部分を除く。及び同法第二十二号の改正規定並びに第六号の規定(日本年金機構法第五十三号の次に一条を加える改正規定を除く。並びに附則第十条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第七号の規定 平成二十九年四月一日

二二 第五号の規定(年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三十一条の改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。並びに次条第二項並びに附則第六号から第九号まで及び第十七号の規定 平成二十九年十月一日

三四 第一条中国民年金法第二十七条の三第一項、第二十七条の四及び第二十七条の五の改正規定並びに第三条中厚生年金保険法第四十三号の三第一項、第四十三号の四及び第四十三号の五の改正規定並びに同法附則第十七条の七第四項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定、附則第十二号の規定(第五号に掲げる改正規定を除く。並びに附則第十三号の規定 平成三十年四月一日

四五 第一条中国民年金法第五号第一項の改正規定、同法第八十七号第三項の表の改正規定、同法第八十七号の二第二項の改正規定、同法第八十八号の次に一条を加える改正規定並びに同法第八十九号第一項、第六十六号第一項及び第八十八号第二項の改正規定並びに同法附則第五号第十一項の改正規定並びに附則第四条及び第十一号の規定 平成三十一年四月一日

五六 第二条及び第四条の規定並びに附則第十二

条中国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)附則第二十一条第四項の改正規定(同項中「又は第三項」を削る部分に限る。)及び附則第十四条の規定 平成三十三年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律百十二号)第六条第二項各号に掲げる事項その他必要な事項(次項に定める事項を除く。)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「管理運用法人」という。)による年金積立金の運用の状況その他第五条の規定による改正後の年金積立金管理運用独立行政法人法(以下「新管理運用法人法」という。)の施行の状況、その運用についての国民の意識、委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者による投資先の事業者に対する株主としての関与の動向等を勘案し、管理運用法人による年金積立金の運用が市場その他民間活動に与える影響を踏まえつつ、その運用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき、前条第二号に掲げる規定の施行後三年を目途として、必要な措置を講ずるものとする。

(監査委員会の権限等に関する経過措置)

定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。次条第一項及び第三項ただし書において「通則法」という。)第九條第四項及び第五項の規定並びに新管理運用法人法第五条の十第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(次条第一項及び附則第八条において「第二号施行日」という。)前に生じた事項にも適用する。

(役員に関する経過措置)

第七条 第二号施行日の前日において管理運用法人の理事長若しくは監事又は理事である者の任期は、通則法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五条の規定による改正前の年金積立金管理運用独立行政法人法(次条において「旧管理運用法人法」という。)第八条の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命される管理運用法人の委員長の任期は、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、三年六月とする。

3 厚生労働大臣は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後最初に任命する管理運用法人の委員については、その任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、新管理運用法人法第八条第一項の規定にかかわらず、二年六月以上四年六月以内で厚生労働大臣の定める任期をもつて任命することができる。ただし、監査委員である委員の任期は、任命の日からこの項本文の規定により定められた任期の末日を含む事業年度についての通則法第三十八条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。

(運用委員会の委員に関する経過措置)

第八条 第二号施行日の前日において管理運用法人の運用委員会の委員である者の任期は、旧管理運用法人法第十七条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 管理運用法人の運用委員会の委員であつた者に係る旧管理運用法人法第十七条第三項において準用する旧管理運用法人法第十三条の規定による秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、第二号施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為及び前条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定価 本号一部 二六円
(本体) 二〇円